第　3　章　　津波災害応急対策計画

節	細　　節	担　当　機　関	ページ
津波災害応急対策計画の全体イメージ 対策項目の時系列整理			85 86
第1節　初動体制の確立	1　基本方針 2　災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等 3　通報連絡体制及び県職員の動員 4　災害対策本部 5　現地災害対策本部 6　災害対策本部設置等の表示等 7　意思決定手続き 8　災害応急対策の総合調整 9　受援体制の確立 10　広域応援協力体制の確立 11　各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理	危機管理監室、関係各部局、警察本部、市町、防災関係機関	87 88 88 89 91 92 92 92 93 99 99
第2節　津波警報・注意報の発令	1　基本方針 2　警報・注意報等の種類、発表基準等 3　地震・津波に関する情報の種類と内容 4　地震及び津波警報等発表の流れ 5　津波に関する予報の伝達 6　津波災害発生直前の対策 7　津波に係る現場情報 8　水防法に定める水防警報	危機管理監室、土木部、警察本部、金沢地方気象台、市町、防災関係機関	101 101 103 104 105 107 109 109
第3節　災害情報の収集・伝達	1　基本方針 2　情報の優先順位 3　情報収集体制及び伝達系統の確立 4　収集すべき情報	危機管理監室、関係各部局、警察本部、市町、防災関係機関	111 112 112 116
第4節　通信手段の確保	1　基本方針 2　通信手段の利用方法等 3　通信設備の応急復旧	危機管理監室、警察本部、市町、ＮＴＴ西日本、北陸電力、ＪＲ西日本、防災関係機関	127 127 131
第5節　消防防災ヘリコプターの活用	1　基本方針 2　消防防災ヘリコプターの活動内容 3　運航基準 4　応援要請 5　防災関係機関のヘリコプターとの連携	危機管理監室、市町	132 133 133 133 134
第6節　災害広報	1　基本方針 2　広報機関 3　広報の内容 4　広報手段等 5　被災地域の相談・要望等の対応	県民文化局、危機管理監室	135 136 136 136 138
第7節　消防活動	1　基本方針 2　応援要請等 3　消防活動 4　救助、救急活動 5　惨事ストレス対策	危機管理監室、市町、消防本部	139 139 141 142 142
第8節　自衛隊の災害派遣	1　基本方針 2　災害派遣の適用 3　派遣の要請 4　部隊等の出動 5　活動の内容 6　使用資機材の準備 7　経費の負担区分 8　自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備	危機管理監室、関係各部局、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、市町、防災関係機関	143 144 144 145 146 147 147 147
第9節　避難誘導	1　基本方針 2　避難の勧告又は指示の実施 3　避難の勧告又は指示の内容及びその周知 4　警戒区域の設定 5　警戒区域設定の周知等 6　避難者の誘導 7　避難所の開設及び運営 8　広域避難対策 9　帰宅困難者対策	危機管理監室、関係各部局、警察本部、市町	149 150 151 151 151 152 152 154 154

節	細　　節	担　当　機　関	ページ
第10節　災害時要援護者の安全確保	1　基本方針 2　在宅災害時要援護者に対する対策 3　社会福祉施設等における対策 4　医療機関における対策 5　外国人に対する対策	健康福祉部、危機管理監室、観光交流局、市町	156 157 158 158 159
第11節　災害医療及び救急医療	1　基本方針 2　情報収集・提供 3　ＤＭＡＴ・医療救護班派遣・受入体制 4　救護所の設置 5　災害時後方医療体制 6　重症患者等の搬送体制 7　医療品等及び輸血用血液の供給体制 8　他県等からの医薬品等の受入体制 9　医薬品等の輸送手段 10　医療機関のライフラインの確保 11　個別疾患対策	健康福祉部、危機管理監室、日本赤十字社、市町、医師会、防災関係機関	160 160 162 164 164 164 165 166 166 166 166
第12節　健康管理活動	1　基本方針 2　実施体制 3　健康管理活動従事者の派遣体制 4　健康管理活動	健康福祉部、市町	167 167 167 168
第13節　救助・救急活動	1　基本方針 2　実施体制 3　惨事ストレス対策 4　医療救護活動 5　災害救助法による措置	危機管理監室、関係各部局、市町、防災関係機関	169 169 170 170 170
第14節　水防活動	1　基本方針 2　監視、警戒活動 3　応急復旧	土木部、農林水産部、市町、防災関係機関	171 171 171
第15節　災害救助法の適用	1　基本方針 2　適用基準（災害救助法施行令） 3　適用手続 4　災害救助法に基づく救助の種類 5　災害救助法に基づく救助の実施 6　従事命令等 7　災害救助法が適用されない場合の救助	危機管理監室、土木部、関係各部局、市町	172 172 173 173 174 174 174
第16節　災害警備及び交通規制	1　基本方針 2　災害警備体制 3　交通対策	警察本部、海上保安部、道路管理者	177 177 179
第17節　行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬	1　基本方針 2　行方不明者及び遺体の捜索 3　遺体の検視（見分）及び処理 4　遺体の埋葬 5　安否確認 6　警察の措置 7　海上保安部の措置 8　災害救助法による措置	健康福祉部、警察本部、海上保安部、市町	185 185 185 186 186 186 186 186
第18節　危険物の応急対策	1　基本方針 2　火薬類 3　高圧ガス 4　石油類等 5　毒物劇物 6　放射性物質 7　応急復旧の活動体制の確立	危機管理監室、健康福祉部、文部科学省原子力安全局、警察本部、消防本部、事業者	187 187 188 188 188 189 189
第19節　ライフライン施設の応急対策	1　基本方針 2　電力施設 3　通信施設 4　都市ガス等施設 5　下水道施設	北陸電力、ＮＴＴ西日本、ガス事業者、環境部、市町下水道事業者	190 190 191 193 194
第20節　公共土木施設等の応急対策	1　基本方針 2　道路施設 3　河川、海岸、港湾、漁港等施設 4　放送施設 5　鉄道施設 6　空港施設 7　公園、緑地施設 8　農地、農業用施設等 9　公共建築物等	土木部、農林水産部、市町、放送事業者、ＪＲ西日本、ＪＲ貨物、のと鉄道、北陸鉄道、大阪航空局小松空港事務所、大阪航空局能登空港出張所、能登空港管理事務所、防災関係機関	195 195 196 197 198 198 199 199 200

節	細　　節	担　当　機　関	ページ
第21節　給水活動	1　基本方針 2　給水対策本部の設置、運営 3　応急給水活動 4　施設の応急復旧活動 5　災害救助法による措置	環境部、市町	202 202 202 203 204
第22節　食料の供給	1　基本方針 2　実施体制 3　主食の供給 4　副食及び調味料の確保 5　共助による食料の確保 6　災害救助法による措置	農林水産部、農林水産省 生産局、北陸農政局、市町	205 205 205 206 206 206
第23節　生活必需品の供給	1　基本方針 2　実施体制 3　生活必需品等の確保 4　物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 5　災害救助法による措置	県民文化局、危機管理監室、 市町、防災関係機関	207 207 207 208 208
第24節　障害物の除去	1　基本方針 2　実施体制 3　障害物除去の実施基準 4　障害物除去計画の作成 5　障害物除去の方法 6　除去した障害物の集積場所 7　湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除 8　災害救助法による措置 9　粉塵等公害防止対策 10　障害物除去に関する応援、協力	環境部、土木部、農林水産部、市町、施設管理者	209 209 209 209 210 210 210 210 210 210
第25節　輸送手段の確保	1　基本方針 2　輸送の対象 3　実施機関 4　要員、物資輸送車両等の確保 5　従事命令 6　災害救助法による措置	企画振興部、危機管理監室、 自衛隊、海上保安部、 市町、ＪＲ西日本、 ＪＲ貨物、のと鉄道、 北陸鉄道、トラック協会、 倉庫協会、防災関係機関	211 212 212 212 213 213
第26節　こころのケア活動	1　基本方針 2　実施体制 3　精神保健医療班（こころのケアチーム）派遣体制 4　精神保健医療班活動 5　精神保健医療活動情報の提供	健康福祉部、市町	214 214 215 215 215
第27節　防疫、保健衛生活動	1　基本方針 2　実施体制 3　避難所の防疫措置 4　防疫用資材の備蓄、調達 5　感染症患者発生時の対応 6　ペット動物の保護対策 7　特定動物の逸走対策	健康福祉部、環境部、市町	217 217 218 218 218 219 219
第28節　ボランティア活動の支援	1　基本方針 2　ボランティアの受け入れ 3　災害対策ボランティア本部の機能 4　災害対策ボランティア現地本部の機能 5　ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	県民文化局、市町、関係機関	220 220 221 221 222
第29節　し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理	1　基本方針 2　実施体制 3　被災地の状況把握 4　廃棄物の収集、運搬及び処分の方法 5　震災時における廃棄物の処理目標 6　野外仮設トイレの設置 7　廃棄物の応急的処理 8　廃棄物処理施設の復旧	環境部、市町、事業主	223 224 224 224 224 225 225 226
第30節　住宅の応急対策	1　基本方針 2　実施体制 3　災害救助法による措置 4　住宅確保等の種別 5　その他	土木部、市町	227 227 228 228 229

節	細　　節	担　当　機　関	ページ
第31節　文教対策	1　基本方針 2　文教施設の応急復旧対策 3　応急教育実施の予定施設 4　応急教育計画 5　児童生徒への対応 6　教材・学用品の調達及び給与方法 7　授業料の免除及び育英資金 8　給食措置 9　保健衛生 10　教職員の健康管理 11　避難所協力 12　文化財対策	県・市町教育委員会、 総務部、健康福祉部	230 230 230 231 231 232 232 232 232 232 232 233
第32節　応急金融対策	1　基本方針 2　通貨の供給の確保 3　非常金融措置	商工労働部、日本銀行、 北陸財務局、関係行政機関	234 235 235

第３章　津波災害応急対策計画

津波災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。そのため、発災後の時間の経過に伴い変化する対応策を時系列に沿って、**初動対策期**（発災から１日程度）、**緊急対策期**（１週間程度まで）、**応急対策期**（１か月程度まで）の３期別に分類・整理する。

津波災害応急対策の全体の流れを次に示す。

津波災害応急対策計画の全体イメージ

地域防災計画	時間経過	対策期別	対象項目	県民の対応
津波災害予防対策		事前対応	・減災（避難体制の整備など） ・準備（組織、計画等）	・ハザードマップの理解 ・防災教育
津波災害応急対策	発　災	**初動対策期** **（救命中心）**	・生命の安全確保 ・職員の非常招集 ・災害医療の開始 ・二次災害の防止 ・災害情報の収集・連絡・対応 ・避難場所の開設 ・情報網の確保	３日　自主防災備蓄食糧、水の消費
	１　日	**緊急対策期** **（救援と支援）**	・避難場所の高機能化 ・緊急支援活動の立ち上げ ・災害医療の継続と救急医療の開始 ・幹線道路の通行確保と流入交通量の制限	・ボランティア活動の開始及び受け入れ
	１週間	**応急対策期** **（応急被害復旧の開始、こころのケア開始）**	・緊急支援活動の安定継続 ・社会基盤施設、ライフライン復旧進捗情報の共有化 ・生活支援とボランティア受け入れ環境の整備 ・仮設住宅の建設と入居 ・復旧計画の策定 ・心的外傷後ストレス障害のケア開始	
津波災害復旧・復興対策	１か月	**復旧対策期** **（復興計画の策定）**	・ガレキの処理 ・町づくり組織の形成 ・復興計画の策定	・都市、町づくりへの参加
	６か月	**復興対策期** **（人生・生活・住宅等町並み再建、都市環境回復）**	・都市機能の回復・強化 ・教訓の整理、防災教育の日常化 ・生活再建及び復興経済 ・都市環境の回復、創造	

津波災害応急対策の項目を優先順に次のとおり示す。

対策項目の時系列整理

時間経過		発災 1日	1週	1月
対応期別		初動対策期	緊急対策期	応急対策期
対策項目	第 1節	初動体制の確立		
	第 2節	津波警報・注意報の発令		
	第 3節	災害情報の収集・伝達	災害情報の収集・伝達	
	第 4節	通信手段の確保		
	第 5節	消防防災ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰの活用	消防防災ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰの活用	
	第 6節	災害広報	災害広報	災害広報
	第 7節	消防活動		
	第 8節	自衛隊の災害派遣要請	自衛隊の災害派遣の継続	
	第 9節	避難誘導	避難誘導	
	第10節	災害時要援護者の安全確保	災害時要援護者の安全確保	
	第11節	災害医療の開始	災害医療の継続と救急医療の開始	
	第12節	健康管理活動	健康管理活動	健康管理活動
	第13節	救出・救助活動		
	第14節	水防活動		
	第15節	災害救助法の適用		
	第16節	災害警備及び交通規制	災害警備及び交通規制	
	第17節	行方不明者の捜索、遺体の収容	行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬	
	第18節	危険物の応急措置	危険物の応急復旧	危険物の応急復旧
	第19節	ﾗｲﾌﾗｲﾝ施設の応急措置	ﾗｲﾌﾗｲﾝ施設の応急復旧	
	第20節	公共土木施設等の応急措置	公共土木施設等の応急復旧	
	第21節	給水活動の準備	給水活動の実施	
	第22節	食糧供給の準備	食糧の供給	
	第23節	生活必需品等の供給準備	生活必需品等の供給	
	第24節		障害物の除去	
	第25節		輸送手段の確保	
	第26節		こころのケア活動	こころのケア活動
	第27節		防疫、保健衛生活動	
	第28節		ボランティア活動の支援	
	第29節		し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理	し尿、生活ごみ、がれ及び廃棄物の処理
	第30節		住宅の応急対策	応急仮設住宅の建設
	第31節		文教対策	
	第32節		応急金融対策	応急金融対策の継続

第１節　初動体制の確立

危機管理監室、関係各部局、警察本部、市町、防災関係機関

初動体制の確立のフロー

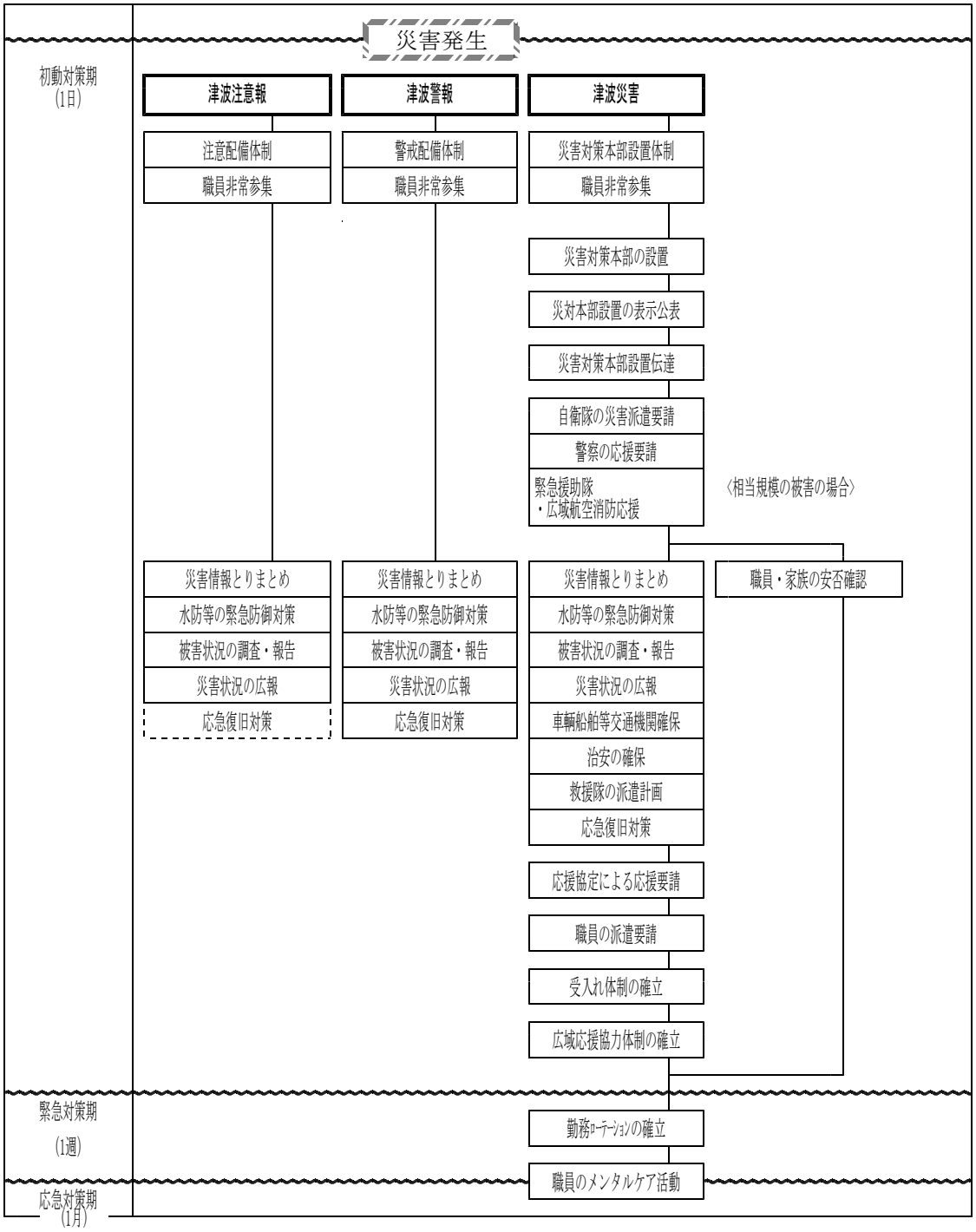

1　基本方針

知事又は市町長は、災害対策基本法第２３条に基づき、津波災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。

また、県、市町及び防災関係機関は、津波災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。

2　災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等

石川県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置等に係る配備体制及びその基準等（以下「配備体制及びその基準等」という。）は、次のとおりとする。

配備体制及びその基準等

配　備　体　制		基　　準	動員対象職員
災害対策本部設置前	注意配備体制 情報収集、連絡活動を円滑に行える体制	・県下に**津波注意報**が発表されたとき	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員
	警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・県下に**津波警報**が発表されたとき	・危機管理監室全職員 ・災害対策本部連絡員 （企画調整室次長等） ・各部局の配備計画による職員
災害対策本部体制		・県下に**津波災害**が発生し又は津波災害の発生するおそれがあるとき ・県下に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき ・県下に津波災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき	・全職員（自主登庁）

3　通報連絡体制及び県職員の動員

(1) 通報連絡体制

ア　知事は、津波注意報等が発表されたとき、若しくは津波災害が発生したとき（発生のおそれがあるときを含む。）は、次の通報連絡体系により直ちに非常通報を行う。

通報連絡体系図

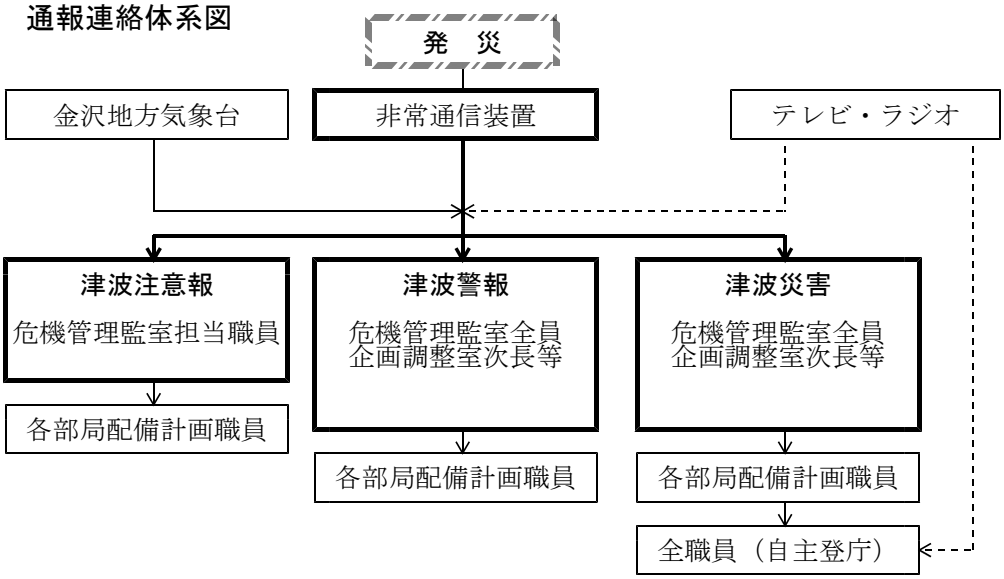

（注）　□　及び　→　は、非常通報装置による連絡範囲

イ　本庁各部局（課、室）長及び出先機関の長は、あらかじめ通報連絡体系図による職員の配備及び動員伝達系統を定め、所属の職員に周知徹底するとともに、このための所要の準備を日頃から整えておくこととする。

ウ　毎年度、新たに策定(変更を含む。)した職員の配備計画及び動員伝達系統を毎年度４月

末までに危機管理監に報告する。

(2) 通報の方法

ア　２の「配備体制及びその基準等」の定めによる動員対象職員は、携帯電話、非常通報装置及び職員の動員伝達等により、確実に連絡を受けて登庁する。

イ　放送機関（ラジオ、テレビ）の協力を得て、職員の動員を図る。

(3) 職員の動員

ア　注意配備体制及び警戒配備体制の場合

２の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、危機管理監室職員及びあらかじめ定められた動員対象職員は、速やかに登庁する。

イ　災害対策本部体制の場合

２の「配備体制及びその基準等」による災害対策本部設置体制になったときは、全職員が直ちに登庁する。

なお、登庁が不能の場合は、津波災害予防計画第６節２（2)で定める県の機関に登庁する。

この際、市街地又は市街地に隣接する地域に立地する機関に登庁する職員は、道路の被害及び交通の混雑等が予想されるため、できるだけ徒歩、自転車、バイク等の利用を心がける。

４　災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

知事は、２の「配備体制及びその基準」に定める津波災害が発生し又は津波災害の発生するおそれのある場合などには、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の組織等は、「石川県災害対策本部条例（昭和37年石川県条例第51号)」、「石川県災害対策本部規程（昭和35年訓令第７号)」及び「石川県災害対策本部運営要綱（昭和37年。以下「運営要綱」という。)」の定めるところによる。

(3) 災害対策本部は、知事を災害対策本部長（以下「本部長」という。）として、県、教育委員会及び警察本部を含む構成とし、津波災害に係る救助その他の災害応急対策活動を統括する。

(4) 災害対策本部は、原則として県庁内に設置する。

(5) 救助その他の災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害対策本部に所要の部を、中能登及び奥能登の両総合事務所に地方部を、東京及び大阪の２県事務所に地方連絡部をそれぞれ置き、災害対策本部の事務を分掌させる。

地方部及び地方連絡部に部長を置き、部長には当該県事務所長及び事務所長を充てる。

(6) 災害対策本部の系統図は、次のとおりとする。

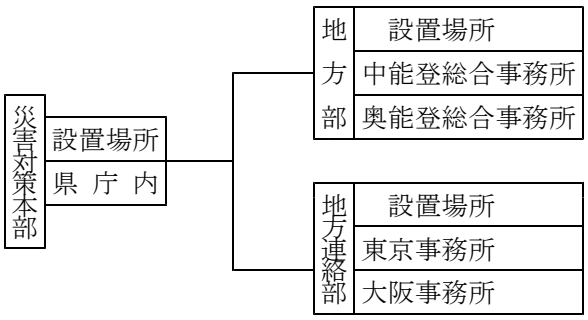

(7) 災害対策本部の組織、編成

ア　災害対策本部は、災害対策に関する方針の協議及び事務連絡の機関として、本部長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員(以下「本部員」という。)

を構成員とする災害対策本部員会議(以下「本部員会議」という。）を設ける。

イ　本部員会議は、必要の都度、本部長が招集する。

ウ　災害対策本部には、部及び班を設け、部に部長を、班に班長を置く。

エ　部長には本部員（各部局長）を充て、班長には各部局の各企画調整室次長及び各課長を充てる。

オ　本部員会議の庶務その他災害対策についての各部、各班の連絡等に関する事項の処理に当たるため本部連絡員室を設置し、各部局の企画調整室次長等を本部連絡員として、原則として本部連絡員室に勤務させる。

　また、部内各班の連絡を図るため、部内連絡員（各課課長補佐（総括））を置く。

カ　災害対策本部の円滑な運営を図るため、災害の規模に応じて、本部事務局の人員増強を図るとともに、必要に応じて本部の運営を支援する班を設置する。

キ　災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

災害対策本部	本部員会議	職名
	本部長	知事
	副本部長	副知事
	副本部長	副知事
	本部員 危機管理部	危機管理監
	総務部	総務部長
	災害資料部	企画振興部長
	県民文化部	県民文化局長
	健康福祉部	健康福祉部長
	環境部	環境部長
	商工労働部	商工労働部長
	観光交流部	観光交流局長
	農林水産部	農林水産部長
	競馬事業部	競馬事業局長
	土木部	土木部長
	災害経理部	出納室長
	教育部	教育長
	警察部	警察本部長

各班　各班長（各企画調整室次長・各課長）　部内連絡員（各課課長補佐（総括））　班員

本部連絡員室	
室長	危機対策課長
副室長	消防保安課長
本部連絡員（企画調整室次長等）	危機対策課課長補佐
	総務課課長補佐
	企画振興部企画調整室次長
	県民文化局企画調整室次長
	健康福祉部企画調整室次長
	環境部企画調整室次長
	商工労働部企画調整室次長
	観光交流局企画調整室次長
	農林水産部企画調整室次長
	競馬事業局総務課課長補佐
	土木部企画調整室次長
	出納室課長補佐
	教育委員会庶務課課長補佐
	警察本部警備課課長補佐

現地災害対策本部

(8) 災害対策本部の所掌事務

　災害対策本部は、災害対策の推進に関して、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、災害対策基本法第14条に基づく石川県防災会議と緊密な連絡のもとに、次に定める所掌事務を実施する。

　なお、各部、各班の組織及び事務分担は、運営要綱の定めるところによる。

県本部の所掌事務

○ 災害情報の取りまとめに関すること。 ○ 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。 ○ 災害時における通信の確保に関すること。 ○ 災害状況の県内外に対する広報に関すること。 ○ 被災地に対する救援隊の派遣計画に関すること。 ○ 災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること。 ○ 国や他県等からの支援を受けるための受援計画に関すること。 ○ 水防その他災害の緊急防ぎょ対策に関すること。 ○ 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関すること。 ○ 災害時における車輛、船舶等交通手段の確保に関すること。 ○ 災害時における治安の確保に関すること。 ○ 災害の応急復旧対策に関すること。 ○ その他災害対策に関して、知事が特に必要と認めた事項。

5　現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

ア　本部長は、被災地域及び災害の状況等に応じて、現地災害対策本部を設置する。

イ　現地災害対策本部は、中能登、奥能登総合事務所又は小松県税事務所のほか、次の施設を充てることができる。

　なお、知事が必要と認めた場合は被災市町と情報の共有化を図るため、現地災害対策本部を当該市町の庁舎内に設置し、市町災害対策本部との合同会議等を開催するなど機動的な運用を図る。

各土木総合事務所	奥能登	中能登	県　央	石　川	南加賀
各土木事務所	珠　洲	羽　咋	津　幡	大聖寺	
各農林総合事務所	奥能登	中能登	県　央	石　川	南加賀
各農林事務所	珠　洲	羽　咋	津　幡	加　賀	

ウ　中能登総合事務所又は奥能登総合事務所管内区域内に現地災害対策本部が設置されたときは、その区域内の地方部は現地災害対策本部に吸収される。

(2) 現地災害対策本部の組織、編成

ア　現地災害対策本部には、現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）を構成員とする現地災害対策本部員会議（以下「現地本部員会議」という。）を設ける。

イ　現地災害対策本部には、部及び班を設け、部に現地本部員を長とする部長を、班に班長を置く。

ウ　部長には当該関係部署の次長を充て、班長には、原則として、被災地域又はその周辺地域に所在する当該関係部署の出先機関の長を充てる。

エ　部及び班の事務分担及び出先機関等については、運営要綱の定めによる。

オ　現地災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

<table>
<tr><td rowspan="10">災害対策本部 →</td><td rowspan="10">現地災害対策本部</td><td colspan="2">現地本部員会議</td><td colspan="3">職　　名</td></tr>
<tr><td colspan="2">現地本部長</td><td colspan="3">副知事（知事の職務代理順序による）</td></tr>
<tr><td colspan="2">現地副本部長</td><td colspan="3">本部長が指名する者</td></tr>
<tr><td rowspan="7">現地本部員</td><td>危機管理監室</td><td>危機管理監室次長</td><td>危機管理・総務班</td><td rowspan="7">班長
出先機関の長</td><td rowspan="7">班　員</td></tr>
<tr><td>総務部</td><td>総務部次長</td></tr>
<tr><td>健康福祉部</td><td>健康福祉部次長</td><td>厚生政策班</td></tr>
<tr><td rowspan="2">農林水産部</td><td rowspan="2">農林水産部次長</td><td>農林水産班</td></tr>
<tr><td>家畜衛生班</td></tr>
<tr><td>土木部</td><td>土木部次長</td><td>土木班</td></tr>
<tr><td>警察部</td><td>警察本部（次長担当職）</td><td>災害警備班</td></tr>
</table>

（注）１　現地本部長となる副本部長については、本部長が必要と認める場合は、この表にかかわらず本部長が指名する者をもって充てる。
　また、現地本部員については、本部長が必要と認める場合は、危機管理監室及び担当部（警察本部を除く）の職員の中から、本部長が指名する者をもって充てる。
２　必要のある都度、協力班等の班を設置する。

６　災害対策本部設置等の表示等

(1) 災害対策本部及び現地災害対策本部を設置した場合

ア　直ちにその表示を行い、消防庁、市町、防災関係機関及び報道機関等に通報し、県民等に周知する。

イ　各部局に対しては、ファクシミリ又は口頭で速やかに伝達する。

(2) 廃止した場合も、(1)ア、イに準じて行う。

７　意思決定手続き

(1) 本部長（知事）に事故ある場合における職務の代理順位は、次のとおりとする。

代理順位	職　　名	備　　考
第１位	副本部長（副知事）	知事の職務代理順序による
第２位	副本部長（副知事）	

(2) 本部員及び現地災害対策本部員並びに班長に事故ある場合の代理は、石川県処務規程（昭和33年訓令甲第９号）第18条（副知事等の代決）、第19条（出先機関の長の代決）の規定を準用する。

８　災害応急対策の総合調整

(1) 総合調整

ア　県は、国が非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部を設置した場合、相互に連絡調整を図りつつ、応急対策を円滑に実施する。

イ　石川県防災会議は、県が災害対策本部を設置した場合、必要に応じて県庁内に石川県防災会議連絡員室を設置し、関係機関相互間の連絡調整の円滑化を図る。

石川県防災会議の各委員は、その所属機関から職員を派遣し、必要に応じて石川県防災会議連絡員室にこれを駐在させる。

ウ　県及び市町は、必要に応じて災害対策本部員会議に防災関係機関の参加を求め、迅速な初動対応等に必要な調整及び連携強化を図る。

エ　総合調整の系統

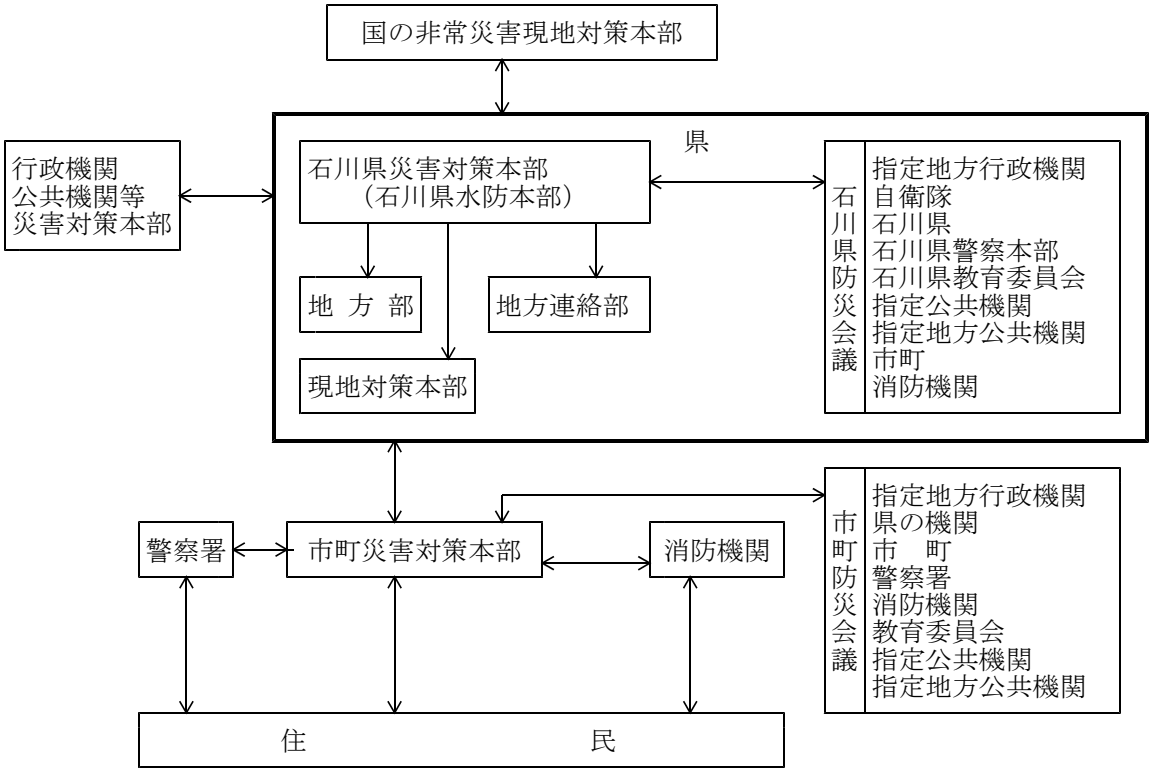

(2) その他の対策会議等の設置

ア　災害対策本部の設置にいたらない規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、常時又は随時関係機関相互の連絡調整を図るため、災害の形態に応じて必要な対策会議等を設置することができる。

なお、対策会議等を設置したときは、速やかに石川県防災会議に連絡する。

イ　災害対策本部が設置されたときは、災害の形態に応じて設置した対策会議等は災害対策本部に吸収される。

９　受援体制の確立

県及び市町は、災害時の応援等受入れを想定し、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための受援計画の策定に努める。

(1) 知事の応援要請

ア　指定行政機関等に対する応援要請

県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。

(ｱ) 災害の状況

(ｲ) 応援を要請する理由

(ｳ) 応援を要請する区域及び範囲又は内容

(ｴ) 応援を必要とする期間
(ｵ) その他必要な事項
（参考）指定行政機関等との応援に関する協定等は、次のとおりである。

① 災害時における放送要請に関する協定（本章第6節「災害広報」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	ＮＨＫ金沢放送局	S52. 4.30	076-264-7033	076-224-2889
	北陸放送（株）	S52. 4.30	076-262-8183	076-232-0043
	石川テレビ放送（株）	S53.10. 1	076-267-2347	076-268-0115
	（株）テレビ金沢	H 3. 6.28	076-240-9032	076-240-9096
	（株）ＦＭ石川	H 3. 6.28	076-262-8050	076-262-8058
	北陸朝日放送（株）	H 4. 1.31	076-269-8844	076-269-8845
	加賀テレビ（株）	H 4. 4. 1	0761-78-3135	0761-78-3136
	（株）テレビ小松	〃	0761-23-3911	0761-23-3914
	加賀ケーブルテレビ（株）	〃	0761-72-8181	0761-72-5995
	金沢ケーブルテレビネット（株）	〃	076-224-1114	076-224-8300
	（株）あさがおテレビ	〃	076-274-3333	076-274-3366
	（株）えふえむ･ｴﾇ･ﾜﾝ	〃	076-248-1212	076-248-8181
	（株）ラジオかなざわ	〃	076-265-7843	076-265-7845
	（株）ラジオこまつ	〃	0761-23-7660	0761-23-7672
	（株）ラジオななお	〃	0767-53-7640	0767-52-7776

② 災害時等における報道要請に関する協定（本章第6節「災害広報」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県・石川県公安委員会	共同通信社金沢支局	H 9. 7. 1	076-231-4450	076-224-1713
	時事通信社金沢支局		076-221-3171	076-221-3172
	朝日新聞社金沢支社		076-261-7575	076-233-8042
	毎日新聞社北陸総局		076-263-8811	076-231-7124
	読売新聞社金沢総局		076-261-9131	076-231-5254
	産経新聞社金沢支局		076-261-1291	076-224-3043
	日本経済新聞社金沢支局		076-232-3311	076-260-3610
	日刊工業新聞社金沢支局		076-263-3311	076-263-3312

③ 災害時の相互協力に関する申合わせ（本章第18節「公共土木施設等の応急対策」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県（土木部）	北陸地方整備局（金沢河川国道事務所）	H22.3.4	025-280-8836 (076-264-9921)	025-370-6691 (076-233-9617)

イ 他の都道府県等に対する広域応援要請
知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、「全国都道府県におけ

る災害時の広域応援に関する協定（平成8年7月18日）」に基づくほか、以下の応援協定に基づき、他の都道府県・市に対して、応援を要請する。

(ｱ) 中部９県１市災害応援に関する協定（平成７年11月14日）

石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市

(ｲ) 北陸三県災害相互応援に関する協定（平成７年10月27日）

石川県、富山県、福井県

(ｳ) 石川県・岐阜県災害時の相互応援に関する協定（平成７年８月９日）

石川県、岐阜県

(ｴ) 石川県・新潟県災害時の相互応援に関する協定（平成８年１月９日）

石川県、新潟県

(ｵ) 消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定

（本章第５節「消防防災ヘリコプターの活用」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	富山県	H 9. 7. 1	0764-95-3060	0764-95-3066
	福井県		0776-51-6945	0776-51-6947

(ｶ) 石川県・岐阜県航空消防防災相互応援協定

（本章第５節「消防防災ヘリコプターの活用」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	岐阜県	H20.10.14	058-272-1111	058-271-4119

〈要請事項〉

○　物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣 ・　食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及び斡旋 ・　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋 ・　救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及び斡旋 ・　救護及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣 ○　避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同警戒等被災県市の境界付近における必要な措置 ○　被災者の一時収容のための施設の提供 ○　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

ウ　市町に対する応援

(ｱ) 知事は、市町が災害対策本部を設置した場合には、被害状況に応じ職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の相互調整等を行わせる。

なお、派遣職員には、災害現場で衣・食・住等を自己完結できる装備を携帯させる。

(ｲ) 知事は、市町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合には、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について支援協力を行う。

(ｳ) 知事は、市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。

(2) 市町長の応援要請（知事又は他の市町長に対する応援要請）

市町長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事又は他の市町長に対し、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。

ア　災害の状況

イ　応援を要請する理由

ウ　応援を要請する区域及び範囲又は内容

エ　応援を必要とする期間

オ　その他必要な事項

(3) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、地震災害に際して、人命及び財産を保護するため必要と認めるときは、本章**第８節「自衛隊の災害派遣」**に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

(4) 警察の応援要請

公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し必要があると認めるときは、警察庁又は他の都道府県警察に対して警察法（昭和２９年法律第１６２号）第６０条の規定に基づく広域緊急援助隊等の警察官等の特別派遣を求める。

(5) 消防の応援要請

消防活動については、石川県消防広域応援協定（平成３年８月１日）により、相互応援を行う。

県内の消防力のみで対処できない場合、知事は、消防庁長官に対し、次の派遣を要請する。

ア　消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条に基づく、緊急消防援助隊等の派遣要請

イ　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和６１年５月３０日消防庁次長通知）」に基づく、他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣要請

(6) 各種団体に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。

ア　災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（本章第９節「避難誘導」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	㈱サークルＫサンクス	H22.9.2	03-6220-9108	03-6220-9051
	㈱ｾﾌﾞﾝｲﾚﾌﾞﾝ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ	H22.9.2	03-6238-3734	03-6238-3491
	㈱デイリーヤマザキ	H22.9.2	047-323-0001	047-324-0083
	㈱ファミリーマート	H22.9.2	03-3989-7765	03-3981-1254
	㈱ポプラ	H22.9.2	044-280-2800	044-280-1936
	㈱ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944
	㈱壱番屋	H22.9.2	042-735-5331	042-735-5565
	㈱モスフードサービス	H22.9.2	03-5487-7344	03-5487-7340
	㈱吉野家	H22.9.2	03-4332-9712	03-5269-5090

イ　災害時の医療救護に関する協定（本章第11節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（公社）石川県医師会	H 3.11. 1	076-239-3800	076-239-3810

ウ　災害時における医薬品の供給等に関する協定（本章第11節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	石川県薬業卸協同組合	H 8.11.13	076-266-4141	076-266-4113

エ　災害時における衛生材料の供給等に関する協定（本章第11節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	石川県医療品卸商組合	H 8.11.13	076-263-6517	076-263-6518

オ　災害時における医療機器の供給等に関する協定（本章第11節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	石川県医療機器協会	H 8.11.13	076-222-5111	076-264-2334

カ　災害救助犬の出動に関する協定書（本章第13節「救助・救急活動」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	災害救助犬協会富山	H 9.10. 7	0764-29-8139	0764-13-8171
	日本レスキュー協会		072-770-4900	072-770-4950
	ジャパンケネルクラブ	H19. 1.11	03-3251-1656	03-3251-1659
	石川県救助犬協会連合会		076-298-9551	076-298-1245

キ　災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定
（本章第16節「災害警備及び交通規制」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（社）石川県警備業協会	H 9. 9. 1	076-281-6670	076-281-6671

ク　災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定
（本章第17節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	石川県葬祭業協同組合	H22. 3.31	076-275-1400	076-275-2967
	全国霊柩自動車協会石川県支部	H22. 3.31	076-286-4444	076-286-8562

ケ　災害時における応急対策工事に関する基本協定
（本章第20節「公共土木施設等の応急対策」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県 石川県道路公社	（社）石川県建設業協会	H20.12.15	076-242-1161	076-241-9258
石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	（社）石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3.30	076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451

コ　災害時における応援業務に関する協定（本章第20節「公共土木施設等の応急対策」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県 石川県道路公社	（社）石川県建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ協会 （社）石川県測量設計業協会 （社）石川県地質調査業協会	H18. 3.31	076-274-8802	076-274-8422

サ　災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書
（本章第25節「輸送手段の確保」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（社）石川県トラック協会	H17.12.19	076-239-2511	076-239-2287

シ　災害応急対策用物資の保管等に関する協定書
（本章第25節「輸送手段の確保」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	石川県倉庫協会	H17.12.19	076-248-6681	076-248-6783

ス　地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定
（本章第27節「防疫、保健衛生活動」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（社）石川県ビルメンテナンス協会	H22.7.20	076-214-6205	076-214-6206

セ　災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定
（本章第30節「住宅の応急対策」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（社）プレハブ建築協会	H 7. 3.24	03-5280-3121	03-5280-3127

ソ　災害時における民間賃貸住宅等の媒介等に関する協定
（本章第30節「住宅の応急対策」参照）

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（社）石川県宅地建物取引業協会 （社）全日本不動産協会石川県本部	H18.12.27 H21.10.1	076-291-2255 076-280-6223	076-291-1118 076-280-6224

(7) 職員の派遣の要請等

ア　職員の派遣の要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは災害対策基本法第29条に基づき、知事は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に、市町長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

また、知事及び市町長は、必要に応じ、地方自治法第252条の17に基づき、他の都道府県知事又は他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。

なお、要請に当たっては、知事又は市町長は次の事項を明らかにする。

(ｱ) 派遣を要請する理由

(ｲ) 派遣を要請する職員の職種別人員

(ｳ) 派遣を必要とする期間

(ｴ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(ｵ) その他職員の派遣について必要な事項

イ　職員の派遣のあっせん

知事又は市町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、次の事項を明らかにし、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣のあっせんを求める。

(ｱ) 派遣のあっせんを求める理由

(ｲ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員

(ｳ) 派遣を必要とする期間

(ｴ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(ｵ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(8) 受け入れ体制の確立

災害応援要請をした知事又は市町長は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講ずる。

ア　派遣職員等との現地連絡責任者を定める。

イ　派遣職員等の宿舎を提供する。

ウ　派遣職員等と派遣機関との連絡に関して便宜を与える。

10　広域応援協力体制の確立

知事は、県下市町はもとより、広域応援県市等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。

ア　災害救援対策本部等の設置

知事は、必要に応じて、災害救援対策本部を設置するとともに、災害情報の収集に努め、派遣経路の確認と輸送手段を検討して、応援部隊の規模等を決定する。

また、災害救援対策本部は、応援部隊の派遣に係る支援や資材の調達を行う。

イ　応援部隊の編成

応援要請の内容に基づき、応援部隊を編成する。

なお、他県（市）への応援部隊の編成に当たっては、次の点を考慮する。

○　応援部隊には、応援要請県（市）との連絡調整及び応援部隊各班の指揮連絡のための総括責任者を置く。
○　応援部隊の業務の円滑化を図るため、庶務班（担当者）を設ける。
○　応援部隊は、応援業務によっておおむね次の班を編成する。
- 救護班（救護活動について応援する。県立病院の医師、看護婦を中心に編成）
- 防疫班（防疫活動について応援する。保健福祉センターの技師を中心に編成）
- 復旧班（被災地における復旧作業を応援する。土木部の技師を中心に編成）
- 技術指導班（復旧作業の技術指導をする。各分野の専門職を中心に編成）
- 輸送班（応援部隊の被災地の輸送や救援物資の輸送について応援する。技能労務職員を中心に編成）

11　各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

(1) 職員や家族の安否確認

自宅又は自分がいる地域で相当規模の被害が予測される津波が発生した場合には、原則として本人が所属の課、廨（人事担当者）へ報告する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。

また、勤務中の発災時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

(2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。

第２節　津波警報・注意報の発令

危機管理監室、土木部、警察本部、 金沢地方気象台、市町、防災関係機関

津波警報・注意報の発令のフロー

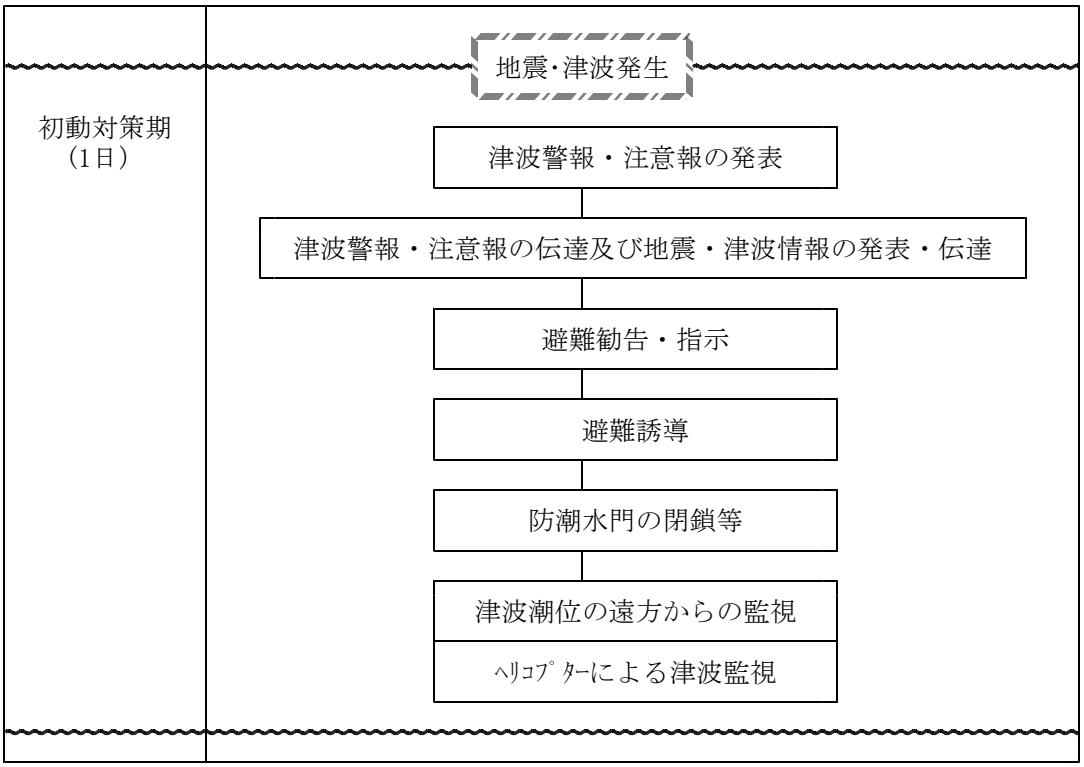

１　基本方針

津波警報・注意報の発表時又津波災害の発生時には、津波被害の軽減、拡大防止を図るため、津波情報及び津波警報・注意報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し、伝達する。また、その他の災害応急対策を速やかに確立し、迅速に職員の動員を行う。

２　警報・注意報等の種類、発表基準等

(1) 緊急地震速報（警報）の発表基準等

地震動により重大な災害が起こるおそれのあるときは、強い揺れが予想される地域に対し、強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる。

また、県及び市町等は、直下型地震では緊急地震速報が間に合わないといった技術的な限界があることを正しく理解したうえで、的確に身を守る行動をとるよう、住民に対し普及啓発を図る。

(2) 津波警報等の種類及び発表基準等

ア　種類

(ｱ) 津波警報　　津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき

(ｲ) 津波注意報　津波による災害のおそれがあると予想されるとき

(ｳ) 津波予報　　津波による災害のおそれがないと予想されるとき

イ　発表基準等

津波警報・注意報

種類		発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで３メートル以上である場合	高いところで３ｍ程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	３ｍ，４ｍ，６ｍ，８ｍ，１０ｍ以上
	津波	予想される津波の高さが高いところで１メートル以上３メートル未満である場合	高いところで２ｍ程度の津波が予想されますので、警戒してください。	１ｍ，２ｍ
津波注意報		予想される津波の高さが高いところで、０．２メートル以上１メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで０．５ｍ程度の津波が予想されますので、注意してください。	０．５ｍ

（注）１　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

２　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表。
	０．２メートル未満の海面変動が予想されたとき。 （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも０．２ｍ未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

３ 地震・津波に関する情報の種類と内容

	情報の種類	発表内容
地震情報	震度速報	震度３以上を観測した地域名（全国を約１９０に区分）と地震の揺れの発現時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表 「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動」、津波警報・注意報の発表状況を付加して発表
	各地の震度に関する情報	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所とその規模（マグニチュード）を発表 なお、震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表 「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動」、津波警報・注意報の発表状況を付加して発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

4　地震及び津波警報等発表の流れ

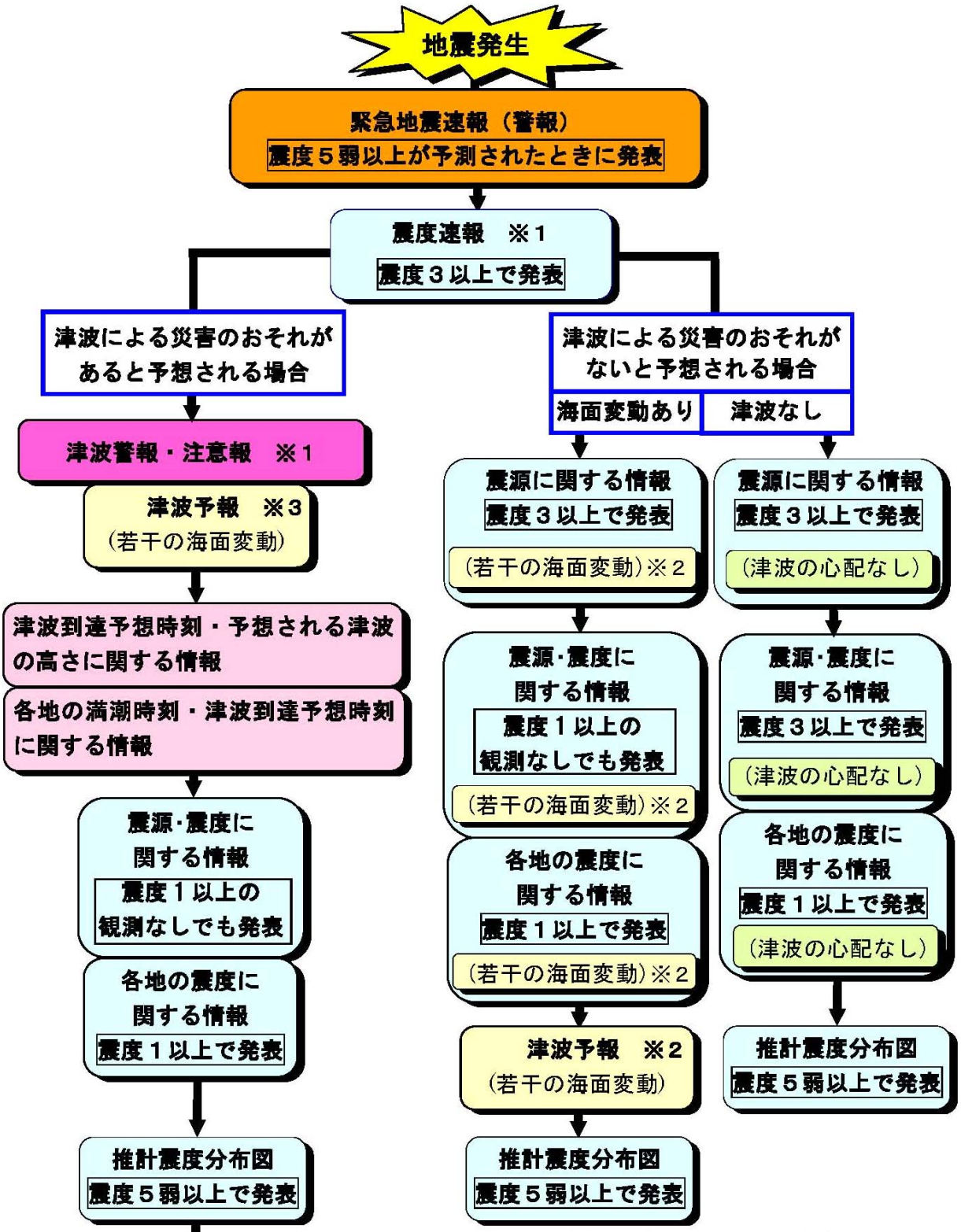

※１　津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
※２　地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
※３　津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

5　津波に関する予報の伝達

(1) 津波予報区

ア　津波予報区図

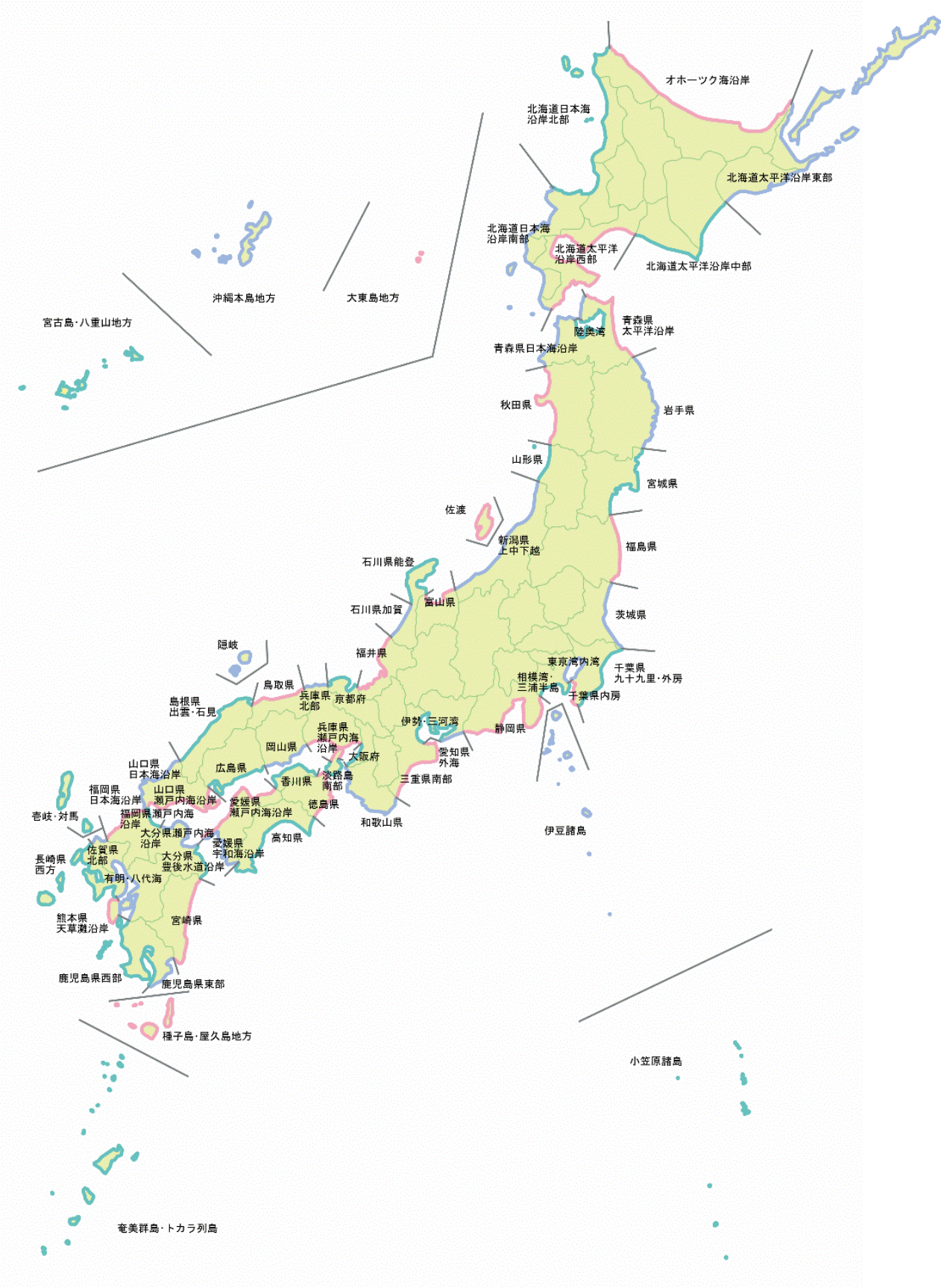

イ　石川県における予報区

津波予報区の名称	区　　域
石　川　県　能　登	石川県かほく市以南を除く
石　川　県　加　賀	石川県かほく市以南に限る

（注）石川県能登：輪島市、珠洲市、七尾市、羽咋市、鳳珠郡、鹿島郡、羽咋郡
　　石川県加賀：金沢市、白山市、加賀市、かほく市、能美市、野々市市、河北郡、能美郡

(2) 津波警報等の伝達

ア 津波警報等伝達系統

気象庁が発表した津波警報等は、津波警報等伝達系統図により直ちに関係機関へ伝達する。

津波警報等伝達系統図

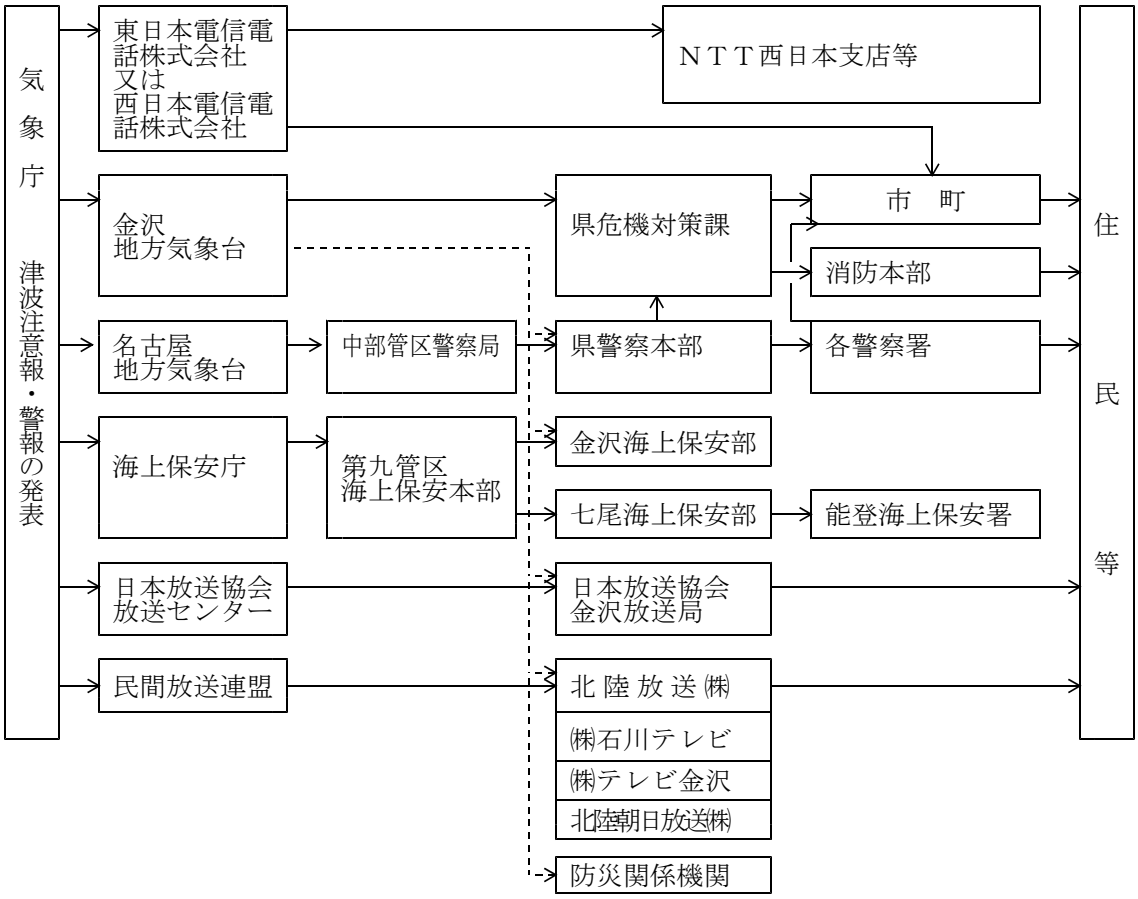

イ　警察本部、ＮＴＴ西日本金沢支店、放送機関、県

(ｱ) 警察本部、ＮＴＴ西日本金沢支店は他のすべての通信を中断して関係市町へ伝達し、放送機関は番組を中断して放送する。

(ｲ) 県は、県防災行政無線により市町に伝達するほか、一般の気象警報の伝達に準じて、防災関係機関に伝達する。

ウ　市町、その他の防災関係機関

市町は、津波警報等を迅速かつ正確に住民、釣り人、海水浴客などの観光客、走行中の車両、運行中の列車、船舶等に伝達する。

また、伝達にあたっては、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図ることとし、市町地域防災計画に定めておく。

その他の防災関係機関は、気象警報等の伝達体制に準じて、情報伝達を行う。

エ　津波注意報、警報の標識は、次のとおりである。

(ｱ) 津波注意報標識

標識の種類	標識	
	サイレン音	鐘　　音
津波注意報標識	(約10秒) ○―＼＿／―○ (約2秒)	(3点と2点の斑打) ●―●―●　●―●

（注）鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(ｲ) 津波警報標識

標識の種類	標識	
	サイレン音	鐘　　音
大津波警報標識	(約3秒) ○―＼＿／―○――― (約2秒)(短声連点)	(連点) ●―●―●―●
津波警報標識	(約5秒) ○―＼＿／―○― (約6秒)	(2点) ●―●　●―●　●―●

（注）鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(ｳ) 津波警報及び津波注意報解除標識

標識の種類	標識	
	サイレン音	鐘　　音
津波警報及び津波注意報 解除標識	(約10秒)　(約1分) ○―＼＿／―○― (約3秒)	(1点2個と2点の斑打) ●　●　●―●

（注）鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

オ　気象庁の警報事項を適時に受けることのできなくなった市町長が津波警報を発した場合は、異常現象の発見通報体制にならって、県を通じて金沢地方気象台に通報する。

６　津波災害発生直前の対策

(1) 安全な避難誘導

市町は、津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、状況に応じたその伝達内容等についてあらかじめ定めておく。

また、市町は、津波警報・注意報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難勧告・指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、災害時要援護者にも配慮したわかりやすい伝達に心がける。

さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

＜一般＞

○　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。
○　地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。
○　避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。
○　自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。
○　津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。
○　正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
○　津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
○　地震・津波は自然現象であり，想定を超える可能性があること，特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること，避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど，津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

＜船舶＞

○　強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注１）退避を行うものとする。
○　地震を感じなくても、津波警報又は注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。
○　正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。
○　津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
○　地震・津波は自然現象であり，想定を超える可能性があること，特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること，避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど，津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

注１　港外：水深の深い、広い海域

(2) 緊急対策

県及び市町は、消防職団員、水防団員、警察官、市町職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とし、予想される津波到達時間も考慮した上で、水防団等を出動させ、防潮水門・陸閘を閉鎖するほか、住民等の海浜からの避難や、災害時要援護者の避難を支援するなどの緊急対策を行う。

(3) 津波潮位の監視

ア　津波潮位の監視をする場合には、海岸付近は極めて危険であるので、安全な遠方の高台等から監視する。

イ　大地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合には、消防防災ヘリコプターを活用して上空からの津波監視を行う。

ウ　県及び市町は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても済むよう、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。

7　津波に係る現場情報

異常潮位又は異常波浪の発見者は、直ちに市町、消防本部、警察官又は海上保安官に通報する。

この場合において、市町及び消防本部が受けたときは県へ、警察官及び海上保安官が受けたときは市町を経由して県へ速やかに通報する。県は、必要に応じて金沢地方気象台その他関係機関に通報する。

異常現象発見者の通報系統図

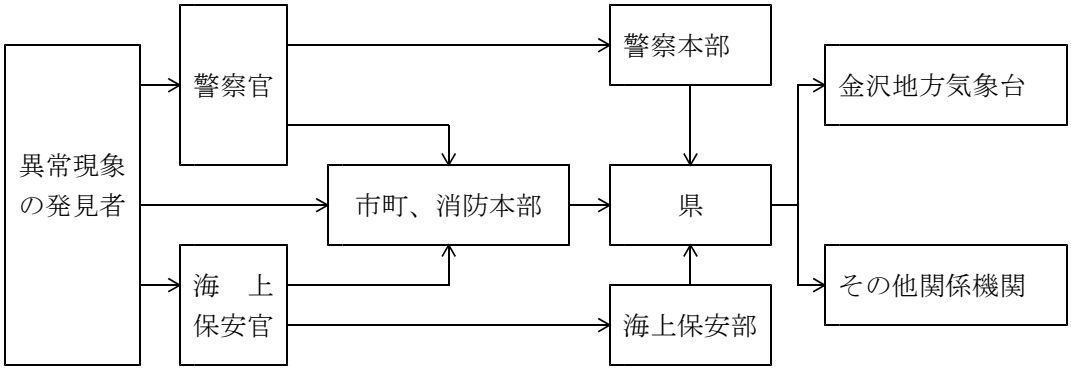

8　水防法に定める水防警報

(1) 津波発生時の水防警報発令における安全確保の原則

水防警報は、津波によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波発生時における水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮し、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭に置いて通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合であっても、水防活動に従事する者の安全確保が図られるものとする。

(2) 水防警報を行う河川・海岸及びその区域

国土交通大臣又は知事が指定した河川・海岸については、それぞれ水防警報を行うものとし、河川・海岸ごとにそれぞれ定められた機関の長が直接これを発表する。

なお、発令区域については石川県地域防災計画（一般災害対策編）第３章第３節「気象業

務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準」４(1)ア及び(2)アによる。

(3) 種類及び発表基準

警報の種類及び警報を発表するときの具体的な基準は、次のとおりである。

種類	発表基準	内容
待機	津波警報が発表される等必要と認めるとき。	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。
出動	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
解除	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。

なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合は、水防警報が通知されるまでの間、水防活動に従事する者の安全を確保するよう、事前に関係者間で調整するものとする。

第３節　災害情報の収集・伝達

危機管理監室、関係各部局、警察本部、市町、防災関係機関

災害情報の収集・伝達のフロー

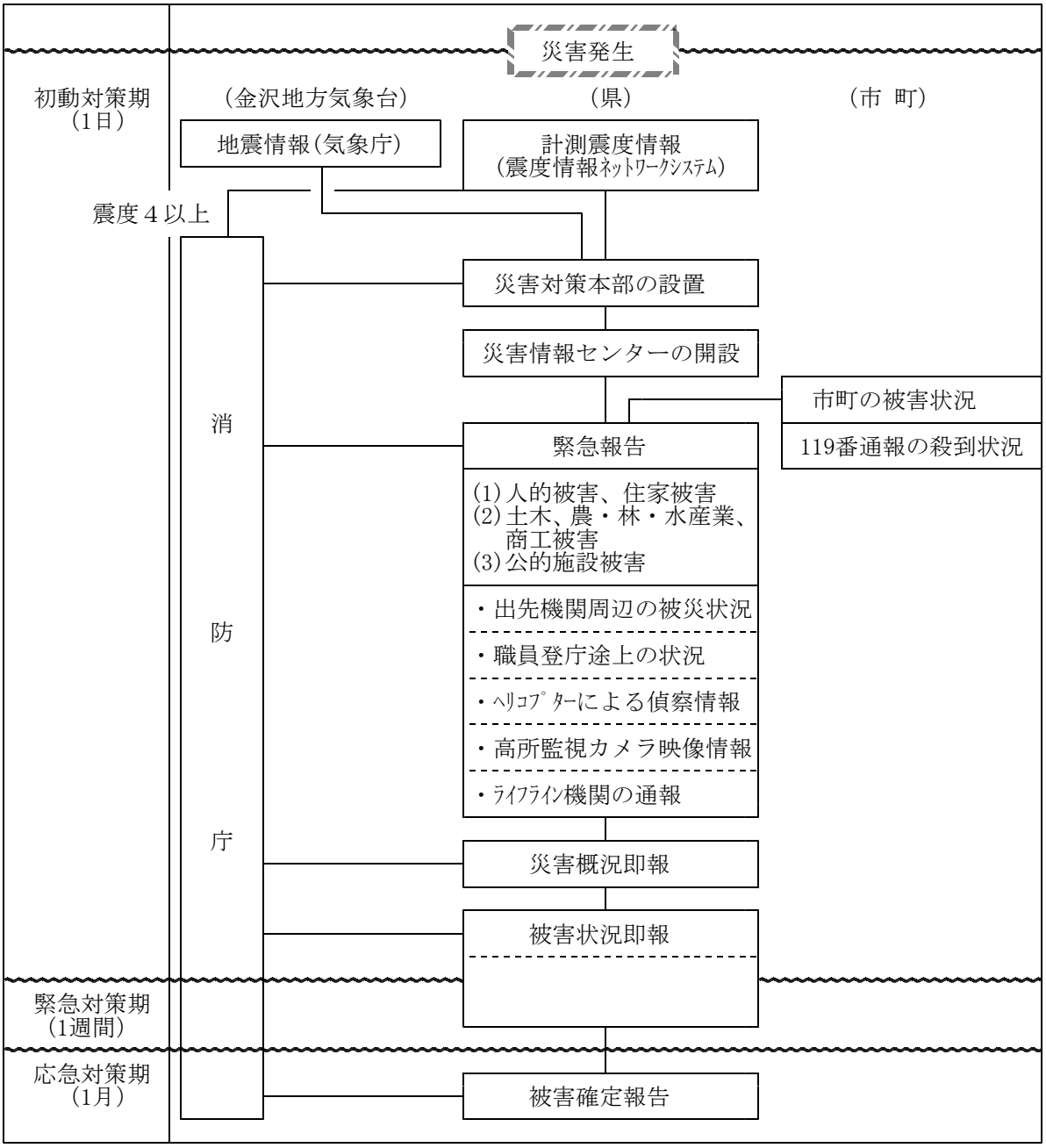

１　基本方針

県、市町及び防災関係機関は、津波災害等における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、相互に緊密な連携のもとに正確かつ迅速な被害情報の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

２　情報の優先順位

被害状況の収集・連絡は、応急対策の時期別に優先順位を付けて行う。

対策期別	情報の優先順
初動対策期	①人的被害 ②住家被害
緊急対策期	③土木、農・林・水産業、商工被害 ④公的施設被害

３　情報収集体制及び伝達系統の確立

(1) 被害規模に関する概括的情報の収集・連絡

ア　県

(ｱ) 市町からの情報収集及び119番通報殺到状況の情報

県は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報殺到状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握する。また、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁に連絡する。

(ｲ) 出先機関の周辺の被災状況及び職員の登庁途上に見た被災状況の収集

県は、出先機関の周辺の被災状況、職員の登庁途上に見た被災状況を収集し、また高所カメラ情報やライフライン機関の通報状況から、早急に概括的な被害状況の把握に努める。

イ　市町

(ｱ) 被害規模に関する概括的情報

市町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、地盤災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、県への報告が困難となった状況の場合は、直ちに消防庁へ報告する。

(ｲ) 119番通報殺到状況の情報

市町は、119番通報殺到状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

ウ　警察本部

被害規模に関する概括的情報を把握し、警察庁に連絡する。

(2) 災害情報センターの開設

ア　災害情報の統括一元化

災害対策本部に防災関係機関の災害情報を統括一元化し、震災時の情報の混乱を防止するとともに、災害対策本部の災害応急対策の指令の伝達及び県民に対する広報活動に万全を期するため、災害情報センターを開設する。

イ　被害状況や応急対策状況の報告

各市町災害対策本部、消防機関及び各防災関係機関は、被害状況や応急対策状況等を災害情報センターに随時報告する。

(3)　災害情報収集に係る各機関の実施事項等

ア　県等

(ｱ) 県（本庁）・県教育委員会

ａ　危機対策課長は、市町から災害情報等を収集するとともに、県各関係課長、県教育委員会教育長、警察本部長及び関係機関からの災害報告を取りまとめる。

ｂ　県関係各課長、県教育委員会教育長は、掌握した被害状況を危機対策課長に速報するとともに、関係部局にも直ちに連絡する。

c　危機対策課長は、災害情報等を消防庁に報告するとともに、関係機関に連絡する。

d　被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防救急無線等を利用し、情報を収集するものとする。

また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、調査のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達するものとする。

(ｲ) 県の出先機関

県の出先機関の長は、管内市町長からの報告のあった災害情報、被害報告を取りまとめるとともに、出先機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。

また、掌握した災害情報、被害報告は、報告系統により関係主管課長及び危機対策課長に報告する。

イ　市町

(ｱ) 市町長は、管内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を危機対策課又は県の出先機関に報告する。

(ｲ) 市町長は、上記報告の概要を市町所在の関係機関に連絡する。

(ｳ) 市町は本庁と現地災害対策本部など被災地区との連携を緊密にし、情報の共有を図る。

ウ　警察

(ｱ) 警察本部長又は警察署長は、知事、市町長その他関係機関と緊密に連携して、災害活動上必要な災害に関する情報を収集する。

(ｲ) 収集した災害情報及び警察関係施設被害については、上級機関に報告するとともに、必要により関係機関に連絡する。

(ｳ) 被害情報収集及び被害報告に関する業務の処理は、警察本部においては警備部警備課、警察署においては警備課が行う。

エ　指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに上記の各機関は、その管理に属する施設についての被害状況及び応急措置の実施状況を必要に応じて県危機対策課に通報する。

オ　関係機関等の協力関係

県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、被害状況の調査及び報告について、相互に連絡し、協力しなければならない。

カ　情報収集伝達体制

県は、市町等から災害情報、被害状況等の報告連絡があったときは次の体制で受領し、必要に応じ消防庁及び関係機関等に連絡する。

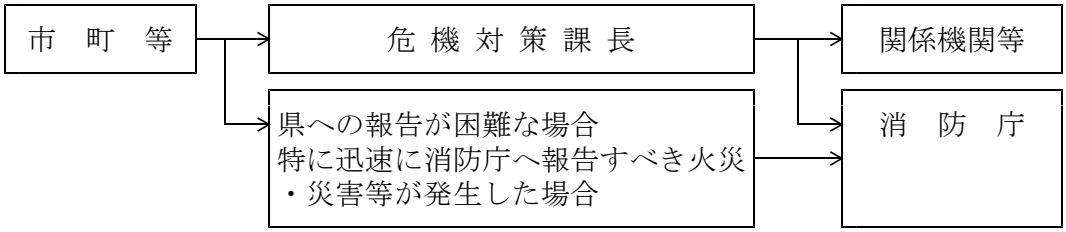

(4) 航空機等による災害状況の把握

ア　県は、消防防災ヘリコプターの活用により、迅速かつ的確に被害状況等の情報収集・伝達活動を行う。(**「第5節　消防防災ヘリコプターの活用」**参照)

イ　航空機を保有する各防災関係機関は、必要に応じて、すみやかに被害状況を把握するため、航空偵察活動を実施し、その状況を県等に報告する。

この際、状況により県職員又は警察職員を同乗させ、災害状況の把握する。

また、県、市町は、画像情報システムやインターネット等により災害状況の把握に努める。

(5) 安否情報の収集等

県及び市町は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行うものとする。

(6) 異常現象発見者の通報義務

海面の上昇など次のような異常な現象を発見した者は、市町、消防本部、警察官、海上保安官のうちいずれかにすみやかに通報する。

この場合において、市町及び消防本部がこれを受けた場合は県へ、警察官及び海上保安官がこれを受けた場合は市町を経由して県へすみやかに通報する。県は必要に応じて金沢地方気象台その他の関係機関へ通報する。

ア　異常な出水、山くずれ、地すべり、堤防決壊、なだれなど大きな災害となるおそれがあるとき。

イ　異常な高波・うねり・潮位、河川や湖沼が異常水位となったとき。

ウ　強い地震（震度４程度以上）若しくは弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた地震、又は頻発地震（数日間にわたり頻繁に感ずる地震）があったとき。

異常現象発見者の通報系統図

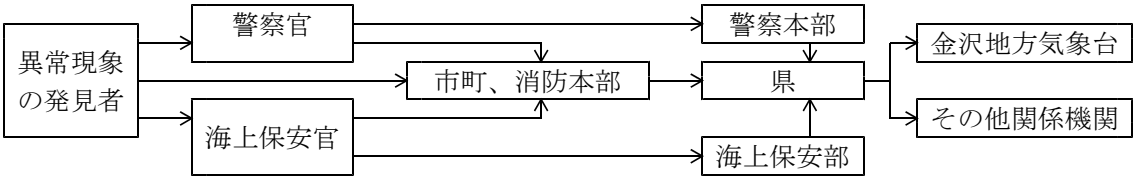

(7) 防災関係機関相互における災害情報連絡系統図

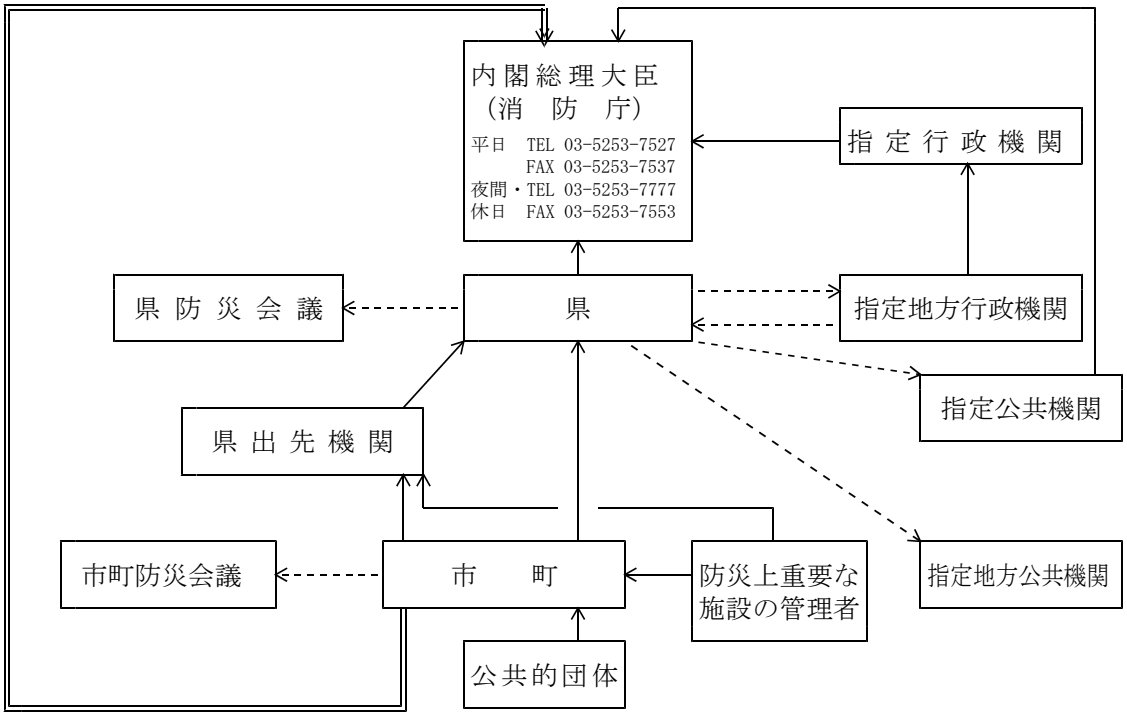

―――　報告
------　通報
═══　報告（県への報告が困難な場合及び特に迅速に消防庁へ報告すべき火災・災害等が発生した場合）

(8) 県、教育委員会及び警察本部における災害情報等収集の分担

部	調　査　事　項	主　管　課
危機管理監室	・人的被害、住家等一般被害 ・被害状況、応急対策状況の総括 ・他の部に属しない関係の被害	危機対策課
環　境　部	・水道施設の被害、対策状況 ・下水道施設など生活排水処理施設の被害、対策状況 ・廃棄物処理施設の被害 ・ごみ及びし尿の廃棄物処理事業に係る被害	環　境　部 企画調整室
総　務　部	・私立学校の被害 ・県有財産の被害	総　務　課
健康福祉部	・社会福祉施設の被害 ・医療、衛生施設の被害	健康福祉部 企画調整室
県民文化局	・県民生活の動向 ・生活必需物資の動向	県民文化局 企画調整室
商工労働部	・商工鉱業関係の被害	商工労働部 企画調整室
観光交流局	・観光関係の被害	観光交流局 企画調整室
農林水産部	・耕地関係の被害 ・農作物関係の被害 ・畜産関係の被害 ・山林関係の被害 ・漁船関係の被害 ・水産関係の被害 ・その他の農林水産関係施設等の被害	農林水産部 企画調整室

部	調　　査　　事　　項	主　管　課
土　木　部	・公共土木施設関係の被害	土　木　部 企画調整室
教育委員会	・文教関係の被害、対策状況	庶　務　課
警察本部	・被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動状況 ・交通の運行状況及び交通規制状況 ・犯罪情勢	警　備　課

4　収集すべき情報

県（教育委員会を含む。）、警察本部及び市町が行う被害状況等の報告については、被害規模に関する概括的情報のほか、次により報告する。

(1) 被害報告等の基準

○　災害救助法の適用基準に合致するもの
○　市町が災害対策本部を設置したもの
○　災害が２市町以上にまたがるもので、１の市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
○　災害による被害に対して国又は県の特別の財政援助を要するもの
○　災害による被害が当初は軽微であっても、上記４項目の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
○　人的被害又は住家被害のあったもの
○　その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの、又は県より報告の要請のあったもの

(2) 報告の要領

ア　被害報告は、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、国や県における災害状況の把握が遅れ、応急対策に支障をきたすので、市町は、まず災害が発生した場合は、

(ｱ) 直ちに被害規模に関する概括的情報と災害の態様を報告する。

(ｲ) 順次市町災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告する。

イ　被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として電話、ファクシミリ等で行うが、緊急を要するもの又は特に指示のある場合を除き、１日１回以上行う。

ウ　被害報告は、災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

エ　特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

（３）速報及び被害状況等の報告様式

ア　人的被害（死者、行方不明者、負傷者）

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	原因	被害の種類	負傷の程度	被害者					備考（処置）
						住所	氏名	性別	年齢	職業	

イ　住家被害（全壊、全焼、半壊、半焼、一部破損、床上浸水、床下浸水）

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	原因	棟数	被害の種類	対策又は状況	世帯主				世帯人員	被害額千円	備考
							住所	氏名	年齢	職業			

ウ　非住家（公共建物・その他）

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	施設名又は所有者名	種類	原因	棟数	被害の程度	対策又は状況	被害額（千円）	備考

エ　田（水稲）・畑

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	地区	種別	流失（ha）	埋没（ha）	冠水（ha）	浸水（ha）	倒状（ha）	その他	作物被害額（千円）	備考

オ　文教施設・病院・社会福祉施設・清掃施設

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	場所	施設名	原因	被害の程度	対策又は状況	被害額（千円）	公立私立別	備考

カ　道路・橋りょう

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	路線及び橋りょう名	場所	種別	被害の内容	発生日時	被害額（千円）	通行止等の規制	迂回路		復旧見込	備考
								有無	路線名		

キ　河川・海岸・港湾・砂防・空港

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	河川名等	位置	種別	被害の内容	発生日時	被害額（千円）	復旧見込	備考

ク　水　　道

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	水道事業名	断水地域	発生日時	断水状況		被害の状況						被害額（千円）	応急対策	復旧見込	備考
				戸数	人口	取水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	給水施設				
				戸	人										

ケ　下　水　道

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	下水道事業名（公共、特環、流域）	被災位置	種別（管渠、処理場等）	被害の内容	下水処理不能		被害額（千円）	応急対策	復旧見込時期	備考
					戸数	人口				
					戸	人				

コ　崖くずれ、地すべり、土石流

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	規模	被害の内容	対策	種類	被害額（千円）	備考

サ　鉄　　道

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	路線名	区間	場所	被害状況	規制等	復旧見込	備考

シ　船　　舶

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	船舶名	用途別	トン数	所有者		被害の程度	被害額（千円）	備考
				住所	氏名			

ス　電　　話

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	不通区間又は地域	不通戸数	原　　因	被害状況	不通回線数	復旧見込	備　考

セ　電気・ガス

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	原　　因	停電又は供給不能地域	戸　数	被害の程度	復旧見込	対　　策	備　考

ソ　ブロック塀等

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	所有者・管理者氏名	個所数	被害の程度	被害額（千円）	備　考

タ　火　　災

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	発生日時	発生場所	施設名	所有者又は管理者氏名	種　別	火災の状況	被害額（千円）	備　考

チ　避難勧告・指示

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	勧告・指示日時	避難場所		世帯主				世帯人員	避難の理由	備考
		住　所	場所・施設名	住　所	氏　名	年齢	職　業			

ツ　その他（農林水産業施設等）

（　　年　　月　　日　　時　　分報告）

市町村名	地　区	農地		○	○	○	○	備　考
		面　積	被害額	面積又は箇所	被害額			

災害（事故）緊急報告書（第　　報）

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">報 告 日 時</td><td>平成　年　月　日
午前・午後　時　分</td></tr>
<tr><td rowspan="3">報告事項</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">報
告
者</td><td>所　属</td><td></td></tr>
<tr><td>職・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>ＴＥＬ</td><td></td></tr>
<tr><td>発生日時</td><td colspan="4">平成　　年　　月　　日（　　）　午前・午後　　時　　分頃</td></tr>
<tr><td>発生場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>災害（事故）概要・対応状況等</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">受　信　者</td><td>危機対策課：</td></tr>
</table>

報告先：危機対策課
ＴＥＬ．０７６－２２５－１４８２
ＦＡＸ．０７６－２２５－１４８４

災害中間・確定報告

都道府県		区分		被害
災害名 報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時　現在）			
報告者名				

区分			被害
人的被害	死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

区分				被害
その他	田	流失・埋没	ha	
		冠水	ha	
	畑	流失・埋没	ha	
		冠水	ha	
	文教施設		箇所	
	病院		箇所	
	道路		箇所	
	橋りょう		箇所	
	河川		箇所	
	港湾		箇所	
	砂防		箇所	
	空港		箇所	
	清掃施設		箇所	
	崖くずれ		箇所	
	鉄道不通		箇所	
	被害船舶		隻	
	水道		戸	
	電話		回線	
	電気		戸	
	ガス		戸	
	ブロック塀等		箇所	
り災世帯数			世帯	
り災者数			人	
火災発生	建物		件	
	危険物		件	
	その他		件	

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td>被　害</td><td rowspan="9">災害等の対策本部設置状況</td><td>都道府県</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公立文教施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="8">市町村</td><td rowspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村</td><td>団体</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">その他</td><td>農業被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>林業被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">計　　団体</td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="4">災害救助法適用市町村名</td><td colspan="2" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">計　　団体</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防職員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">被害総額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防団員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">災害発生場所
災害発生年月日
災害の概況
応急対策の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況</td></tr>
</table>

（４）被害状況等の判定基準

被害等区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち１月以上の治療の要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊（全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとする。
	半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の２０％以上７０％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものとする。
	一部破損	全壊（全焼）及び半壊（半焼）にいたらない程度の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊（全焼）、半壊（半焼）の被害を受けたものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分を住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

被害等区分		判定基準
その他	畑の流失、埋没、冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するため道路、河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	海岸	国土を保全するため防護することを必要とする海岸又はこれを設置する堤防、護岸、突堤、その他海岸を保護するための施設とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	空港	空港整備法（昭和３１年法律第８０号）に規定する空港において、滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、証明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋りょう又は政令で定める空港用地とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	下水道	下水道法（昭和３３年法律第７９号）第２条の２に規定する下水道施設及びこれに類似する施設とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

被害等区分		判定基準
その他	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となっている時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯		災害により全壊（全焼）、半壊（半焼）及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを１世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋りょう、港湾、漁港、下水道及び空港整備法（昭和３１年法律第８０号）による国庫負担の対象となる空港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁舶等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考		備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第４節　通信手段の確保

危機管理監室、警察本部、市町、ＮＴＴ西日本、北陸電力、ＪＲ西日本、防災関係機関

通信手段の確保のフロー

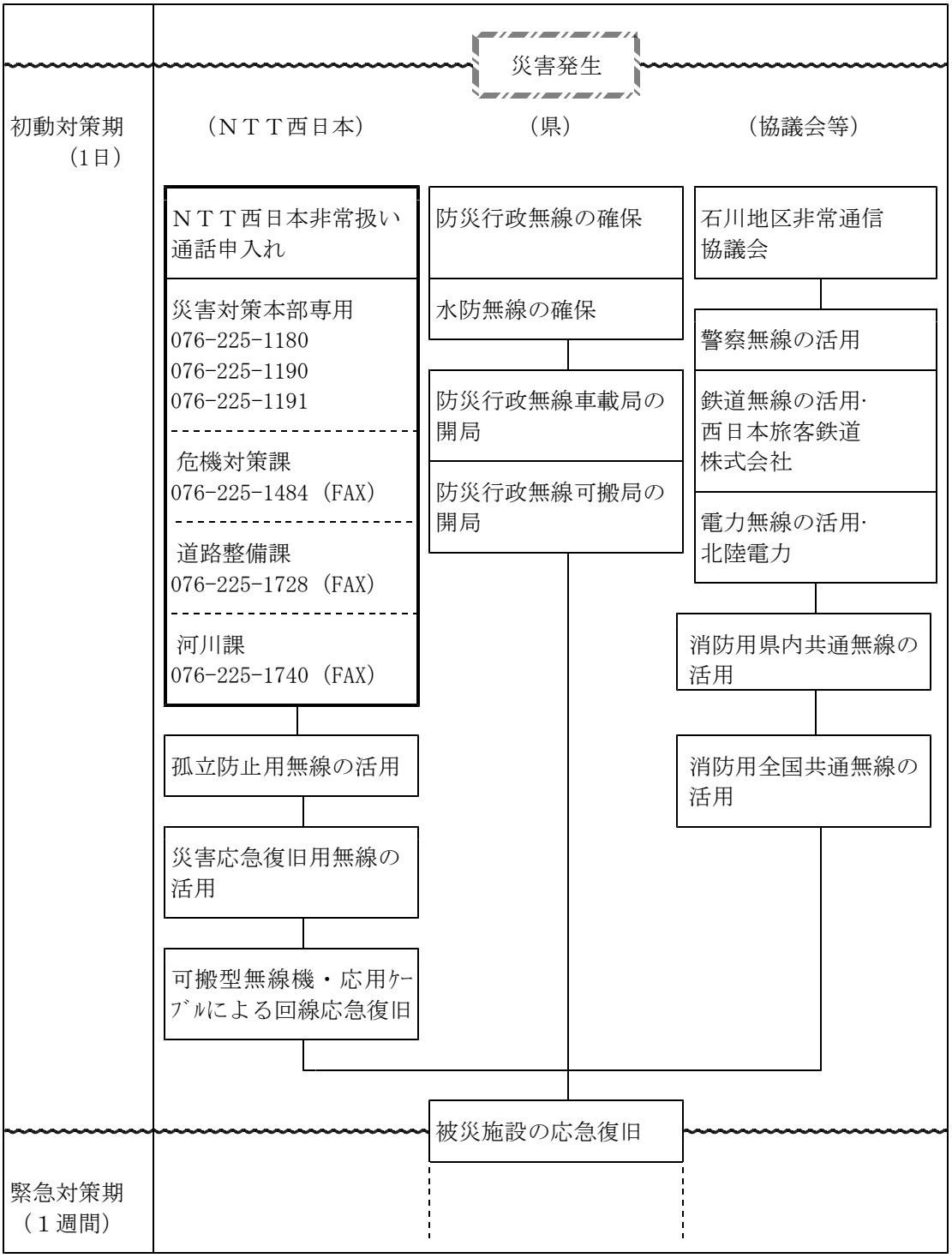

（数字は優先順位を表す）

１　基本方針

県、市町及び防災関係機関は、津波災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

２　通信手段の利用方法等

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。

なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。

(1) 電話による通話

ア　県及び市町は、災害時における緊急通信のため、西日本電信電話（株）（以下「ＮＴＴ西日本」という。）金沢支店等と「非常扱いの通話」について協議し決定しておく。

イ　災害発生等により緊急に通信連絡の必要がある場合は、アにより決定された災害時優先電話を用いて行う。なお、電話交換手扱いで緊急に通信連絡の必要がある場合は、（局番なし102番）に「非常扱いの通話」と告げ、その理由を申し出る。

ウ　県（本庁）が承認を受けた非常緊急通話優先取扱い電話番号は、次のとおりである。

県庁非常緊急電話番号

電　話　番　号	発　信　者　機　関　名
０７６－２２５－１１８０ ０７６－２２５－１１９０ ０７６－２２５－１１９１	災害対策本部専用
０７６－２２５－１４８４	危機対策課（ＦＡＸ専用）
０７６－２２５－１７２８	道路整備課（ＦＡＸ専用）
０７６－２２５－１７４０	河　川　課（ＦＡＸ専用）

（昭和57年９月17日金外話二運第８号付許可済）

(2)　電報による通信

「非常扱いの電報」を利用する場合は、ＮＴＴ西日本支店等に「非常扱いの電報」と告げ、その理由を申し出る。

(3) 非常通信

ア　専用通信施設の利用

県、市町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の協定及び北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。

(ｱ) 通信設備の優先利用等に関する協定

協　定　者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石　川　県	警察本部	S38.11. 1	076-225-0110	内線 6069
	西日本旅客鉄道（株）金沢支社	S62. 4. 1	076-253-5204	076-253-5207
	北陸電力（株）石川支店	S38.12.27	076-233-8877	076-233-8755

(ｲ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名

所　　属	連絡担当者	所　在　地
北陸総合通信局	無線通信部陸上課 上席電波検査官	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60
北陸地方整備局	金沢河川国道事務所	〒920-8648 石川県金沢市西念4-23-5
北陸地方整備局	金沢港湾・空港整備事務所　沿岸防災対策官	〒920-0331 石川県金沢市大野町4-2-1
中日本高速道路株式会社金沢支社	施設チームサブリーダー	〒920-0365 金沢市神野町東170
ソフトバンクテレコム株式会社	ネットワーク運用本部関西第２ネットワークセンター　金沢保全２課長	〒921-8013 金沢市新神田1-1-16
ＫＤＤＩ株式会社	課長（フィールド担当）	〒920-0332 金沢市無量寺町ハ45
株式会社ＮＴＴドコモ北陸	災害対策室主査	〒920-8202 金沢市西都1-5
ソフトバンクモバイル株式会社	ネットワーク運用本部関西第２ネットワークセンター　金沢保全１課長	〒921-8013 金沢市新神田1-1-16
北陸電力株式会社	石川支店　金沢電力部電子通信課	〒920-0052 石川県金沢市薬師堂町ハ16
西日本旅客鉄道株式会社金沢支社	電気課主席	〒920-0005 金沢市高柳町9-1-1
北陸漁業無線協会	事務局長	〒927-0553 石川県鳳珠郡能登町小木12-1 (石川県無線漁業協同組合)
財団法人近畿移動無線センター北陸事務所	技術課長	〒920-0031 金沢市広岡1-5-23 金沢第1ビル6Ｆ
社団法人日本アマチュア無線連盟　北陸地方本部	本部長	〒924-0032 白山市村井町217
石川県	総務部危機管理監室　危機対策課	〒920-8580 金沢市鞍月1-1
中部管区警察局石川県情報通信部	機動通信課補佐	〒920-8553 金沢市鞍月1-1
金沢地方気象台	技術課技術専門官 （無線通信担当）	〒920-0026 金沢市西念町3-4-1
金沢刑務所	処遇部処遇部門　首席矯正処遇官	〒920-1182 金沢市田上町公1
石川県警察本部	通信指令課担当	〒920-8553 金沢市鞍月1-1
石川県消防長会	金沢市消防局　統制指令課担当課長	〒921-8042 金沢市泉本町7-9-2 （金沢市消防局内）
小松市	参与	〒923-8650 小松市小馬出91

所　　属	連絡担当者	所　在　地
加賀市	行財政課係長	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41
輪島市	交通防災対策係長	〒928-8525 輪島市二ツ屋町2字29
珠洲市	総務課主査	〒927-1295 珠洲市上戸町北方1字6-2
内灘町	総務課主査	〒920-0292 河北郡内灘町字大学1-2-1
穴水町	総務課主幹	〒927-8601 鳳珠郡穴水町字川島ラ174
西日本電信電話株式会社金沢支店	サービス運営担当主査	〒920-0963 金沢市出羽町4-1
日本放送協会金沢放送局	技術　副部長	〒920-8644 金沢市大手町14-1
北陸放送株式会社	技術局技師長	〒920-8560 金沢市本多町3-2-1
石川テレビ放送株式会社	技術部長	〒920-0388 金沢市観音堂町チ18
株式会社テレビ金沢	編成技術本部技術センター長兼技術部長	〒920-0386 金沢市古府2丁目136
北陸朝日放送株式会社	技術局長	〒920-0393 金沢市松島1丁目32-2
株式会社エフエム石川	放送部主任	〒920-8605 金沢市彦三町2丁目1-45
株式会社テレビ小松	取締役技術局長	〒923-0918 小松市京町63
株式会社あさがおテレビ	放送部部長	〒924-0871 白山市西新町235-1
加賀ケーブルテレビ株式会社	総括	〒922-0423 加賀市作見町ホ58-1
株式会社北陸アイティエス	メディア事業部次長	〒920-0964 金沢市本多町3-2-1
株式会社北國新聞社	電算部主任（機報担当）	〒920-8588 金沢市香林坊2-5-1
株式会社中日新聞社北陸本社	制作部長	〒920-8573 金沢市駅西本町2-12-30
株式会社朝日新聞社金沢総局	大阪本社制作セクション無線担当	〒920-0981 金沢市片町1-1-30
		〒530-8211 大阪市北区中之島3-2-4
株式会社毎日新聞社北陸総局	無線担当主任	〒920-0031 金沢市広岡1-2-20
株式会社読売新聞東京本社金沢支局	支局長	〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス金沢1階
社団法人共同通信社金沢支局	支局長	〒920-0961 金沢市香林坊2-5-1
日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐	〒920-8678 金沢市香林坊2丁目3-28
株式会社北國銀行	総務部総務課課長代理	〒920-8670 金沢市下堤町1
日本赤十字社石川県支部	事業推進課長	〒920-8201 石川県金沢市鞍月東2-48

所　　属	連絡担当者	所　在　地
北陸鉄道株式会社	バス事業本部 係長（運行管理担当）	〒920-8508 金沢市割出町556
金沢港北地区特別防災区域協議会	共同防災センター所長	〒920-0331 金沢市大野町4-ソ-2
財団法人日本気象協会	気象情報課 主任技師	〒921-8036 金沢市弥生1-33-8
社団法人北陸自動車無線協会	専務理事	〒920-0864 金沢市高岡町1-39 住友生命金沢高岡町ビル5階
日本通運株式会社	総務担当係長	〒920-0356 金沢市専光寺町ヨ8
学校法人金沢工業大学	情報処理サービスセンターＡＶ室室長	〒921-8501 石川県石川郡野々市町扇ヶ丘7-1
社団法人日本アマチュア無線連盟　石川県支部	支部長	〒924-0051 白山市福留町660-84

イ　非常通信協議会

知事は、災害対策に必要と認めるときは、北陸地方非常通信協議会（事務局：北陸総合通信局無線通信部陸上課）に対して、非常通信の取扱いについて要請する。

なお、災害応急対策機関は、応急対策を円滑迅速に処理するため、北陸地方非常通信協議会と緊密な連携に努める。

ウ　利用できる各種無線局の通信系統

非常通信は、原則としてすべての無線局について利用できるが、その事業形態、設備内容等災害時の運用を考慮して、対象無線局を、

(ｱ) 公共機関であること

(ｲ) できればあて先までの通常通信系ルートを設定していること

(ｳ) 停電時でも運用できる非常用予備電源を有する等の条件に適合するものを第１次的に利用する。

エ　利用上の注意事項

(ｱ) 非常通信は、非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るために、緊急やむを得ないと認められるものについて、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき優先的に利用できる。

(ｲ) 非常通信は、ＮＴＴ西日本等の電話回線が被害を受け使用できなくなったり、通信が混んで利用することが非常に困難になった場合に利用する。

(ｳ) 通信の内容及び優先順位は、次のとおりである。

① 人命の救助に関する通報
② 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報も含む。）
③ 秩序の維持のため必要な緊急措置に関する通報
④ 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものも含む。）
⑤ 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
⑥ 鉄道路線の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通報
⑦ 非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
・中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長
・石川県防災会議会長及び市町防災会議会長
・石川県災害対策本部長及び市町災害対策本部長
⑧ 電力設備の修理復旧に関する通報
⑨ その他の通報

(ｴ) 通信文は、非常通報用紙に次の順序で記入する。

○　宛先の住所、氏名（職名）及び電話番号 ○　本文は、簡潔明瞭に記入し、末尾に発信人名 ○　通報用紙がない場合は、冒頭に、「非常」と必ず記入するとともに、通報文の後ろに発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入

(4) 防災相互通信用無線局の活用

県、市町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。

(5) 孤立防止用無線の活用

災害応急対策機関は、ＮＴＴ西日本が設置している孤立防止用無線の活用に努めるものとする。

(6) 移動無線車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局、衛星携帯電話の活用

通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、県、市町及び関係防災機関は被害状況を把握するため、地域状況の判断により、移動無線車、衛星無線車載局及び衛星無線可搬局及び衛星携帯電話等を現地に配備し、災害状況の報告並びに県本部からの通報事項等に関する通信連絡の確保に努める。

(7) 中央防災無線（緊急連絡用回線）の活用

国への被害状況の報告及び応援の要請等の通信連絡に当たっては、中央防災無線の活用に務める。

(8) 消防用県内共通波無線の活用

県及び、市町は、消防機関と緊密な連携を図り、消防用県内共通波無線の活用に努める。

(9) 消防用全国共通波無線の活用

県域を越えて消防活動の応援を受ける場合は、応援消防隊の迅速かつ適正な活動に資するため、消防用全国共通波により、県外消防機関と緊密な連携に努める。

３　通信設備の応急復旧

(1) 県及び市町

県及び市町は、災害により防災行政無線等の通信が途絶したときは早急な応急復旧を最優先に行い通信手段の確保に努める。

(2) 通信事業者

電気通信事業者は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、県及び市町災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信の回復を最優先とし、次により応急復旧に努める。

ア　非常用衛星通信装置及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ　交換機被災局には、非常移動電話局装置を使用し、応急復旧を図る。

ウ　電力設備被災局には、移動電源車又は大型可搬型電源装置を使用し、応急復旧を図る。

エ　幹線伝送路の被災については、非常用伝送装置等による復旧を図る。

第５節　消防防災ヘリコプターの活用

危機管理監室、市町

消防防災ヘリコプターの活用フロー

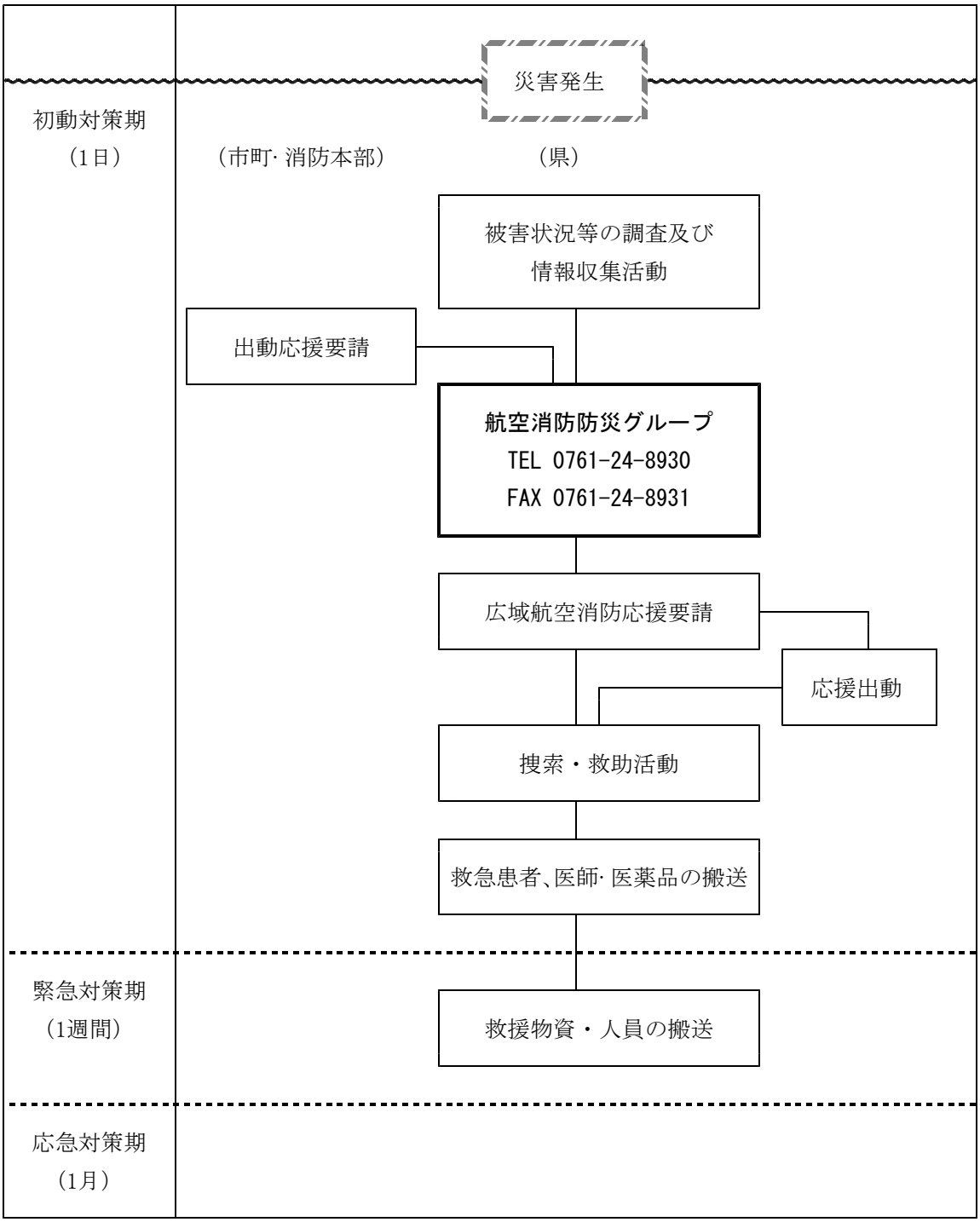

1　基本方針

津波災害時においては、道路の通行が困難となることが予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、消防防災ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

２　消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

(1)　災害応急対策活動

○　被害状況等の調査及び情報収集活動 ○　災害に関する情報、警報等の伝達及び広報活動 ○　救援物資、人員等の搬送 ○　消防庁、他県市等からの災害応援要請に基づく活動

(2)　救助活動

○　捜索又は救助活動 ○　高層建築物火災における救助活動 ○　陸上から接近できない被災者の救助活動

(3)　救急活動

○　遠距離の救急患者搬送 ○　傷病者発生場所への医師等の搬送、医薬品等の輸送

(4)　火災防ぎょ活動

○　被害状況等の調査及び情報収集活動 ○　林野火災等における空中からの消火活動 ○　消防職員、消防資機材等の搬送

(5)　その他総括管理者（危機管理監）が必要と認める活動

３　運航基準

県消防防災ヘリコプターは、「石川県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（平成9年4月23日）」及び「石川県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（平成９年４月23日）」の定めるところにより運航する。

運航の基本用件は、同要領に定める「運航基準」に基づいて**公共性、緊急性、非代替性**を満たす場合とする。

４　応援要請

市町長等から知事に対する消防防災ヘリコプターの応援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター応援協定（平成９年４月１日）」の定めるところによる。

(1) 応援要請の要件

県は、津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、市町長等の要請に基づき応援する。

○　災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合 ○　要請市町等の消防力によっては防ぎょが著しく困難な場合 ○　その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

(2) 要請方法

市町等から知事（航空消防防災室）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、すみやかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。

○　災害の種別 ○　災害の発生日時場所、概要 ○　災害発生現場の気象状態 ○　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 ○　災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡手段 ○　応援に要する資機材の品目及び数量 ○　その他必要な事項

(3)　要請先

石川県危機管理監室消防保安課航空消防防災グループ	
ＴＥＬ	０７６１－２４－８９３０
ＦＡＸ	０７６１－２４－８９３１

５　防災関係機関のヘリコプターとの連携

防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、地震災害時においては、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、有効に活用するため関係機関と連携して他県からの応援機を含めた活動計画等を作成し、迅速に応援活動に入れるよう体制整備に努める。

なお、相互の連携のため次の協定等がある。

(1) 石川県航空防災対策連絡会基本的合意事項

石川県内における救難、救助等の災害時における連絡体制、現場空域の運用及び協力体制について定める。

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	石川県警察本部 （航空隊）	H10. 3.31	076-238-9444 夜076-225-0110 (内線 3810)	076-238-9444
	航空自衛隊第6航空団 （防衛部）		0761-22-2101 (内線231) 夜(内225)	0761-22-2101 (内線651)
	航空自衛隊小松救難隊		0761-22-2101 (内線215) 夜(内線218)	0761-22-2101 (内線654)
	第九管区海上保安本部 （新潟航空基地）		025-273-8118	025-279-2288

(2)　大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月）

(3)　消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	富山県	H 9. 7. 1	0764-95-3060	0764-95-3066
	福井県		0776-51-6945	0776-51-6947

(4) 石川県・岐阜県航空消防防災相互応援協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	岐阜県	H20.10.14	058-272-1111	058-271-4119

第６節　災害広報

県民文化局、危機管理監室

災害広報のフロー

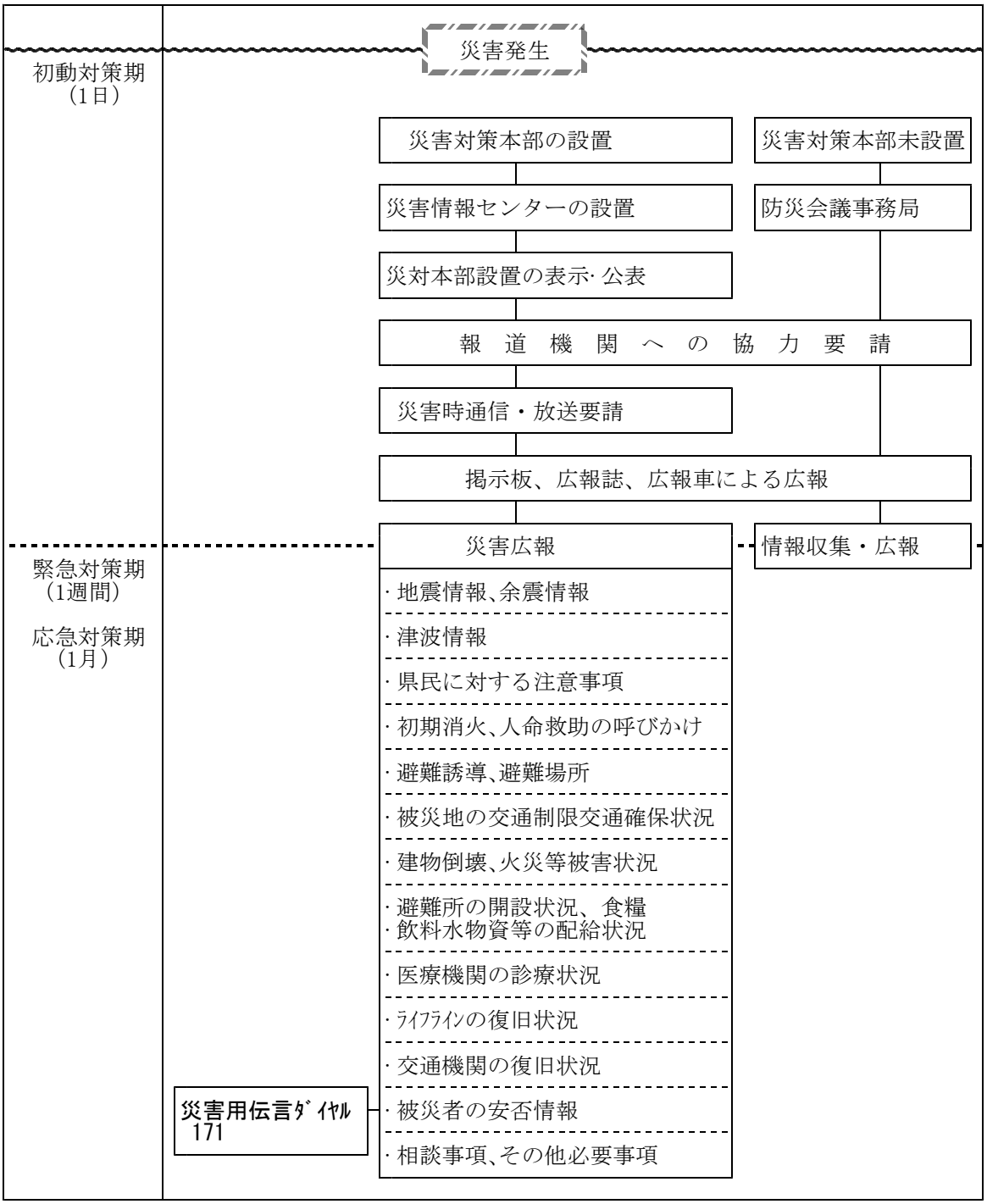

1　基本方針

津波災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、県、市町及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

２　広報機関

(1) 県災害対策本部設置の場合

ア　災害対策本部設置時には、危機管理班と広報班（県民文化局）が協力して被害状況その他の災害情報を収集し、その広報は、広報班が行う。

イ　県災害対策本部の災害情報センターに報道機関専門の広報担当幹部を配置し、迅速かつ的確に広報活動を展開する。

(2) 県災害対策本部未設置の場合

災害対策本部設置に至らない災害についての情報の収集及び広報は、石川県防災会議事務局（危機対策課）が原則として行う。

３　広報の内容

(1) 地震発生直後の広報

○　地震の規模、震度その他の概要、余震の発生等今後の地震活動
○　津波発生の有無、その他の状況や規模
○　津波発生時の行動や注意事項
○　人命救助等の自主的な防災活動
○　避難の必要の有無、避難場所、避難行動、避難誘導等
○　車両使用の自粛などの交通規制に対する協力要請

(2)　被災者に対する広報

○　市町地域内における建物の倒壊や延焼火災の発生等被害状況の概要
○　避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等
○　医療機関の診療状況
○　電気等ライフラインの復旧状況
○　交通機関等の復旧状況
○　安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
○　被災者生活支援に関する情報
○　犯罪情勢及び予防対策

４　広報手段等

(1) 情報伝達及び報道要請

知事は、情報伝達に当たっては、ホームページ、掲示板、広報誌、広報車によるほか、放送事業者、新聞社、コミュニティＦＭ局等の報道機関の協力を得る。災害の規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。

また、災害対策本部員会議を公開するなど迅速的確な情報提供に努める。

なお、災害対策基本法第55条の規定による通信又は放送要請をしようとするときは、報道機関との「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時における報道要請に関する協定」等に基づき実施する。

ア　災害時における放送要請に関する協定及び細目

協 定 者		協定締結日	細目締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	ＮＨＫ金沢放送局	S52. 4.30	S61. 5.31	076-264-7033	076-224-2889
	北陸放送（株）	S52. 4.30	S61. 5.31	076-262-8183	076-232-0043
	石川テレビ放送（株）	S53.10. 1	S61. 5.31	076-267-2347	076-268-0115
	（株）テレビ金沢	H 3. 6.28	H 3. 7. 1	076-240-9032	076-240-9096
	（株）ＦＭ石川	H 3. 6.28	H 3. 7. 1	076-262-8050	076-262-8058
	北陸朝日放送（株）	H 4. 1.31	H 4. 1.31	076-269-8844	076-269-8845
	加賀テレビ（株）	H 4. 4. 1	H 4. 4. 1	0761-78-3135	0761-78-3136
	（株）テレビ小松	〃	〃	0761-23-3911	0761-23-3914
	加賀ケーブルテレビ（株）	〃	〃	0761-72-8181	0761-72-5995
	金沢ケーブルテレビネット㈱	〃	〃	076-224-1114	076-224-8300
	（株）あさがおテレビ	〃	〃	076-274-3333	076-274-3366
	（株）えふえむ･ｴﾇ･ﾜﾝ	〃	〃	076-248-1212	076-248-8181
	（株）ラジオかなざわ	〃	〃	076-265-7843	076-265-7845
	（株）ラジオこまつ	〃	〃	0761-23-7660	0761-23-7672
	（株）ラジオななお	〃	〃	0767-53-7640	0767-52-7776

イ　災害時等における報道要請に関する協定

協 定 者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県 石川県 公安委員会	共同通信社金沢支局	H 9. 7. 1	076-231-4450	076-224-1713
	時事通信社金沢支局		076-221-3171	076-221-3172
	朝日新聞社金沢支社		076-261-7575	076-233-8042
	毎日新聞社北陸総局		076-263-8811	076-231-7124
	読売新聞社金沢総局		076-261-9131	076-231-5254
	産経新聞社金沢支局		076-261-1291	076-224-3043
	日本経済新聞社金沢支局		076-232-3311	076-260-3610
	日刊工業新聞社金沢支局		076-263-3311	076-263-3312

(2) 各種情報提供

県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供でききるよう努める。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ，情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に，避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努める。

なお、市町は、在宅被災者など、避難所以外に避難している被災者に対する情報提供にも努める。

ア　テレビ、ラジオ、新聞等

(ｱ) 県提供番組枠による災害関係情報の提供

(ｲ) 放送機関との協定に基づく放送要請

(ｳ) 報道機関への発表・情報提供

イ　インターネットの活用

ウ　紙媒体の活用

エ　臨時広報誌の発行

オ　相談窓口による情報提供

カ　臨時災害ＦＭ局の活用

５　被災地域の相談・要望等の対応

県、市町及び防災関係機関は、臨時相談窓口を設置して相談に応じるなど相談や広聴活動を展開し、被災地住民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講ずる。

また、その対策を積極的に広報する。

第７節　消防活動

危機管理監室、市町、消防本部

消防活動のフロー

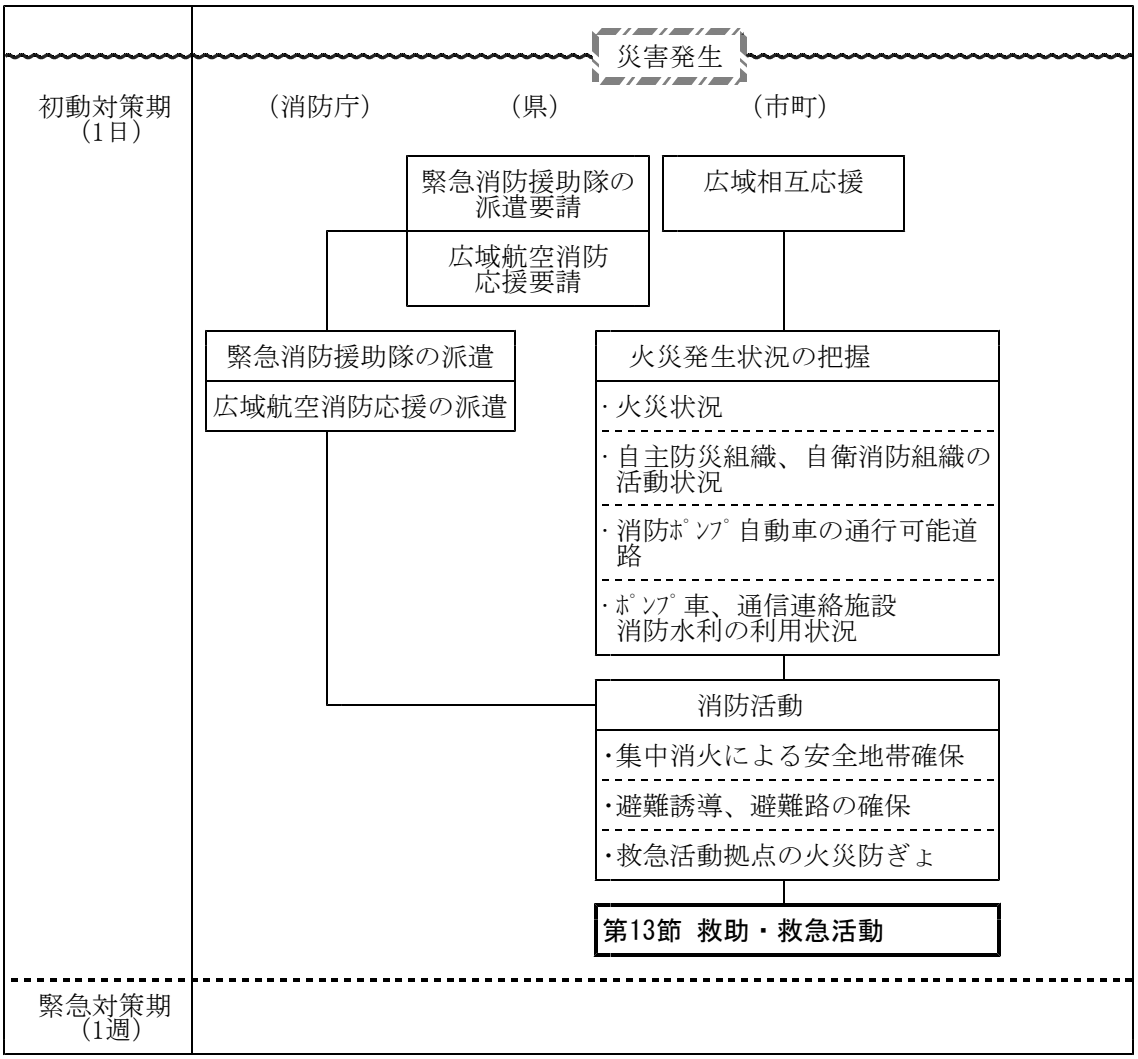

１　基本方針

津波の発生時には、火災の多発により、住民の生命身体及び財産に危険がおよぶおそれがあるため、消防機関は、関係機関と連携して住民の救助・救急をはじめとして、的確な避難誘導による避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防ぎょ等に全機能をあげてあたる。その際、業務に当たる消防職員等の安全及び心のケアにも配慮するものとする。

２　応援要請等

(1) 市町長の相互応援

市町長は、必要に応じて、石川県消防広域応援協定（平成３年８月１日締結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、相互応援を行う。

ア　災害が発生した市町等の消防長は、当該市町等の保有する消防力及び近隣市町等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助が困難と認める場合において、他の市町等の消防長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

イ　応援要請を受けた市町等の消防長は、業務に重大な支障がない限り、応援を行うもの

とする。

ウ　応援要請を行った消防長及び応援部隊の消防長は、応援の状況について速やかに知事に通報するものとする。

エ　知事は、特に必要があると認められるときは、市町間の広域応援を補完するため、必要な指示を行うことができる。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

ア　被災地の市町長は、災害の状況、当該市町の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

イ　知事は、災害の状況、県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、速やかに、消防庁長官に対して、消防組織法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動を、又は「大規模災害特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を要請するものとする。

(3) 消防庁長官の緊急消防援助隊の出動の求め・指示等

ア　消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町（以下「災害発生市町」という）の消防の応援又は支援（以下「消防の応援等」という）に関し、当該災害発生市町の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

イ　消防庁長官は、アに規定する場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、アの要請を待ついとまがないと認められるときは、アの要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められる災害発生市町のため、当該災害発生市町の属する都道府県以外の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。

ウ　消防庁長官は、ア又はイの場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときには、緊急に当該応援出動等の措置を必要と認められる災害発生市町のため、当該災害発生市町以外の市町の長に対し、当該応援出動等の措置を取ることを求めることができる。

エ　消防庁長官は、ア、イ又はウに規定する場合において、大規模地震対策特別措置法第３条第１項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他大規模な災害又は毒性物質の発散その他政令で定める原因による特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町のため、当該災害発生市町の属する以外の都道府県の知事又は当該都道府県の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。

大規模災害時における緊急の広域消防応援体制

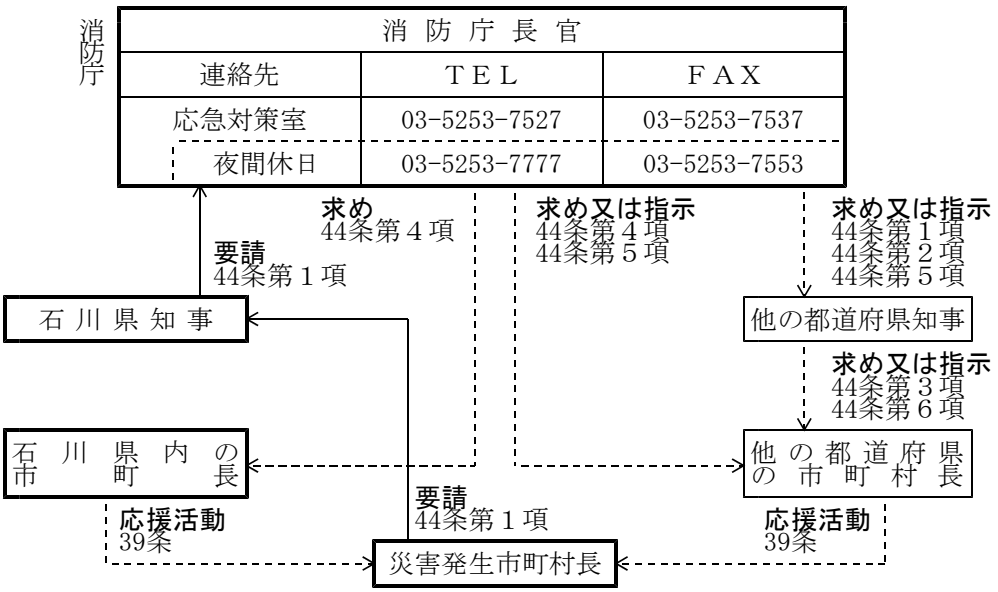

(注)条文は消防組織法

(4) 消防応援活動調整本部の設置

知事は、災害発生市町が二以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときは、消防組織法第４４条の２の規定に基づく石川県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。

また、災害発生市町が一の市町の場合であっても、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

なお、調整本部の構成等については、石川県緊急消防援助隊受援計画に定めるものとする。

(5) 知事の緊急消防援助隊に対する指示等

ア　知事は、災害発生市町が二以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町以外の災害発生市町の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるときは、当該緊急消防援助隊行動市町以外の災害発生市町のため、緊急消防援助隊行動市町において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示する。

イ　知事は、アの規定による指示をするときは、あらかじめ、調整本部の意見を聴くものとする。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、あらかじめ、調整本部の意見を聴くいとまがないと認められるときは、この限りでない。

３　消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防機関は、警察等と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する次の情報を収集する。

○　火災の状況
○　自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況
○　消防ポンプ自動車等の通行可能道路
○　消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

津波災害時の火災の特殊性により、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、次の事項に留意して、消防活動を実施する。

○　火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区の確保に努める。
○　多数の火災が発生している地区や津波の浸水が想定される地区は、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて　避難路の確保等住民の安全確保を最優先に活動を行う。
○　危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の措置をとる。
○　救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防ぎょを優先して行う。
○　自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携に努める。

4　救助・救急活動

消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社及び警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所等へ搬送する。

この場合、必要に応じて、航空機を活用する。

5　惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

第８節　自衛隊の災害派遣

危機管理監室、関係各部局、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、市町、防災関係機関

自衛隊の災害派遣のフロー

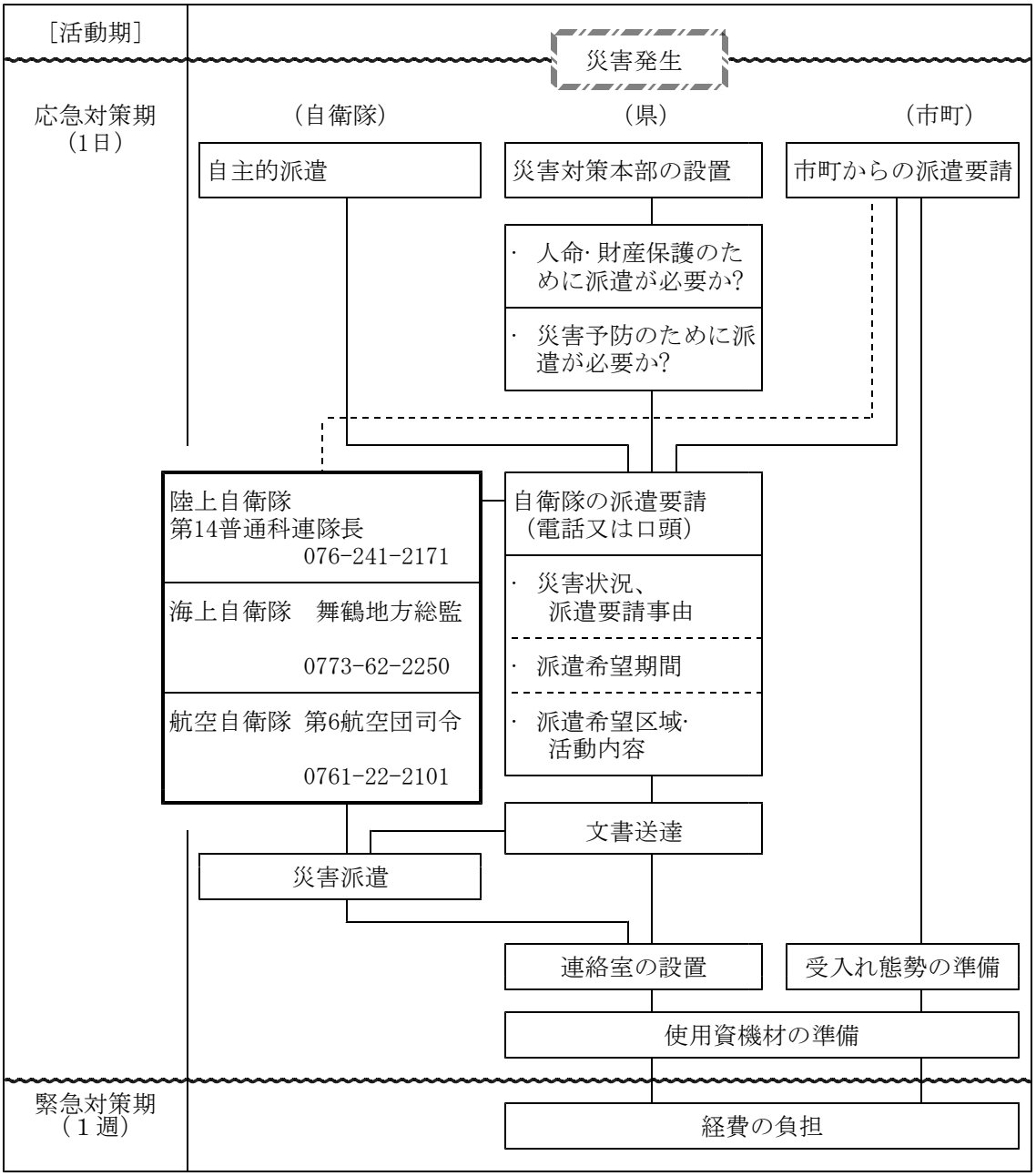

１　基本方針

津波災害に対する自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年）第83条の規定に基づき行うこととなるが、派遣要請に当たっては、県、市町及び防災関係機関は、連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動が実施できるよう的確な情報提供に努める。

自衛隊法第83条（災害派遣）

1　都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を大臣又はその指定する者に要請することができる。

2　大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天変地異その他災害に際し、その事態にらし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3　庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

2　災害派遣の適用

災害の状況等による自衛隊の災害派遣方法は次のとおりである。

(1) 災害が発生し、知事が人命又は財産保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合

(2) 被害がまさに発生しようとしている場合に、知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合

(3) 災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて知事から要請を待たないで、自衛隊が自主的に派遣する場合

なお、自衛隊自主的に派遣する場合の判断基準は、下記のとおり定められている。

ア　関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ　知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ　自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関すると認められること。

エ　その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

(4)　庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

3　派遣の要請

(1) 自衛隊に対する災害派遣の要請は、知事が行う。

ただし、第九管区海上保安本部長又は小松空港事務所長がその業務に関連して行う場合を除く。

(2)　知事は(3)又は(4)による市町長等からの求めがあり、又は県の機関の判断により人命又は財産の保護のため必要があると認めたとき、それぞれ次の事項（以下「要請事項」という。）を明らかにした文書で部隊等の派遣を要請する。

ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で派遣を要請し、事後速やかに文書を送達する。

要請事項

○　災害の情況及び派遣を要請する事由 ○　派遣を希望する期間 ○　派遣を希望する区域及び活動内容 ○　その他参考となるべき事項

派遣要請連絡先

自衛隊	部隊の長	連絡先	電話番号
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第3科長	０７６－２４１－２１７１
海上自衛隊	舞鶴地方総監	防衛部防衛主任	０７７３－６２－２２５０
航空自衛隊	第６航空団司令	防衛部防衛班長	０７６１－２２－２１０１

(3) 市町長からの要請等

ア　市町が管内における応急対策の実施を促進するため自衛隊の派遣を必要とするときは、当該市町の長が(2)の要請事項のほか、

○　現に実施中の応急措置の概況 ○　宿泊施設等の受入れ体制の状況 ○　部隊等が派遣された場合の連絡責任者

等を明らかにした文書で知事あて（危機対策課）に申し出る。

ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で申し出し、事後速やかに文書を送達する。

イ　通信の途絶等により、市町長が知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、当該地域に係る災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。この場合、防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、部隊等を派遣することができる。

ウ　市町長は、イにより通知した場合、速やかに知事にその旨通知する。

(4) 指定地方行政機関、指定公共機関又は指定地方公共機関がその所掌業務に係る応急対策の実施を促進するため特に自衛隊の派遣を必要とするときは、指定公共機関にあっては本県の地域を所管区域とする地方機関の長が、指定地方行政機関及び指定地方公共機関にあっては当該機関の長が、それぞれ(3)のアに準じて知事あて（危機対策課）に申し出る。

(5) 自衛隊に対する災害派遣要請をしないと決定したときも、直ちに自衛隊に連絡する。

4　部隊等の出動

(1) ２の(2)により知事から要請を受けた部隊等の長は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、単独で又は他の指定部隊等の長と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

(2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、要請

を待つことなく指定部隊等の長の独自の判断に基づいて部隊等を派遣することがある。

この場合において部隊等の派遣を命じた者は、その旨をすみやかに知事に連絡し、この連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊等の活動する区域の市町長その他の関係機関に連絡する。

(3) 派遣された部隊等の長との総括的な連絡調整は、知事又はその指名する者が行い、必要に応じて県は自衛隊幹部の派遣を求めて連絡室を設置する。

5　活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町長等、警察官、海上保安官がその場にいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに直ちに、その旨を市町長に通知する。

(1)被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって偵察を行って被害の状況を把握する。
(2)避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
(3)遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援作業等に優先して捜索救助を行う。
(4)水防活動	堤防、護岸等の欠壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
(5)消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
(6)道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
(7)応急医療、救護及び防疫	要請があった場合には、被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用する。
(8)人員及び物資の緊急輸送	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
(9)炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。
(10)救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号)」に基づき、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
(11)危険物の保安及び除去	要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
(12)その他	その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

６　使用資機材の準備

(1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊のものを除いて市町が準備する。

(2) 災害救助応援復旧作業等に必要な材料、消耗品等は、県及び市町が準備する。

７　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は､原則として派遣を受けた市町が次の基準により負担する。なお、負担区分について疑義が生じた場合、その都度協議して決める。

(1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料

(2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるため通常必要とする燃料を除く｡）電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む｡）及び入浴料

(3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、器材等の調達、借上げ、その運搬、修繕費

(4) 県、市町が管理する有料道路料

８　自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備

(1) 空中偵察中の自衛隊航空機との連絡

自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合、関係者は次の１メートル四方の旗を左右に振り連絡すること。なお、異常のない場合は、旗は振らないこと。

ア　急患が発生している場合　　赤　　旗

イ　食糧が極度に不足している場合　　青　　旗

ウ　両方とも発生している場合　　赤青両旗

(2) ヘリコプター発着場の設定

ヘリコプターの離着陸のための適地としては、平坦（こう配４°～５°以下）であって、周囲に建物、かん木及び電線等の障害物がなく、また積雪のある場合は踏み固める。

ア　次の基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

(ｱ) ヘリコプターの種別による着陸地点及び無障地点の基準

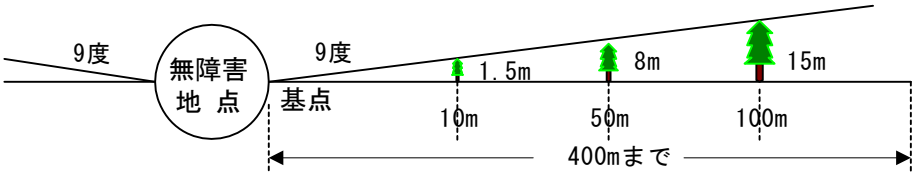

a　ＯＨ－６

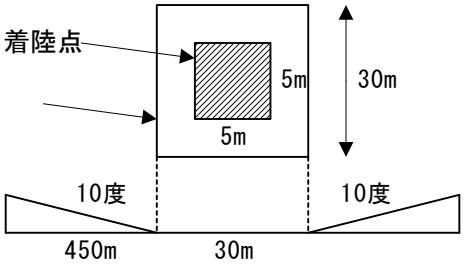

b　ＵＨ－１

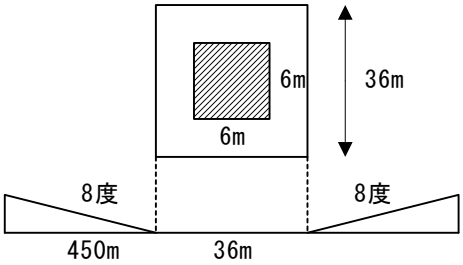

c　Ｖ－１０７

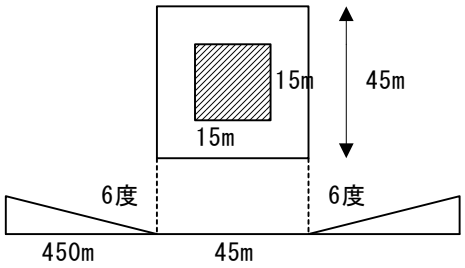

d　ＣＨ－４７

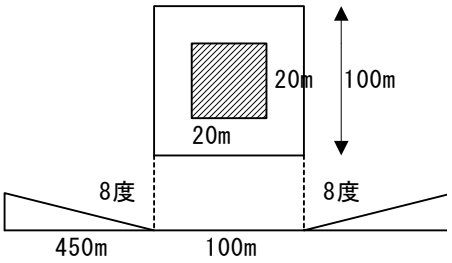

(ｲ) 着陸地点の地盤は、堅固で平坦地であること。

イ　着陸地点には、次の基準のⓗ記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(ｱ) ⓗ記号の基準

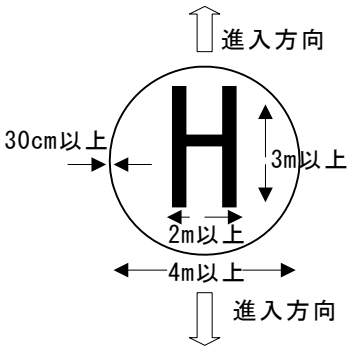

石灰等で標示、積雪時は墨汁、
絵の具等で明瞭に表示。

(ｲ) 吹き流しの基準

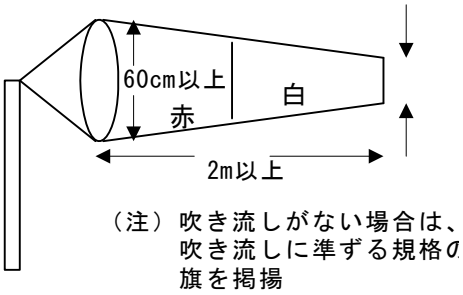

・生地は繊維
・型は円形帯

(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

ウ　危害予防の措置

(ｱ) 着陸地帯への立入禁止

着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれがある範囲には、立ち入らせない。

(ｲ) 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

第９節　避難誘導

危機管理監室、関係各部局、警察本部、市町

避難誘導のフロー

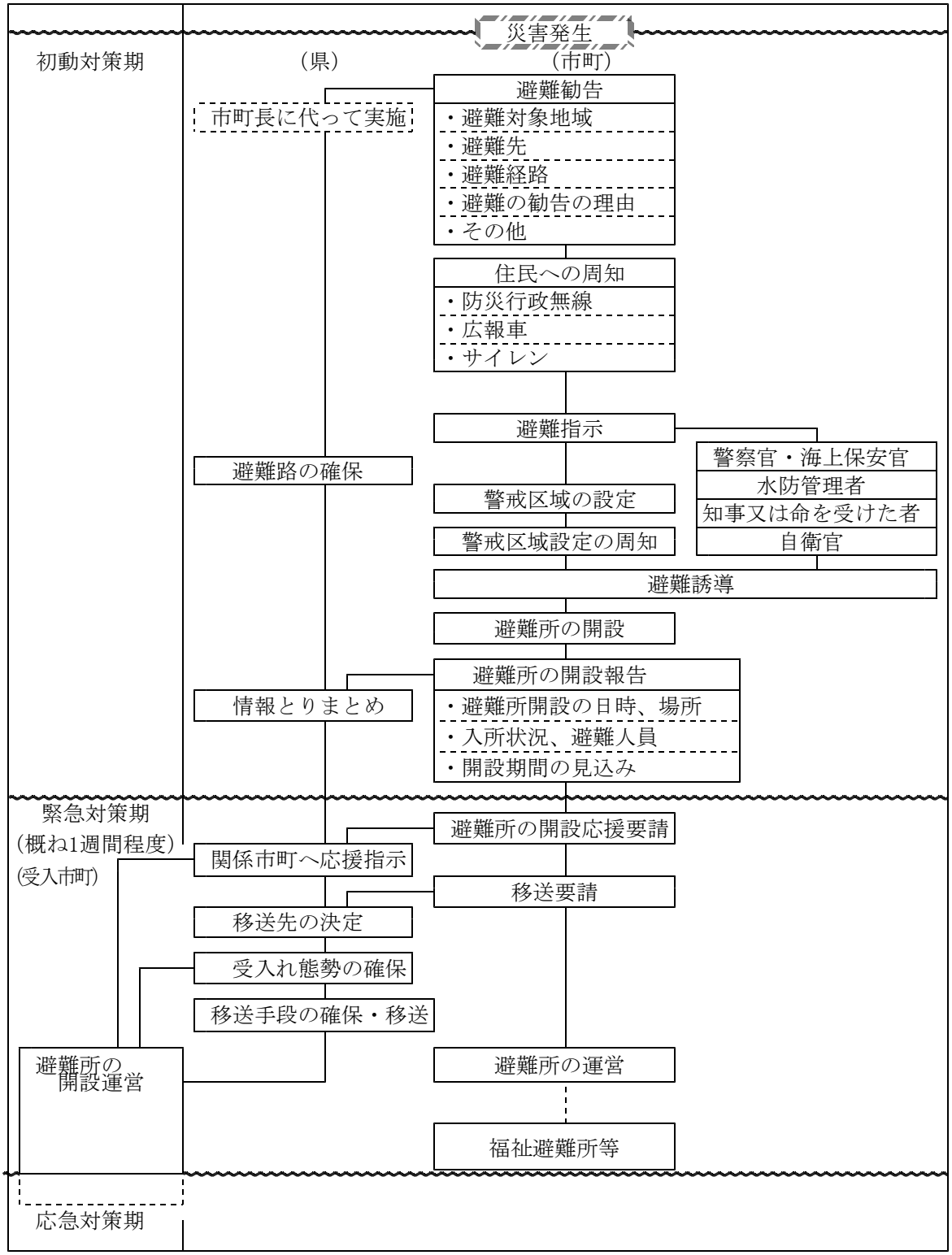

1　基本方針

地震発生後に二次的に発生する津波、延焼火災、危険物の漏えい、地すべり及び山崩れ・崖

くずれ等の危険から住民の生命、身体の安全を確保するため、市町長等は、災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講ずる。

2　避難の勧告又は指示の実施

市町長等は、次の措置を講じる。

(1) 市町長（災害対策基本法第60条）

ア　震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を震災から保護し、震災の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立ち退き先を指示する。市町長はこれらの指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。

イ　震災の発生により、市町長が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、知事は、市町長に代わって、当該市町地域防災計画の定めるところにより避難の指示等を実施する。

なお、知事は、市町長に代わって避難等の指示等を実施したとき、又は避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法（昭和22年法律第136号））

前記（1)の市町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退きを指示するとともに必要があると認めるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市町長に通知する。

なお、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。

(3) 水防管理者（市町長、水防事務組合の長）（水防法（昭和24年法律第193号）第22条）

溢水又は破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者に対して、避難のための立退きを指示する。

(4) 知事又はその命を受けた職員（水防法第22号）（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

溢水又は破堤、あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対して避難のための立退きの指示をする。

(5) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

(6) 相互の連絡協力

(1)から(5)に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。

(7) 避難勧告・指示等の判断基準の策定

市町長は、避難勧告等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難勧告等の具体的な判断基準を策定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

(8) 避難勧告等実施責任者の代理規程の整備

市町は、首長不在時における発災に備え、避難勧告等発令に係る代理規程を整備する。

(9) 避難勧告等の発令方法

避難勧告等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるよう、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

3　避難の勧告又は指示の内容及びその周知

(1) 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示をする場合、市町長等は、次の内容を明示する。

○　避難の勧告又は指示の理由（差し迫った具体的な危険予想） ○　避難対象地域 ○　避難先 ○　避難経路 ○　避難行動における注意事項（携帯品、服装） ○　出火防止の措置 ○　電気（配電盤）の遮断措置 ○　その他必要な事項

(2) 住民への周知

市町長等は、避難の勧告又は指示を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

4　警戒区域の設定

市町長等は、次の措置を講じる。

(1) 市町長（災害対策基本法第63条第1項）

地震災害時、又は津波の発生により住民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限若しくは、禁止し、又は退去を命ずる。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）

市町長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの吏員から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、市町長の職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を市町長に通知しなければならない。

(3) 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市町長その他市町長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市町長の職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を市町長に通知しなければならない。

5　警戒区域設定の周知等

(1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

(2) 市町長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

６　避難者の誘導

避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、災害時要援護者に十分配慮する。

また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。

なお、避難者を誘導する職員等の安全確保についても十分配慮する。

７　避難所の開設及び運営

(1) 市町

ア　避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

イ　避難生活の対象者

○　住居等の被災者
○　避難勧告などの対象地域の居住者
○　帰宅できない旅行者、迷い人等

ウ　避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。

○　避難所の名称
○　避難所開設の日時及び場所
○　世帯数及び人員（避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者も含める。）
○　開設期間の見込み
○　必要な救助・救援の内容

エ　避難所の運営

○　市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。
○　避難所の管理運営等を適切に行うために、市町職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。
○　避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。
○　避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。
○　被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

オ　仮設トイレの設置

市町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、

女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

カ　災害時要援護者に対する配慮

市町は、避難所に災害時要援護者がいると認めた場合は、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

キ　災害時要援護者等の健康管理

県及び市町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

また、市町は生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、災害時要援護者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

ク　二次避難支援の実施

市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での災害時要援護者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要援護者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

ケ　男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

コ　旅館・ホテル等の活用

市町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化にかんがみ、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。

サ　避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

(2) 県

県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに必要に応じて支援及び調整を行う。

また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等することを指示をする。

市町から要援護者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を

行う。

８　広域避難対策

(1) 市町

ア　被災地区の市町の避難所に被災者が入所できないときは、当該市町は、被災者を被害のない市町若しくは被害の少ない市町又は隣接県への移送について県に要請する。

イ　被災者の他地区への移送を要請した市町は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

ウ　県から被災者の受け入れを指示された市町は、直ちに避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。

エ　移送された被災者の避難所の運営は、移送元の市町が行い、被災者を受け入れた市町は協力する。

オ　その他必要な事項については、市町地域防災計画に定めておく。

(2) 県

ア　被災地区の市町から被災者の移送の要請があった場合は、県は、近隣市町等と協議の上、被災者の移送を決定する。

イ　県は、移送先が決定したときは、直ちに移送先に対して避難所の開設を指示又は要請し、被災者の受け入れ態勢の確保に努める。

ウ　被災者の移送に当たって当該市町に輸送能力がない場合は、県が実施する。この場合、県が調達するバス、貨物自動車等の輸送手段の確保については、近隣市町等防災関係機関の協力を得て実施する。

(3) 避難路の確保

知事は、市町長から要請があったときは、自衛隊、警察、建設業者等に対して、避難路の確保を要請する。

９　帰宅困難者対策

県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	㈱サークルＫサンクス	H22.9.2	03-6220-9108	03-6220-9051
	㈱ｾﾌﾞﾝｲﾚﾌﾞﾝ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ	H22.9.2	03-6238-3734	03-6238-3491
	㈱デイリーヤマザキ	H22.9.2	047-323-0001	047-324-0083
	㈱ファミリーマート	H22.9.2	03-3989-7765	03-3981-1254
	㈱ポプラ	H22.9.2	044-280-2800	044-280-1936
	㈱ローソン	H22.9.2	03-5435-1594	03-5759-6944
	㈱壱番屋	H22.9.2	042-735-5331	042-735-5565
	㈱モスフードサービス	H22.9.2	03-5487-7344	03-5487-7340
	㈱吉野家	H22.9.2	03-4332-9712	03-5269-5090

第１０節　災害時要援護者の安全確保

健康福祉部、危機管理監室、観光交流局、市町

災害時要援護者の安全確保のフロー

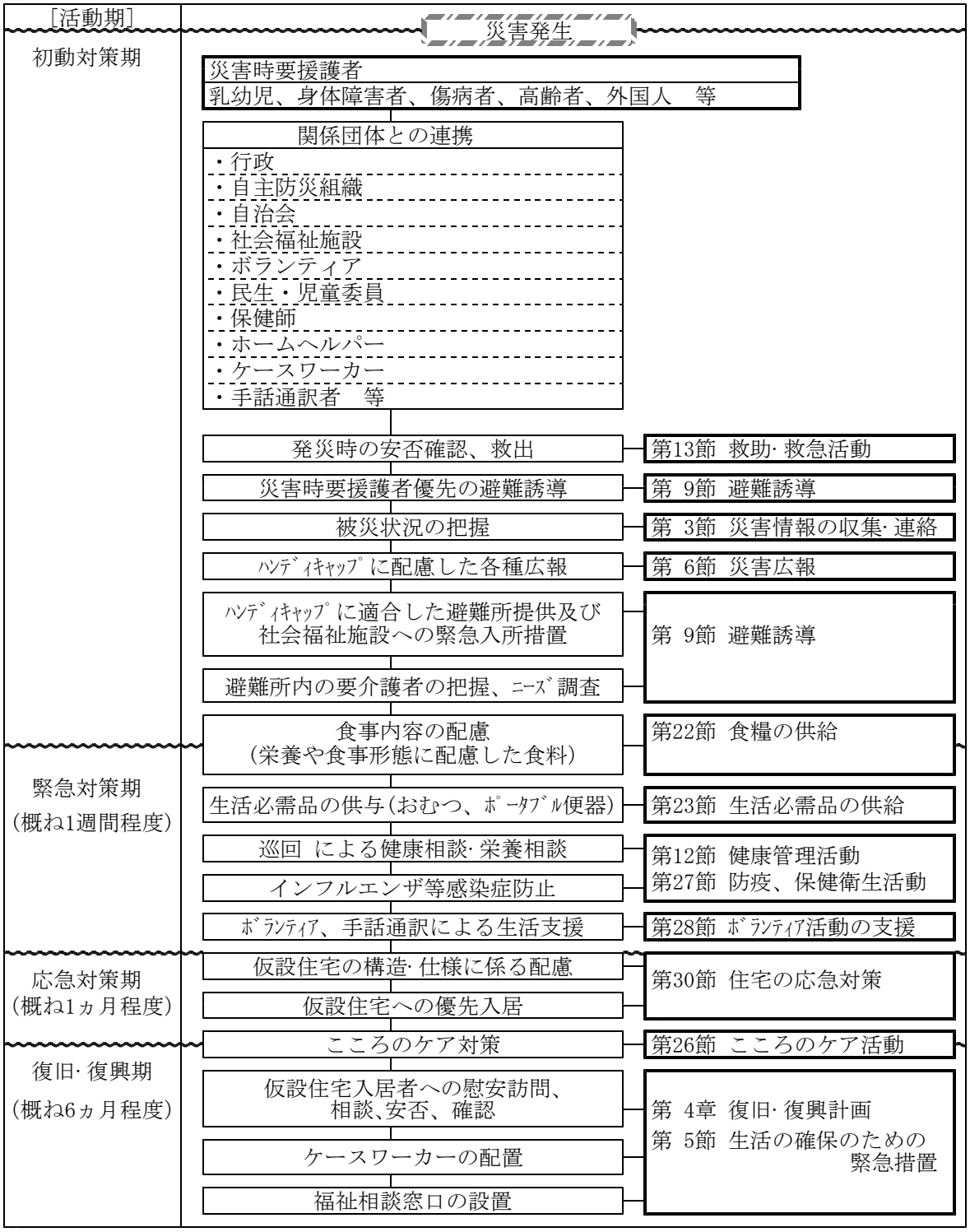

1　基本方針

津波災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等の災害時要援護者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況

にある。

市町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な災害時要援護者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。

2　在宅災害時要援護者に対する対策

(1) 災害発生後の安否確認

市町は、災害時要援護者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

安否確認に当たっては、必要に応じて自治会長、民生委員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。

(2) 避難

地震により住民避難が必要となった場合、市町は、災害時要援護者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、災害時要援護者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難誘導の際は、災害時要援護者を優先するとともに、身体等の特性に合わせて、必要に応じて自動車を活用する等、適切な誘導を考慮する。

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

県及び市町は、次により災害時要援護者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。

ア　被災状況等の把握

避難所及び災害時要援護者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ　被災後の日常生活支援

市町は、県の協力のもとに在宅の災害時要援護者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

(4) 二次避難支援の実施

ア 市町

市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での災害時要援護者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要援護者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

イ 県

市町から要援護者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な

調整を行う。

3　社会福祉施設等における対策

(1) 施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設管理者は、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所への避難誘導を行う。

なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者等に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市町を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講ずる。

県及び市町は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

4　医療機関における対策

(1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等

病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。

患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所への避難誘導を行う。

(2) 被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。

この場合、石川県災害・救急医療情報システムに参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。

(3) 医療機関の使用が不能になった場合の措置

管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、県及び市町を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。

県及び市町は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

５　外国人に対する対策

県及び市町は、災害時、迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。

(1) 市町は、広報車や防災無線等により、外国語による広報を行い外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

また、相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

(2) 県は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し､外国語による情報提供に努める。

また、隣接県や国際交流団体、大学等に通訳者、語学ボランティアの派遣の可否等を確認（言語、人員等）し、必要に応じて派遣要請を行うとともに、市町へ派遣するなど、支援に努める。

第１１節　災害医療及び救急医療

健康福祉部、危機管理監室、日本赤十字社、市町、医師会、防災関係機関

災害医療の開始から救急医療までのフロー

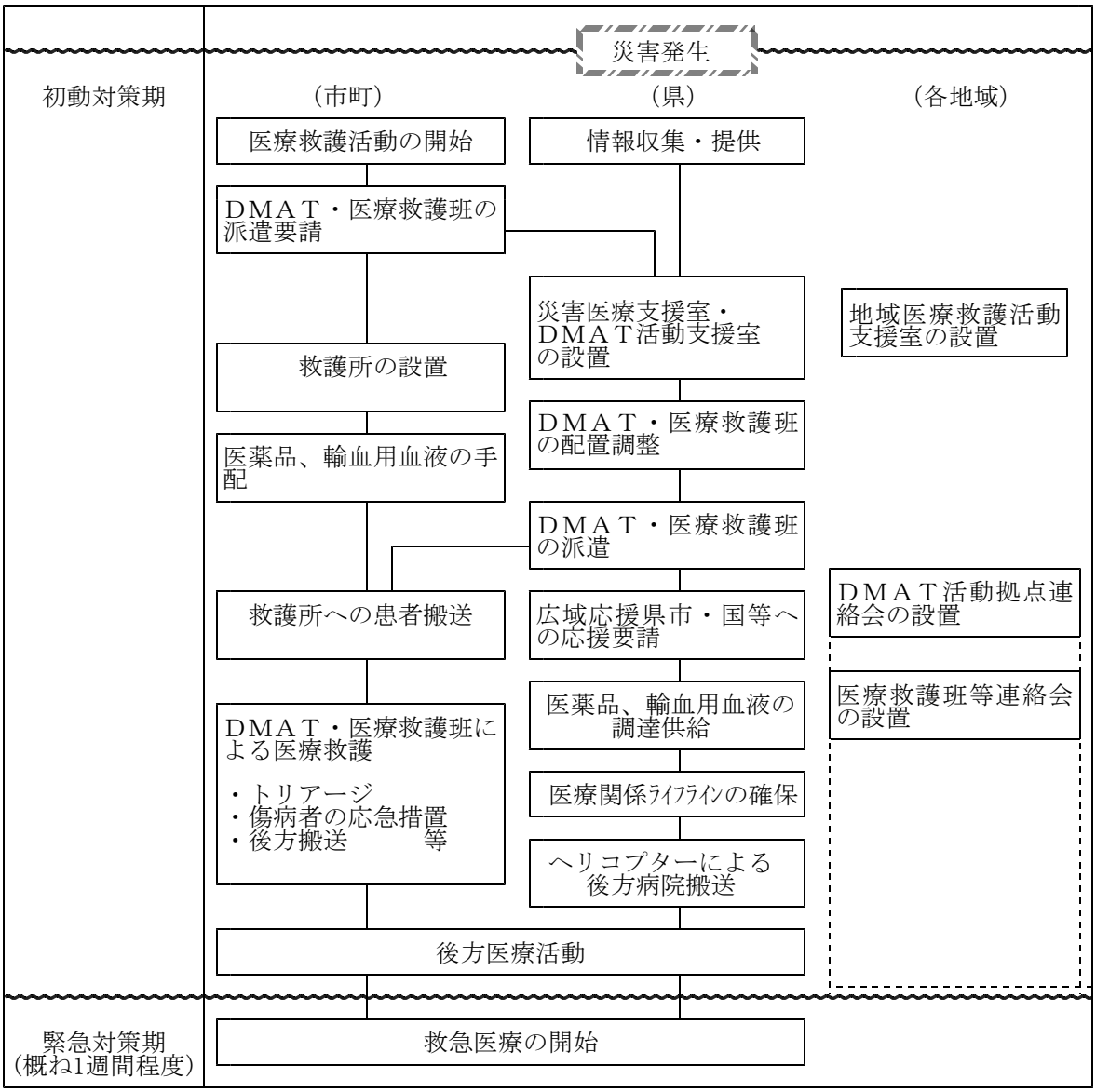

１　基本方針

震災・津波災害時には、建物の浸水、交通機関の麻痺や物資の不足、また医療機関の被災等により、通常の医療体制の確保が困難になる一方、被災者の医療、救護需要が膨大なものになることが予想されるので、県及び市町は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

２　情報収集・提供

ア　県は、石川県災害・救急医療情報システム、衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、ＤＭＡＴ及び医療救護班の活動状況等を把握し、県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。

なお、住民等への情報提供については、「第６節　災害広報」による。

イ　県は、石川県災害・救急医療情報システム、衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線などにより、ＤＭＡＴ及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。

石川県災害・救急医療情報システム

○　平常時の救急医療活動への情報支援とともに、災害時における情報の混乱を防止し、速やかに情報伝達と救急救命活動・救急医療活動を支援することを目的に平成9年1月から運用開始。

○　システム参加機関

医療機関　61、消防本部　11、医師会　1、保健福祉センター等　13

○　災害時情報

患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報、医薬品保有状況、ライフライン状況等

災害・救急医療情報システム概念図

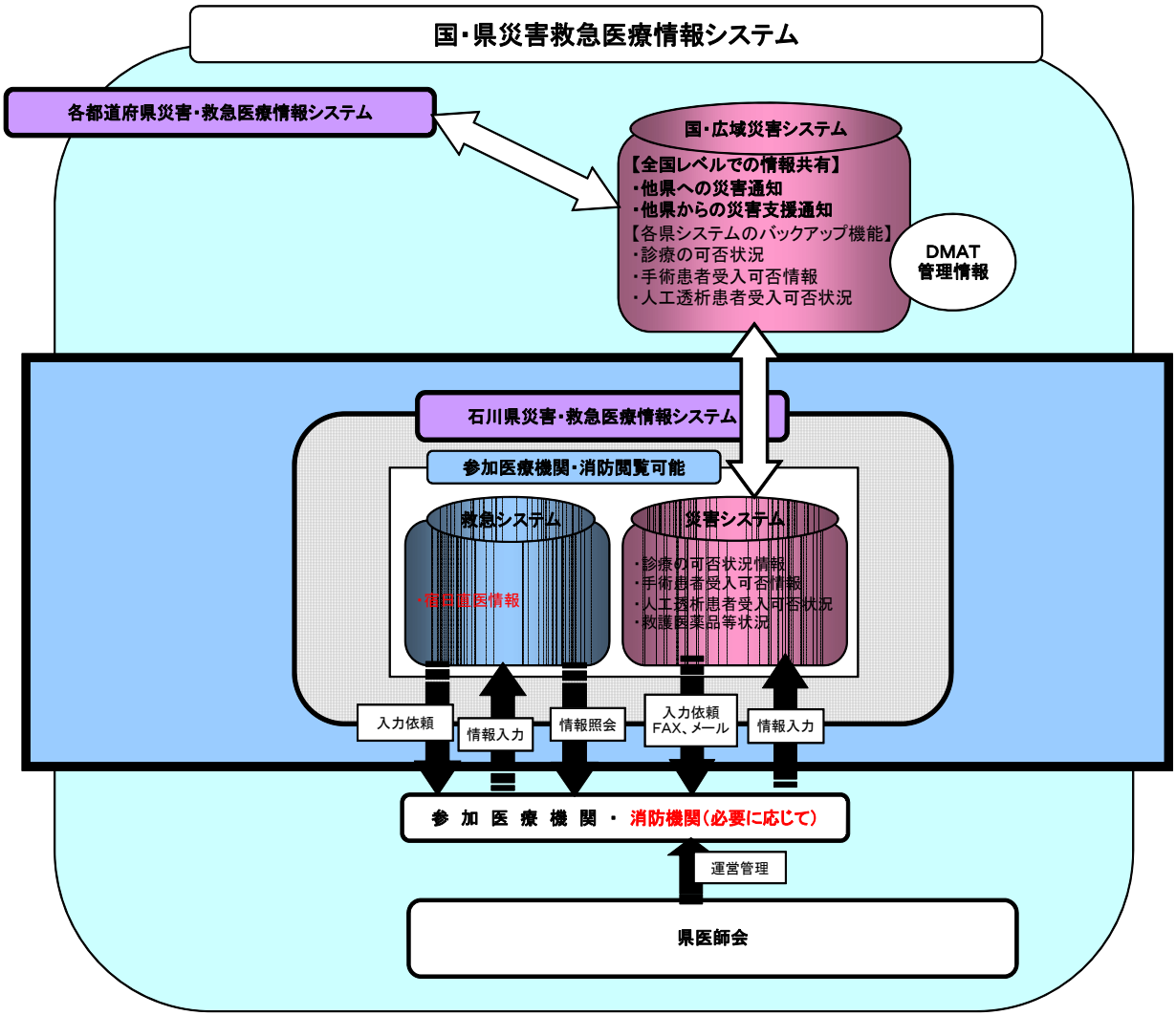

３　ＤＭＡＴ・医療救護班派遣・受入体制

(1) 市町

ア　市町は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言を得て、地区医師会及び市町立病院等に医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置する。

イ　医療救護活動に関して、市町のみでは十分な対応ができない場合には、速やかに隣接市町及び県に協力を求める。

(2) 県

ア　災害医療支援室の設置

(ｱ) 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、災害医療支援室を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を石川県災害・救急医療情報システム及び市町等から把握する。

(ｲ) 県は、必要に応じて、医療機関、医療関係団体、消防等医療救護活動に関する関係機関の連携を図るため、ネットワーク会議を開催する。

イ　県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合は、ＤＭＡＴを派遣するほか、医療救護班を派遣する。

ウ　ＤＭＡＴの派遣

(ｱ) 県は石川ＤＭＡＴが出動し医療救護活動を行う必要があると認めた場合、又は市町から派遣要請があった場合は、石川ＤＭＡＴ指定病院に対して石川ＤＭＡＴの出動を要請する。

(ｲ) 県は、震度６強又は２０名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる地震・津波の場合は、国及び他の都道府県にＤＭＡＴの派遣を要請する。

(ｳ) 県は、必要に応じて、災害医療支援室の下にＤＭＡＴ活動支援室を設置する。

(ｴ) 県は、必要に応じて、ＤＭＡＴの活動拠点（災害拠点病院・ＳＣＵ等）ごとにＤＭＡＴ活動拠点連絡会を設置する。

エ　医療救護班の派遣

(ｱ) 災害医療支援室は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。

(ｲ) 災害医療支援室は、地域医療救護活動支援室からの要請に基づき、県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。

(ｳ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会（ＪＭＡＴ）、日本赤十字社、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。

(ｴ) 県は、必要に応じて、地域別に、地域医療救護活動支援室を設置し、災害医療支援室や市町から派遣された医療救護班、自主的に集合した医療救護班等の配置調整等を行う。

(ｵ) 県は、必要に応じて、医療救護班や精神保健医療班（こころのケアチーム）等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班等連絡会を設置する。

オ　県は、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、医療ボランティアとの連絡調整を行い、医療ボランティアの積極的な活用を図る。

(3) 石川ＤＭＡＴ指定病院

ア　石川ＤＭＡＴ指定病院は、待機要請を受けたときは、石川ＤＭＡＴを待機させる。

イ　石川ＤＭＡＴ指定病院は、県から「石川ＤＭＡＴの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川ＤＭＡＴを出動させる。

石川ＤＭＡＴの出動に関する協定書

協定者		協定締結日
石川県	金沢大学附属病院	H22.4.1
	金沢医科大学病院	H22.4.1
	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1
	公立能登総合病院	H22.4.1
	県立中央病院	H22.4.1

ウ　石川ＤＭＡＴ指定病院は、緊急やむを得ない場合には、地域の消防機関等からの情報又は要請に基づき、石川ＤＭＡＴを出動させる。

この場合、石川ＤＭＡＴを出動させた旨を速やかに県に報告し、その承認を得る。

エ　ＤＭＡＴの業務内容

(ｱ) 消防機関等との連携による、被災状況等に関する情報の収集と伝達（状況評価）、トリアージ、救急医療等（現場活動）

(ｲ) 被災地内での搬送中の患者の治療（地域医療搬送）

(ｳ) 災害拠点病院等の指揮下での患者の治療、患者の避難・搬送の支援等（病院支援）

(ｴ) 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に被災地外へ搬送を行う際のトリアージ、緊急治療等（広域医療搬送）

オ　ＤＭＡＴの情報共有

ＤＭＡＴは、石川県災害・救急医療情報システム及び広域災害医療情報システム（ＤＭＡＴ管理）、衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線などにより、ＤＭＡＴの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

(4) 災害拠点病院

ア　下記の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

災害拠点病院

種　別	病院名
基幹災害拠点病院	県立中央病院
地域災害拠点病院	小松市民病院
	国立病院機構金沢医療センター
	金沢市立病院
	金沢赤十字病院
	公立能登総合病院
	公立羽咋病院
	市立輪島病院
	珠洲市総合病院

イ　医療救護班の業務内容

(ｱ) 傷病者のトリアージ

(ｲ) 傷病者に対する応急措置

(ｳ) 重症者の後方病院への搬送手続き

(ｴ) 救護所における診療

(ｵ) 避難所等の巡回診療
(ｶ) 被災地の病院支援
(ｷ) その他必要な事項

ウ　医療救護班の情報共有

医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、石川県災害・救急医療情報システム及び衛星電話、災害時優先電話、ＭＣＡ無線などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

エ　災害拠点病院は、他のＤＭＡＴ及び他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

(5) 公立病院等

ア　公立病院等は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

イ　公立病院等は、他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

(6) 県医師会

ア　県医師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく医療救護班の派遣要請があったときは、被災地外の地区医師会に対して、医療救護活動等を要請する。

イ　要請を受けた地区医師会は、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

災害時の医療救護に関する協定

協 定 者		協定締結日
石 川 県	（公社）石川県医師会	Ｈ 3.11. 1

４　救護所の設置

(1) 市町は、施設の被災や多数の患者等により医療機関での対応が十分にできない場合には、救護所を設置、運営する。

(2) 県は、必要に応じて、県歯科医師会の協力により、歯科医療の確保に配慮する。

(3) 救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置、運営を検討する。

５　災害時後方医療体制

ア　医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。

イ　災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。

６　重症患者等の搬送体制

(1) 搬送者及び搬送先の選定

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。

(2) 搬送の実施

ア 災害時後方病院で治療する必要のある患者を搬送するときは、市町又は県に要請する。

原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は市町が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については、県及び市町が対応する。

イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、ＳＣＵを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に

必要な搬送手段の確保等を要請する。

なお、患者搬送に係るヘリコプター使用については、**「第５節　消防防災ヘリコプターの活用」**及び**「第８節　自衛隊の災害派遣」**に準ずる。

7　医薬品等及び輸血用血液の供給体制

(1) 医療施設・救護所

医療施設の管理者及び救護所の責任者は、透析液や医薬品等又は輸血用血液に不足が生じた場合、当該市町災害対策本部に調達を要請する。

(2) 市町災害対策本部

ア　医薬品等

医療施設又は救護所から要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。市町において調達できない場合は、県災害対策本部に要請する。

イ　輸血用血液

医療施設から要請を受けた場合は、県災害対策本部へ調達を要請する。

(3) 県災害対策本部

ア　医薬品等

市町災害対策本部から医薬品等の要請を受けた場合は、備蓄医薬品等を供給し、不足する場合は県内医薬品等卸業者に調達を要請する。

県内で調達できない場合は、広域応援県市や国に対して緊急輸送を要請する。

(ｱ) 災害時における医薬品の供給等に関する協定

協定者		協定締結日
石川県	石川県薬業卸協同組合	H 8.11.13

(ｲ) 災害時における衛生材料の供給等に関する協定

協定者		協定締結日
石川県	石川県医療品卸商組合	H 8.11.13

(ｳ) 災害時における医療機器の供給等に関する協定

協定者		協定締結日
石川県	石川県医療機器協会	H 8.11.13

イ　輸血用血液

市町災害対策本部から輸血用血液の要請を受けた場合は、次の優先順位に従い直ちに要請する。

優先順位	血液センター
1	石川県赤十字血液センター
2	愛知県赤十字血液センター
	富山県赤十字血液センター
	福井県赤十字血液センター

８　他県等からの医薬品等の受入体制

県災害対策本部は、他県等からの輸送医薬品等の受入窓口及び積載場所を被災地に近い保健所に設置し、県薬剤師会の協力により、医薬品等の保管管理及び供給を行う。

９　医薬品等の輸送手段

(1) 医薬品等

ア　備蓄医薬品等及び他県等からの輸送医薬品等

県災害対策本部が輸送手段を講ずる。

イ　県内医薬品等卸業者から調達する医薬品等

県災害対策本部は、当該医薬品等卸業者と連携を図り、輸送する。

(2) 輸血用血液

県災害対策本部は、石川県赤十字血液センターと連携を図り、輸送する。

10　医療機関のライフラインの確保

県は、電気・ガス・水道等のライフライン関係機関に対して、医療機関への優先的な供給を要請し、特に透析医療機関への上水道の供給に配慮する。

11　個別疾患対策

市町又は県は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等へ的確な情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

また、県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、市町より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受入れの調整等、透析医療の確保に努める。

第１２節　健康管理活動

健康福祉部、市町

健康管理活動のフロー

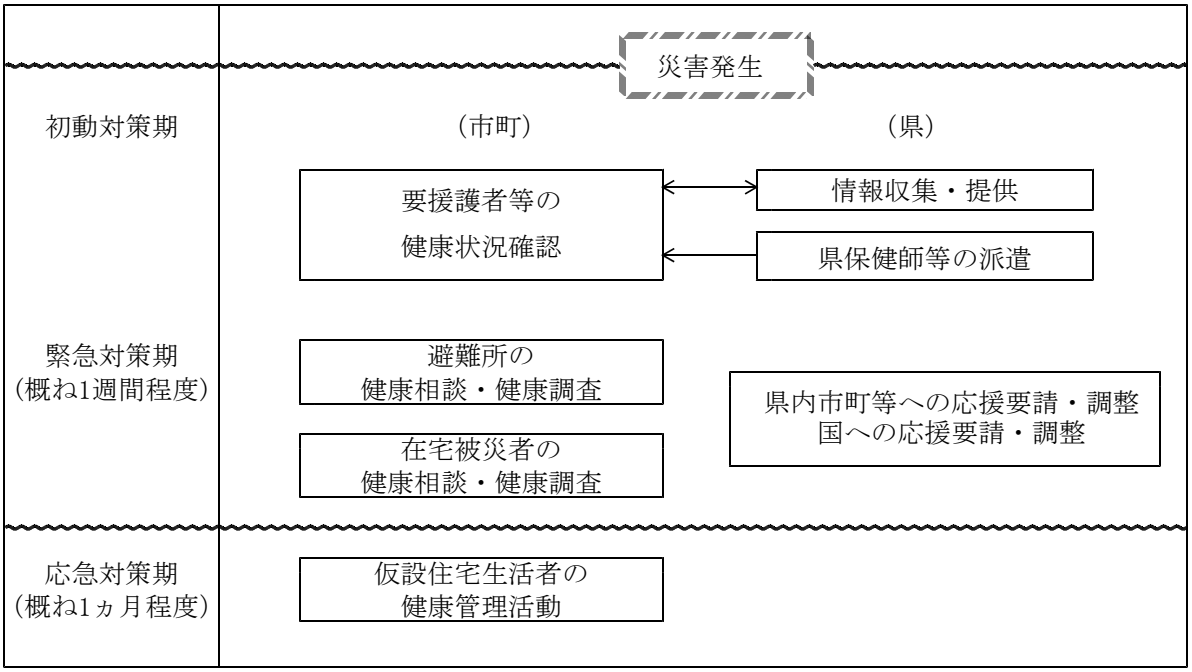

１　基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により､健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市町は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

２　実施体制

(1) 被災市町は、保健師等により、被災者等の健康管理を行う。

(2) 県は、市町が行う被災者等の健康管理活動を支援するとともに、総合的な調整を行う。被災住民が多数に及ぶ場合等は、国及び都道府県等の協力を得て実施する。

３　健康管理活動従事者の派遣体制

(1) 被災市町は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。

(2) 県は、被災市町から保健師等の派遣要請があったとき、または必要と認めるときは、被災地に保健師、管理栄養士等を派遣し、被災市町が行う健康管理活動を支援する。

(3) 県は、他都道府県等からの応援が必要な場合は、厚生労働省等へ派遣計画を示し、派遣要請、調整を依頼する（図　災害発生時の保健師等派遣に関する手続き）。

(4) 県は、必要な場合、被災市町に公衆衛生医師等を派遣し、被災者の健康管理活動に対し

て技術的な支援・指導、総合的な調整を行う。

4　健康管理活動

(1) 健康管理活動にあたっては、民生委員、介護支援専門員等との協力のもと、要援護者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。

(2) 保健活動マニュアル等に基づき、避難所や在宅被災者宅等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。

　なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症や生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。

(3) 健康管理活動にあたっては、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報は医療救護班等連絡会に集約する。

図　災害発生直後の保健師派遣に関する手続き
（厚生労働省防災業務計画を一部変更）

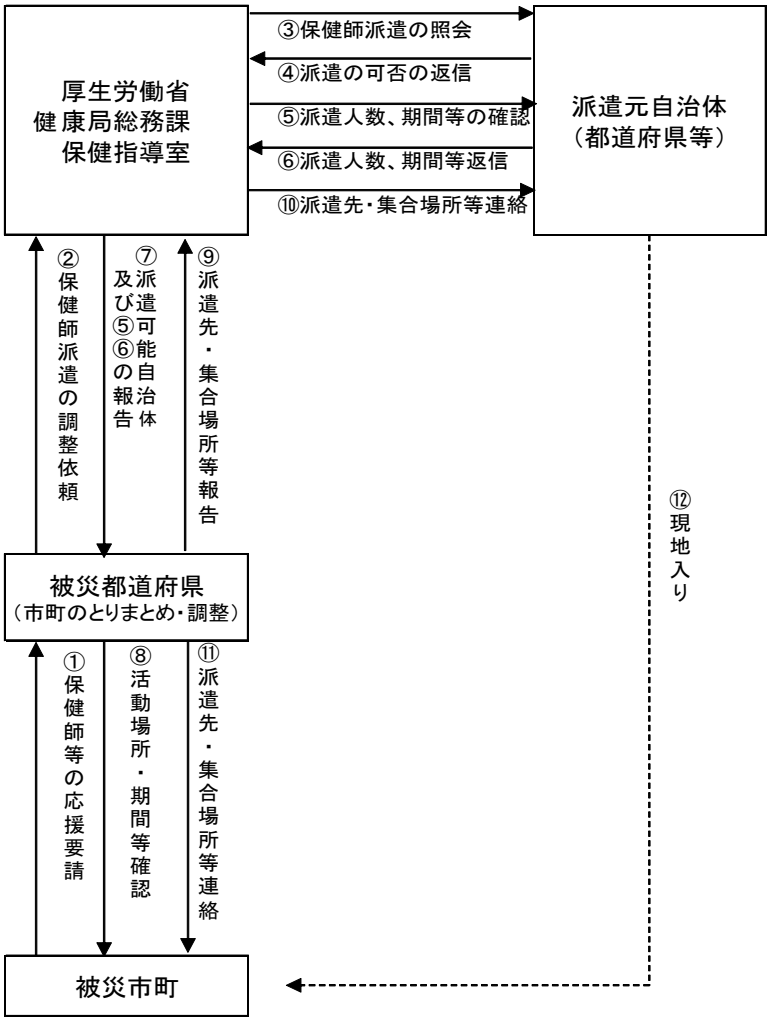

第１３節　救助・救急活動

危機管理監室、関係各部局、市町、防災関係機関

救助・救急活動のフロー

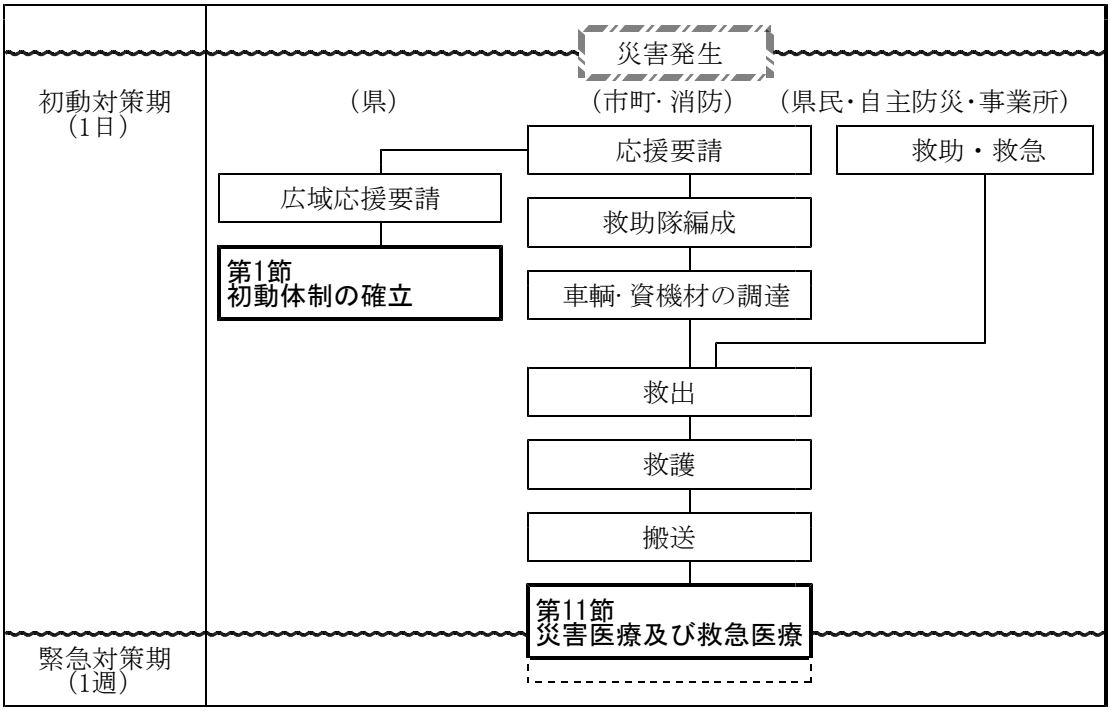

１　基本方針

大規模津波の発生時には、流失した家屋の下敷等による負傷者など、救助・救急を要する事案が数多く現出するものと考えられることから、県、市町及び防災関係機関は、相互に連携して県民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助・救急し、負傷者を医療機関に搬送する。

２　実施体制

(1) 県民、自主防災組織、事業所

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 市町

ア　消防職員等による救助隊を編成するとともに、警察や民間事業者等と連携協力して、救助に必要な車両、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護、搬送活動に当たる。

また、住民及び自主防災組織等に救助活動の協力を求める。

イ　市町自体の能力で救助作業が困難な場合は、県及び他市町に応援を要請する。

(3) 県

ア　市町から救助活動について応援を求められたときは、本章**第1節「初動体制の確立」**により、必要な応援要請を行う。

イ　市町から救助活動について災害救助犬の出動応援を求められたとき、又は災害救助犬の出動の必要があると認められるときは、次の協定により災害救助犬の出動を要請する。

災害救助犬の出動に関する協定書

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石　川　県	災害救助犬協会富山	H 9.10. 7	0764-29-8139	0764-13-8171
	日本レスキュー協会		072-770-4900	072-770-4950
	ジャパンケネルクラブ	H19. 1.11	03-3251-1656	03-3251-1659
	石川県救助犬協会連合会		076-298-9551	076-298-1245

ウ　警察は、大規模災害時に発生する救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。

(4) 防災関係機関

防災関係機関は、県及び市町から応援要請を求められたときは、機動力を発揮して救助・救急活動に当たる。

３　惨事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第７節「消防活動」５による。

４　医療救護活動

医療救護活動については、本章**第11節「災害医療及び救急医療」**により実施する。

５　災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章**第15節「災害救助法の適用」**による。

第１４節　水防活動

土木部、農林水産部、市町、防災関係機関

水防活動のフロー

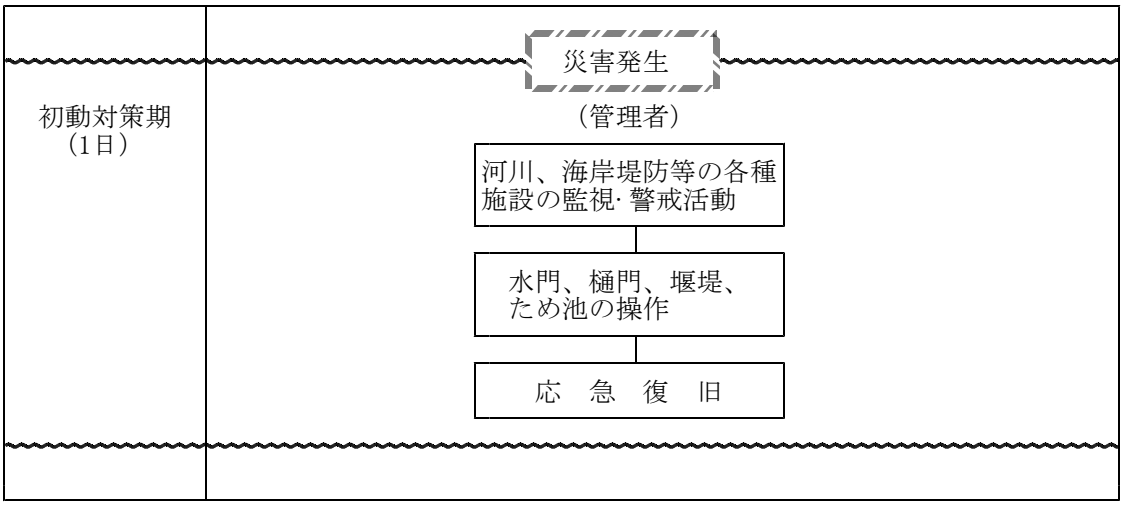

１　基本方針

県、市町及び防災関係機関は、地震に伴う津波や洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

また、津波が発生し、又は発生する可能性がある場合には、水防活動にあたる者は、津波到達時間内においては安全が確保できる場所に待機するものとする。

２　監視、警戒活動

津波警報・注意報が発表された時、又は地震、津波による災害が発生した場合は、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作等を「石川県水防計画」の定めにより行う（「第2節　津波警報・注意報の発令」参照）。

３　応急復旧

地震、津波災害により堤防等に応急措置の必要が生じたときは、各施設の管理者は迅速かつ的確に応急復旧を実施する。

第１５節　災害救助法の適用

危機管理監室、土木部、関係各部局、市町

災害救助法の適用のフロー

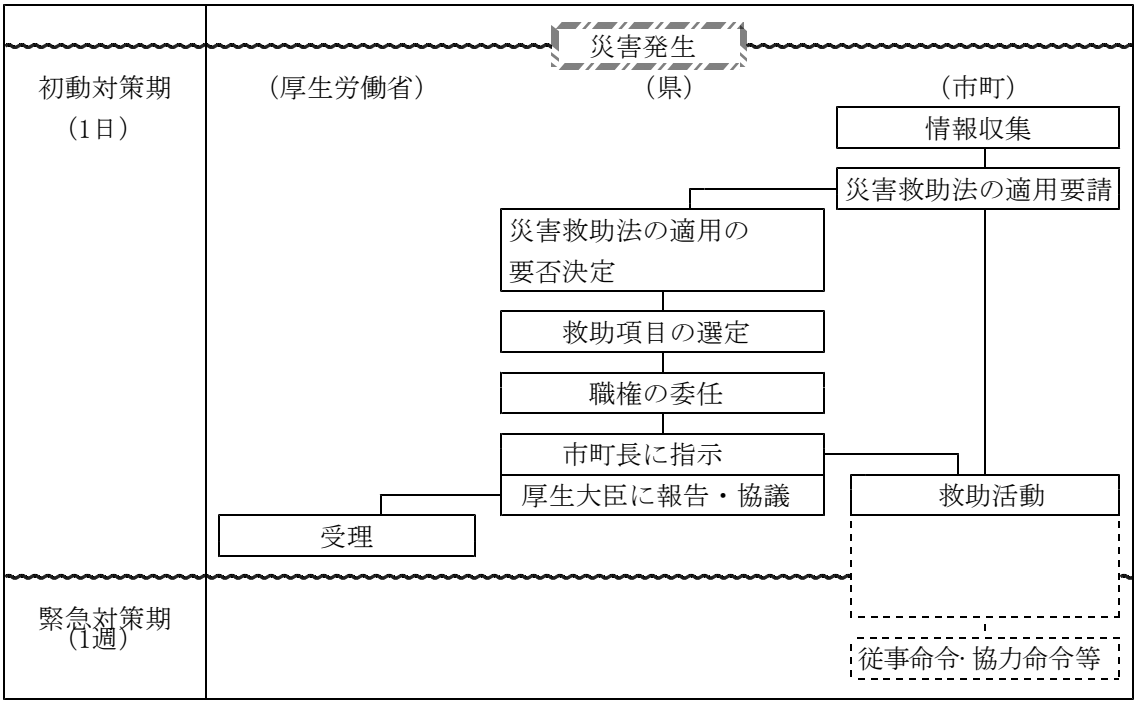

１　基本方針

知事は、災害に伴う人及び住家の被害状況を速やかに把握確認し、災害救助法による救助を実施する要件（適用基準）に照らして災害救助法による救助を実施（災害救助法の適用）するかどうかを早期に決定する。

市町長がその地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助を実施すると判断したときは、知事に対してその状況を明らかにして要請を行う。

２　適用基準（災害救助法施行令）

災害救助法の適用基準は、次のいずれかに該当する災害とする。

(1) 当該市町村の区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が次表Ａ欄に掲げる数以上であるとき。（災害救助法施行令（(昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第１条第１項第１号－令別表第１）

(2) 本県の区域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が次表Ｂ欄に掲げる数以上であるとき。（令第１条第１項第２号－令別表第２、第３）

(3) 本県の区域内の住家滅失世帯数が 7,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の住家滅失世帯数が多数であるとき。（令第1条第1項第3号前段）

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。（令第１条第１項第３号後段）

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の厚生労働省令（平成12年３月31日第86号）で定める基準に該当するとき。（令第１条第１項第４号）

ア　災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(厚生労働省令第２条第１号)

イ　災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(厚生労働省令第２条第２号)

(注)住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりである。

１　住家の全壊（焼）又は流失した世帯は、１世帯を滅失世帯１世帯とする。

２　住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって滅失世帯１世帯とみなす。

３　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、３世帯をもって滅失世帯１世帯とみなす。

適用基準

市町の人口	A （当該市町の住家滅失世帯数）	B （県区域内の住家滅失世帯総数1,500世帯以上の場合）	（参考） 人口対象市町 （平成17年10月1日国勢調査人口）
5,000 人以上 15,000 人未満	40世帯	20世帯	川北町、穴水町
15,000 人以上 30,000 人未満	50　〃	25　〃	珠洲市、羽咋市、内灘町 宝達志水町、志賀町 中能登町、能登町
30,000 人以上 50,000 人未満	60　〃	30　〃	輪島市、能美市、かほく市 野々市町、津幡町
50,000 人以上 100,000 人未満	80　〃	40　〃	加賀市、七尾市
100,000 人以上 300,000 人未満	100　〃	50　〃	小松市、白山市
300,000 人以上	150　〃	75　〃	金沢市

（注）市町の人口は、直近の国勢調査による。

３　適用手続

(1) 市町長は、市町の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(2) 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、知事は、当該市町長が行う救助の事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市町長に通知することにより救助の実施に関する職種の一部を当該市町長が行う。

(3) 知事は、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について当該市町長及び関係機関に指示するとともに、厚生労働大臣に報告する。

４　災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準による。

但し、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、厚生労働大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。(令９条第２項)

5　災害救助法に基づく救助の実施

(1) 県は、災害の状態によりいずれの救助項目を適用するかを速やかに判断して、救助方針をたてて、適切かつ効果的な救助を行う。

(2) 別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号１、３から８まで及び10から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては､知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し､市町長が行うこととする。

　この場合においては、市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。（令第23条第１項）

(3) 知事は、前項 (2)の通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。（令23条第２項）

(4) 知事は、「災害救助法による医療及び助産救助の委託協定書(昭和31年7月16日)」による救助が必要と認めた場合、日本赤十字社石川県支部に対して必要事項を要請する。

6　従事命令等

知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、災害救助法第24条、第25条及び第26条の定めるところにより､従事命令又は協力命令若しくは保管命令を発することができる。

7　災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、通常市町が実施し、災害救助法による救助に準じてあらかじめ市町地域防災計画に定めておく。

災害発生からの応急救助までのフロー

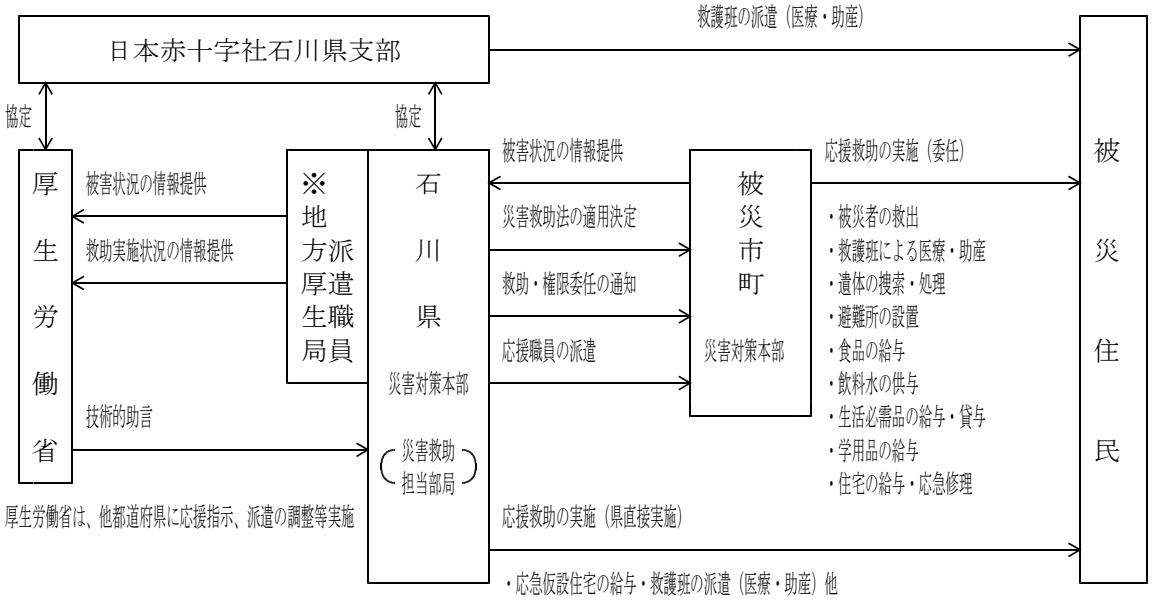

※　災害発生時、厚生労働省からの指示により、地方厚生局は、現地連絡担当者を危機対策課へ派遣し、本省と危機対策課との連絡調整に当る。

別紙

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

平成２１年４月１日現在

<table>
<tr><th>番号</th><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>1</td><td>避難所の設置</td><td>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。</td><td>（基本額）
避難所設置費
１人　１日当たり
３００円以内
（加算額）
冬季 別に定める額を加算

高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える加算できる。</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。
２　避難に当たっての輸送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>2</td><td>応急仮設住宅の供与</td><td>住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住家を得ることができない者</td><td>１　規格　１戸当たり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。
２　限度額　１戸当たり
2,404,000円以内
３　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる。）</td><td>災害発生の日から20日以内着工</td><td>１　平均1戸当たり29.7㎡
2,404,000円以内であればよい。
２　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
３　給与期間　最高2年以内
４　民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>１　避難所に収容された者
２　全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者</td><td>1人1日当たり
1,010円以内</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
（1食は1/3日）</td></tr>
<tr><td>4</td><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>5</td><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は、災害発生の日をもって決定する。
２　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>１　備蓄物資の価格は、年度当初の評価額
２　現物給付に限ること。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上
1人増すごとに加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全　壊
全　焼
流　失</td><td>夏</td><td>17,500</td><td>22,600</td><td>33,300</td><td>39,900</td><td>50,500</td><td>7,400</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>29,000</td><td>37,500</td><td>52,300</td><td>61,300</td><td>77,000</td><td>10,500</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半　壊
半　焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>5,700</td><td>7,700</td><td>11,600</td><td>14,000</td><td>17,700</td><td>2,400</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,200</td><td>12,200</td><td>17,100</td><td>20,300</td><td>25,800</td><td>3,300</td></tr>
</table>
</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td>医　療</td><td>医療の途を失った者（応急的措置）</td><td>１　救護班
使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
２　病院又は診療所
国民健康保険診療報酬の額以内
３　施術者
協定料金の額内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>7</td><td>助　産</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
２　助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額</td><td>分べんした日から7日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
</table>

番号	救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
8	災害にかかった者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
9	災害にかかった住宅の応急修理	1　住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
10	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童　4,100円 中学生生徒　4,400円 高等学校等生徒　4,800円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実状に応じて支給する。
11	埋　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 199,000円以内 小人（12歳未満） 159,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
12	死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり　3,300円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 137,500円以内	災害発生の日から10日以内	
15	輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範　　囲	費用の限度額	期　　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第２４条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	災害の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

※　この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第１６節　災害警備及び交通規制

警察本部、海上保安部、道路管理者

１　基本方針

津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、警察及び海上保安部は、県民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、地震災害に関連する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕、陸上・海上交通の確保を行い、公共の安全と秩序の維持を図る。

２　災害警備体制

災害警備のフロー

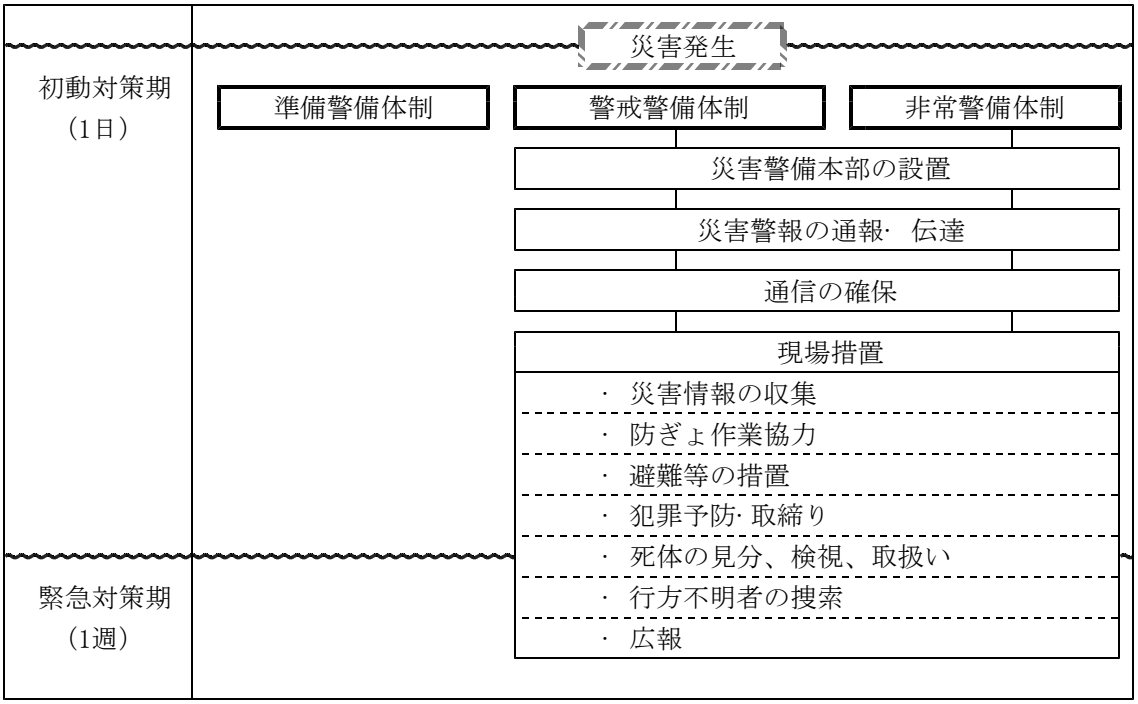

(1) 警備体制

警備体制	警備体制の基準
準備警備体制	津波情報等により災害の発生が予想され、かつ、発生まで相当の時間的余裕があるとき。
警戒警備体制	津波災害により県内に相当の被害発生が予想されるとき。
非常警備体制	津波災害で大きな被害の発生が予測されるとき、又は発生したとき。

(2) 警備本部

ア　警察

警備体制の種別に応じて､警察本部及び関係警察署に所要規模の警備本部等を設置する。

イ　海上保安部

地震、津波災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、警戒警備等の必要な措置を講ずる。

(3) 協力体制

災害対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう関係機関との援助協力体制を確保する。

災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定

協 定 者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石 川 県	（社）石川県警備業協会	Ｈ 9. 9. 1	076-281-6670	076-281-6671

(4) 災害警備対策

ア　災害警報等の通報伝達

災害警報等の伝達は、関係機関と協力して迅速に一般住民へ周知徹底させるように努める。

イ　通信の確保

(ｱ) 通信の途絶が予想される必要地点へ器材及び要員を事前に配備するなど、通信を確保する。

(ｲ) 他の機関などから非常通信の疎通に関して協力を求められたときは、これに応ずる。

ウ　現場措置等

(ｱ) 災害情報の収集	a　被害調査と報告・連絡 b　その他関連情報の収集
(ｲ) 防ぎょ作業への協力	a　事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎょ活動に協力する。 b　防ぎょ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破堤をめぐる利害相反する住民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りに当たる。
(ｳ) 避難等の措置	a　県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b　避難の勧告、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。
(ｴ) 犯罪の予防・取締り	災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
(ｵ) 遺体の見分、検視及び取扱い	a　遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b　遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調書（死体見分調書）を添えて市町長に引き渡す。
(ｶ) 行方不明者の捜索	人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。
(ｷ) 広報	流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。

3　交通対策

交通対策のフロー

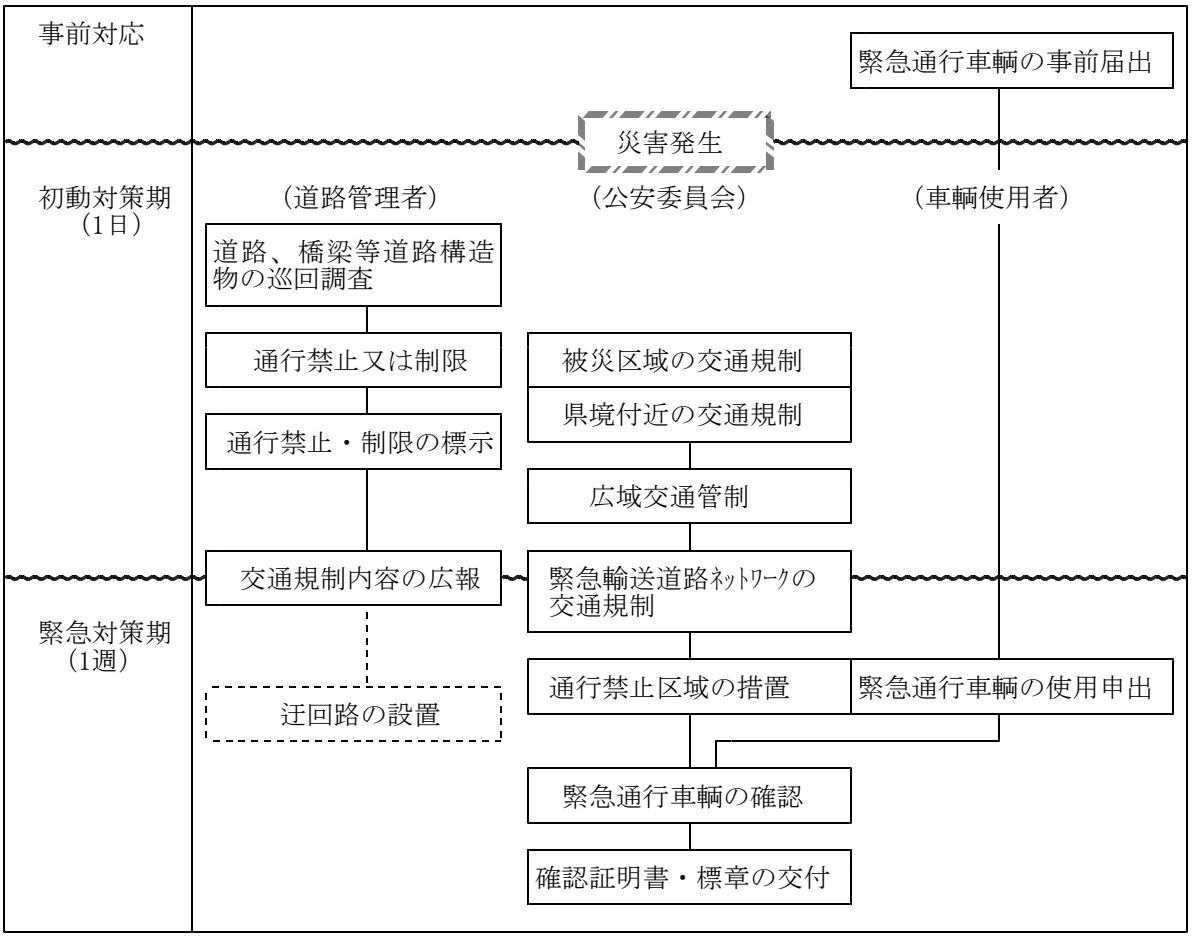

(1) 陸上交通規制

ア　交通規制の実施機関及び理由

実施機関			交通規制の理由
道路管理者	一般国道	国土交通省又は県	1　道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき。 2　道路工事のため止むを得ないと認められるとき。
	県道	県	
	市町道	市　町	
公安委員会	公安委員会 警察署長 警　察　官		1　災害時において緊急通行を確保するため必要があるとき。 2　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき。 3　道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき。

道路管理者と警察（公安委員会）その他関係機関は、交通規制の対象、区間、区域、期間、理由、その他必要な事項等について相互に緊密な連携に努める。

イ　発見者等の通報

震災時に道路、橋りょう等道路構造物の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市町長に通報する。通報を受けた市町長は、その道路管理者又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

ウ　各実施責任者の実施要領

道路管理者等は、津波災害の発生したとき又は発生するおそれがあるときは、道路、橋

梁、交通施設の巡回調査に努め、危険が予測され、又は発生したときは、速やかに次の要領により規制する。

(ｱ) 道路管理者

津波災害等により道路施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制をする。

なお、道路管理者は、自らが管理しない道路、橋梁等でその管理者に通知して規制するいとまがないときは、速やかに必要な規制を行い、警察官に通報するとともに、応急措置を行う。

a　津波災害時において、交通に危険があると認められる場合、あるいは被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要のある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

b　道路法（昭和27年法律第165号）による交通規制を行ったときは､直ちに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式により標示を行う。

c　道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示及び報道機関を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を設定して、できる限り交通に支障のないように努める。

(ｲ) 警察（公安委員会）

災害等により道路の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したとき、及び災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送等に緊急交通路を確保するために必要があると認めるときは、(社)石川県警備業協会の協力を得て、速やかに次のとおり必要な規制を行う。

a　被災区域の交通規制等

被災地の警察署は、被災区域の外周の要所において被災地へ進入する車両の通行禁止又は制限をする。

b　県境付近の交通規制

津波発生後、県警高速道路交通警察隊及び関係警察署は、富山、福井両県に接する道路からの車両の県内進入を禁止又は制限する。

c　広域交通管制

警察本部は、被災地域及び緊急通行路線を重点に交通情報の収集に努め、緊急交通通路線を優先的に確保するとともに、一般交通の混乱防止等を図るため、隣接県警察とも緊密な連携を行い、広域的な交通管制の実施に努める。

d　緊急輸送道路ネットワークの交通規制

災害応急対策等に必要な人員、物資等の輸送等緊急輸送道路ネットワークを確保するために必要があると認めるときは、関係機関と連絡してその緊急輸送確保に必要な路線、区域、区間等を指定して、当該緊急通行車両（知事又は公安委員会において、緊急通行車両として確認した車両）以外の車両の通行を禁止し、又は規制する。

e　通行禁止区域等の措置

(a) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対して、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(b) (a)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（社）石川県警備業協会	Ｈ９．９．１	076-281-6670	076-281-6671

(ｳ) 自衛官及び消防吏員の措置

前号「e 通行禁止区域等の措置」については、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員がその措置をとることができる。

エ　規制の標識等

実施責任者は、規制を行った場合は、次の標識を災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第５条第２項に定める場所に設置する。ただし、緊急のため標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行の禁止又は制限したことを明示し、必要に応じて警察官等が現地で指導に当たる。

(ｱ) 規制標識

a　道路法第45条（公安委員会の交通規制）によるもの

b　道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条（道路標識等の設置等）によるもの

c　災害対策基本法施行規則第5条(災害時における交通の規制に係る標示の様式等)第１項によるもの

(ｲ) 規制条件の表示

規制標識には、次の事項を明示する。

a　禁止又は制限の対象

b　区間又は区域

c　期　　間

d　理　　由

この場合には、迂回路を明示して、一般通行車輌の協力を求める。

オ　緊急通行車両確認証明及び標章

(ｱ) 緊急通行車両としての要件

a　道路交通法第39条の緊急自動車

b　災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための運転中の車両であって、知事又は公安委員会の確認に係る標章及び証明書が提示されたもの

(ｲ) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡をとりつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて緊急通行車両事前届出済証を交付する。

なお、事前届出に関する手続きの詳細については、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」による。

(ｳ) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、災害対策基本法施行令第33条に基づき車両の使用者の申出により、知事又は公安委員会が行う。

特に津波災害の場合は、輸送路の混乱により生活必需物資の不足を生じ、物資の緊急輸送が必要とされるので、物資輸送の緊急性の判断は、交通規制との関連において県災害対策本部と公安委員会の協議によって行う。

また、災害時に他県へ又は他県から緊急に物資を輸送しようとする緊急通行車両の確

認については、輸送先の県警察本部及び県災害対策本部とも連絡をとり処置する。

なお、県災害対策本部の緊急通行車両確認証明事務は、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に準じて取り扱う。この場合、規制現場の警察が緊急通行車両であることを容易に判断することができるための措置として、災害対策基本法施行令第33条に基づき、緊急通行車両に対して、知事又は公安委員会が法定の標章及び確認証明書を交付する。また、警察本部と警察署は、円滑な交付を行うために、標章及び確認証明書の十分な備蓄を行うものとする。標章及び確認証明書は、下記様式のとおりである。

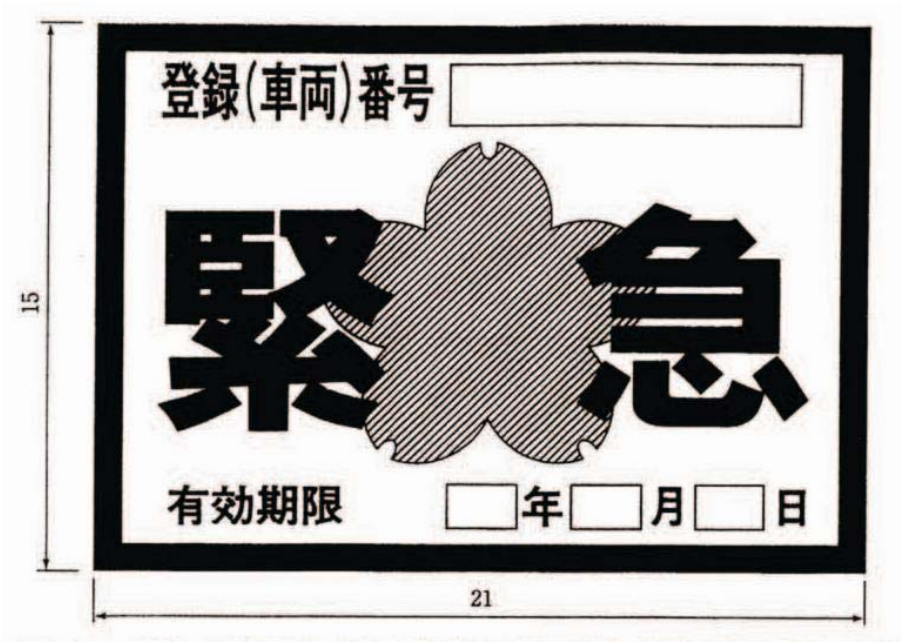

備考　1　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

本様式・・・全部改正［平成7年8月総令39号］、旧様式2・・・一部改正し繰下［平成8年1月総令1号］

第　号 年　月　日 緊急通行車両確認証明書 知　事㊞ 公安委員会㊞			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住　所	（　）　局　番	
	氏　名		
通行日時			
通行経路		出発地	目的地
備　考			

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

本様式…全部改正〔平成７年８月総理令39号〕、一部改正・旧様式３…繰下〔平成８年１月総理令１号〕

カ　運転者のとるべき措置

○　走行中の車両は、次の要領により行動する。
・できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
・停車後は、ラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
・車両を置いて避難するときは、路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せ停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアのロックはしないこと。
○　避難のために、車両は使用しないこと。

(2) 海上交通規制

海上保安部は、港湾及びその隣接海域において、必要に応じて次の措置をとる。

○　船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
○　海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
○　海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずる。その際、船舶所有者に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
○　水路の水深に変化を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置するなどにより水路の安全を確保する。
○　航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。
○　船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾、岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な航行に必要と考えられる情報について、無線等を通じて船舶への情報提供を行う。

第１７節　行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬

健康福祉部、警察本部、
海上保安部、市町

行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬のフロー

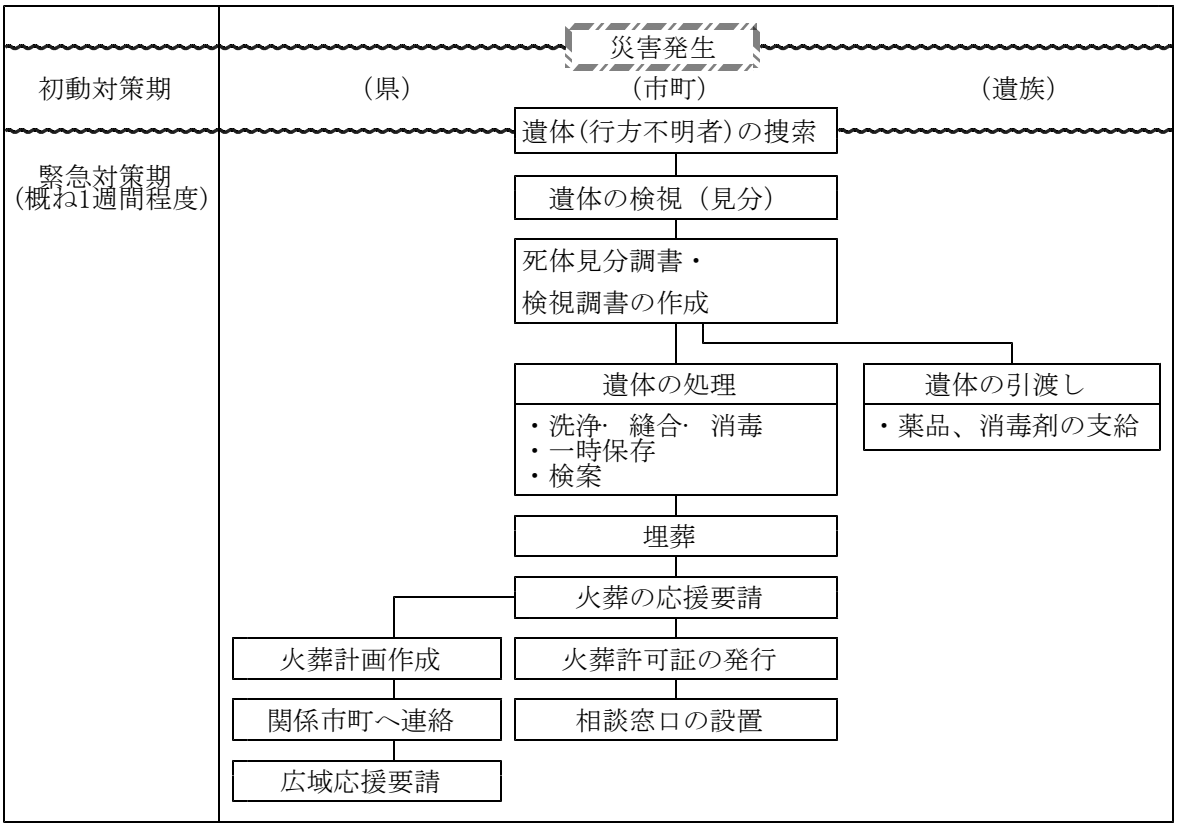

１　基本方針

津波災害時において死亡していると推定される人については、捜索及び収容を行い、死亡者については応急埋葬を実施する。

２　行方不明者及び遺体の捜索

市町は、行方不明者及び遺体の捜索を警察、海上保安部及び消防の協力を得て実施する。また、状況により自衛隊等の協力を得て実施する。

捜索に関しては、関係機関の情報交換、捜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

３　遺体の検視（見分）及び処理

市町は、遺体の検視（見分）、検案、搬送、遺体安置所の設置、身元確認、遺留品の整理を警察、医師会、歯科医師会、医療機関等と調整を図り実施する。

(1) 遺体の検視（見分）

災害の際の死亡者については、次によりそれぞれ検視（見分）を行い、検視調書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第92条（本籍不明者等の死亡の報告）に該当する場合）及び死体見分調書を作成して、当該遺体を遺族又は市町長に引き渡す。

ア　警察官にあっては、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第３号）又は死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）の規定による。

イ　海上保安官にあっては、海上犯罪捜査規範（昭和26年海上保安庁達第４号）又は、海上保安庁死体取扱規則（昭和45年保警－80号）の規定による。

(2) 遺体の処理

市町は、医療救護班又は医師の協力により遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理をし、埋葬

までの間適切な場所に安置する。

4　遺体の埋葬

市町は、身元が判明しない遺体の埋葬を実施する。

また、身元が判明している遺体の埋葬に当たっては、市町は、火葬許可手続きが速やかに行えるよう配慮する。

(1) 遺体多数の場合の埋葬方法

被災市町から遺体の火葬について応援の要請があった場合、県は、被災市町における遺体の数、各市町の火葬能力及び遺体の輸送体制を確認し、火葬計画を作成の上、近隣市町に対し迅速的確な連絡を行う。

また、災害時における棺等葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定に基づき葬祭業協同組合等に協力を要請する。

遺体多数により県内で火葬しきれない場合は、他の都道府県や国へ応援要請を行う。

災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定

協定者		協定締結日
石川県	石川県葬祭業協同組合	H22. 3.31
	全国霊柩自動車協会石川県支部	H22. 3.31

(2) 火葬許可証の発行

市町は、迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも火葬許可証を発行する。

(3) 埋葬に関する相談

市町は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため必要に応じて遺体安置所等に相談窓口を設置する。

5　安否確認

市町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。

また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。

なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

6　警察の措置

(1) 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、知事又は市町長と緊密に連携し、県、市町の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに、死者の写真の掲示、縦覧などを行い、早期に確認できるよう努力する。

(2) 遺体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、震災時において救助活動と併せて関係機関の行う遺体及び行方不明者の捜索、又は遺体の搬送、収容活動に対して、必要な協力を行う。

7　海上保安部の措置

(1) 震災、津波により県周辺海域に身元不明者が漂流する事態が発生した場合には、所属巡視船艇により捜索を実施する。

(2) 収容した遺体は、知事又は市町長と連絡を密にして、家族又は市町長に引き渡す。

8　災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章**第15節「災害救助法の適用」**による。

第１８節　危険物の応急対策

危機管理監室、健康福祉部、文部科学省原子力安全局、警察本部、消防本部、事業者

危険物の応急対策のフロー

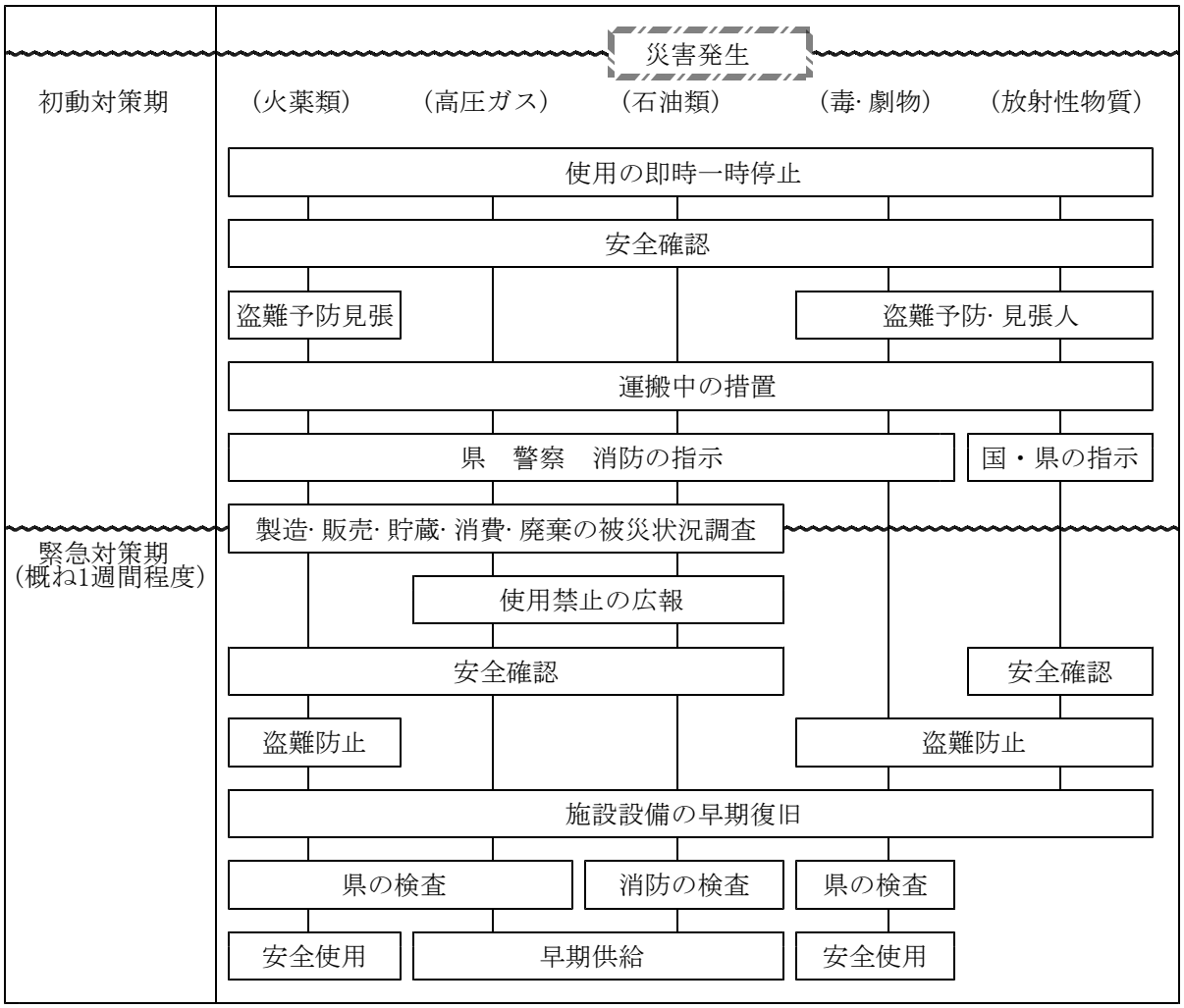

１　基本方針

危険物施設等が被災した場合は、迅速かつ的確な情報を把握し、被害の拡大防止や火災、中毒などの二次災害を防止し、住民の安全確保に努めるとともに、早期復旧に努める。

２　火薬類

(1) 応急措置	ア　火薬庫が被災した場合は、使用を即時一時停止し、必要に応じて盗難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ　運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従う。 ウ　製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。
(2) 応急復旧	盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。

3　高圧ガス

(1) 応急措置	ア　施設設備が被災した場合は、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講ずる。 イ　運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ウ　製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。 エ　販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
(2) 応急復旧	ア　施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。 イ　販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施、又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

4　石油類等

(1) 応急措置	ア　施設設備が被災した場合は、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講ずる。 イ　運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ウ　販売、貯蔵、消費又は廃棄についても被災状況を調査し、安全を確認するまで実施しない。 エ　販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
(2) 応急復旧	ア　施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、消防本部、署等の監督機関の検査を受ける。 イ　販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施、又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

5　毒物劇物

応急措置	ア　県は、毒物劇物の性状等の情報収集と毒物劇物営業者等に対する監視指導の徹底を図る。 イ　保管庫等が被災した場合、営業者等は、使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 ウ　運搬中に被災した場合、営業者等は、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従い、盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。

６　放射性物質

(1) 応急措置	ア　保管庫等が被災した場合は、使用を即時一時停止し、必要に応じて盗難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ　運搬中に被災した場合、必要な措置を講じ、国及び県等の指示に従う。
(2) 応急復旧	盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、安全に万全を期す。

７　応急復旧の活動体制の確立

(1) 施設関係者は、日頃から職員の非常配備体制を確立する。
(2) 応急復旧活動のための緊急用資機材については、備蓄に努める。

第１９節　ライフライン施設の応急対策

北陸電力、ＮＴＴ西日本、ガス事業者、環境部、市町下水道事業者

１　基本方針

電力施設、通信施設、都市ガス施設、下水道施設のライフライン施設は、津波により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

２　電力施設

電力施設の応急対策のフロー　（北陸電力）

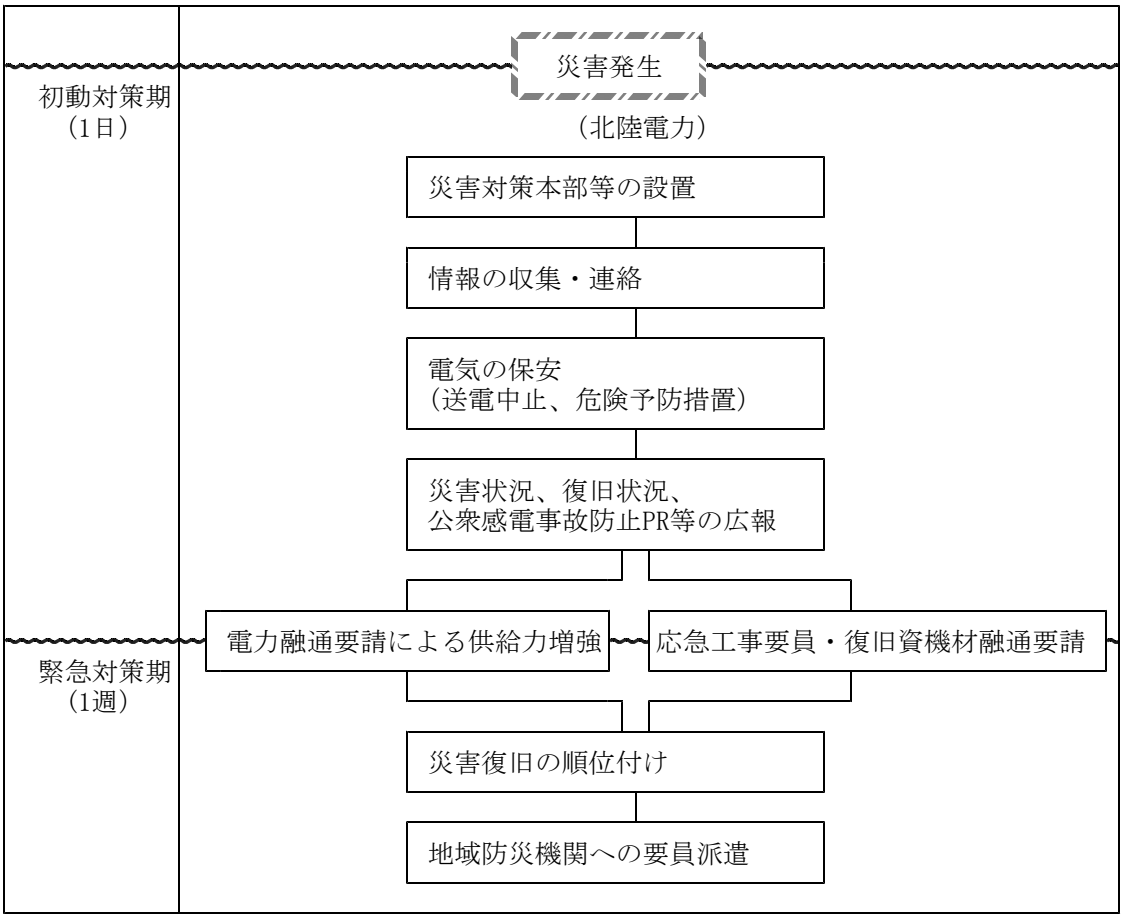

北陸電力株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置する。

(2) 情報の収集伝達

災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等、情報の収集伝達を行う。

(3) 電気の保安

災害時において危険があると認められる時は、直ちに当該範囲に対して送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対して適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 広報活動

電気災害の未然防止及び拡大を防止するため、住民に対し災害の状況、復旧活動の状況及

び公衆感電事故防止ＰＲを主体とした広報活動を広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

(5) 県、市町及び防災関係機関との協調

被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて県、市町及び地域防災機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。

(6) 災害復旧の順位

各施設の復旧に当たっては、原則として人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中枢となる公共機関等を優先する。また、応急工事終了後、通電再開に当たっては、ショート、ガス漏れ等による二次災害を防止するため、その安全を確認のうえ行う。

(7) 応援協力体制

自社の電力の供給が不足又は応急復旧が困難な場合は、他の電気事業者に対し、電力の融通を受け、復旧資機材の融通及び要因の応援等協力を求める。

(8) その他、上記以外の事項については、北陸電力株式会社防災業務計画の定めるところによる。

３　通信施設

通信施設の応急対策のフロー　(NTT)

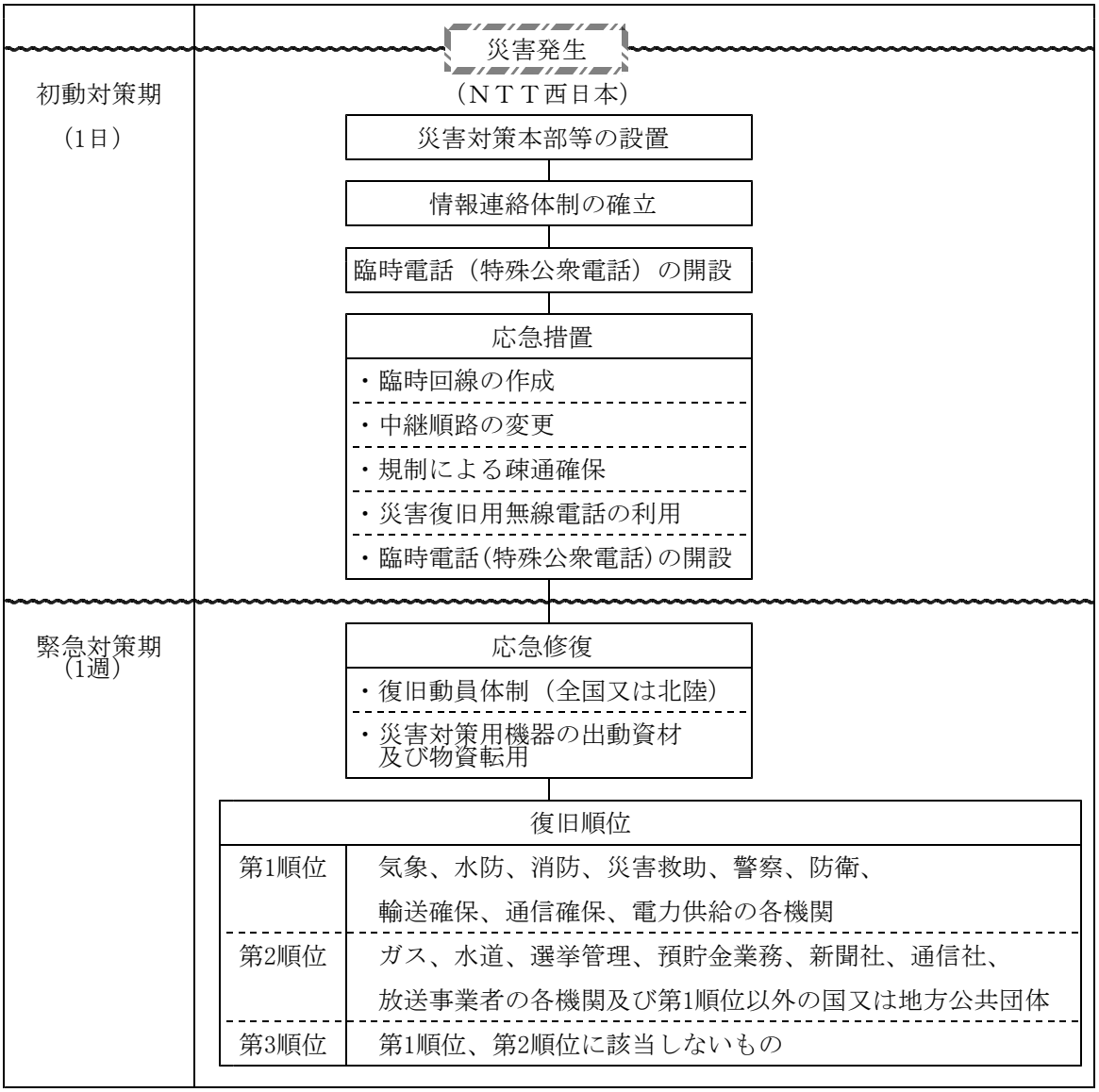

ＮＴＴ西日本は、次の措置を講ずる。

(1) 災害対策本部等の設置

震災が発生し、又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置する。

(2) 情報の収集・伝達

災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等情報の収集を行う。

(3) 応急措置

災害により、通信施設が被災したとき、又は異常ふくそうの発生により、通信の疎通が困難又は途絶するような場合においても、重要な施設の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

○　臨時回線の作成
○　中継順路の変更
○　規制等による疎通確保
○　特設公衆電話（通貨不要）の設置
○　その他必要な措置

(4) 応急復旧

ＮＴＴ西日本関係事業所は、被災した通信設備の応急復旧に当たり、応援計画及び復旧順位等については、西日本電信電話株式会社防災業務計画の定めるところにより、次のとおりとする。

ア　広域災害時における応援計画

広域的な地域において甚大かつ広域的な災害が発生した場合、全国的又は北陸地域全体的規模による動員、災害対策用機器の出動資材及び物資等の転用を図る。

イ　復旧順位等

通信設備に災害が発生した場合は、ＮＴＴ西日本関係事業所、通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、通信設備の被害状況に応じて次の復旧順位により、復旧を図る。

(ｱ)　第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給に直接関係ある機関
(ｲ)　第2順位	ガス・水道の供給に直接関係ある機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社及び第一順位以外の国又は地方公共団体
(ｳ)　第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(5) その他、上記以外の事項については、ＮＴＴ防災業務計画の定めるところによる。

4　都市ガス等施設

都市ガス施設の応急対策のフロー　（ガス事業者）

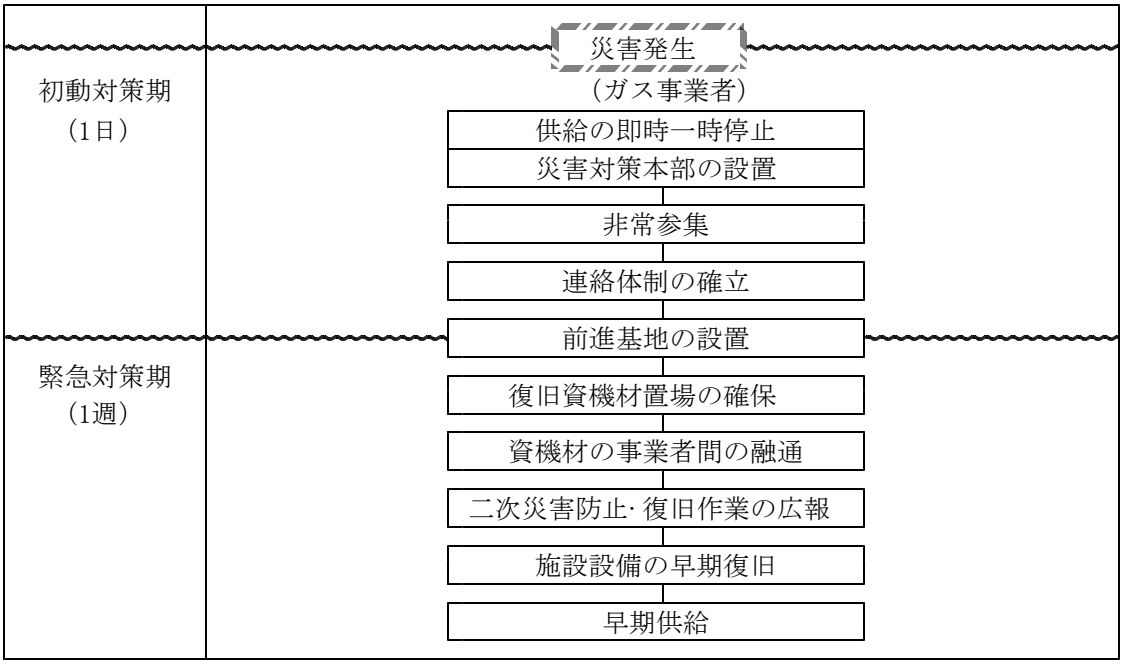

都市ガス施設又は簡易ガス施設（以下「ガス施設」という。）に被害が生じた場合、ガス事業者は、ガス施設の被害状況及び周辺住民の避難状況等を把握し、二次災害の発生を防止するため､速やかに応急措置を行う。

(1) 災害対策本部等の設置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置する。

(2) 応急処置

あらかじめ定める供給停止の判断基準により、速やかに供給停止し、二次災害の防止を図る。

(3) 広報活動

津波発生後の時間的経過をふまえて、発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中、及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

(4) 資機材の確保

あらかじめ前進基地や資材置場を確保しておくとともに、資機材の円滑な調達のための組織体制、在庫管理体制を整備し、資機材の物量や輸送体制等を整備しておく。

(5) 復旧対策

応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して実施する。

(6) 応援体制

大規模な災害により、事業者単独で復旧が困難な場合は、他事業者の応援を求める。

(7) 早期供給

ガス事業者は、使用者の施設、設備の安全確認を実施し、又は実施の協力をして、安全と確認された場合は早期に供給を図る。

５　下水道施設

下水道施設の応急対策のフロー　　**（環境部、市町、下水道事業者）**

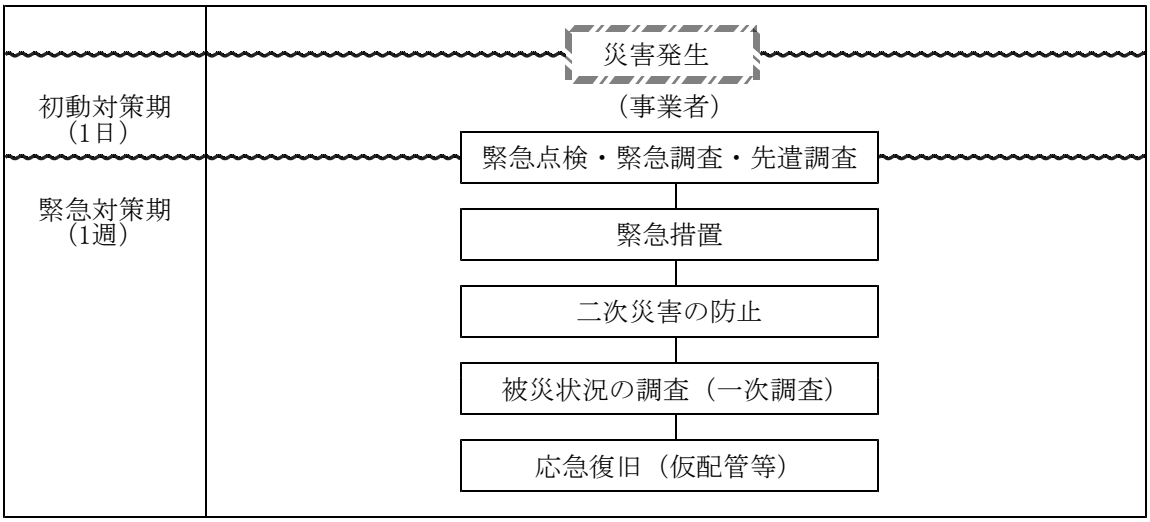

下水道事業者は、次の措置を講ずる。

(1) 動員体制の確立

災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。

(2) 情報の収集、伝達

正確な被害等の情報を迅速に収集、伝達し、応急対策を効率よく実施する。

(3) 被災状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

(4) 応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

(5) 災害復旧用資機材の確保

下水道管渠の被害に対して、迅速に応急措置活動を実施するため各施設に緊急用資機材の備蓄に努める。

(6) 応急復旧

被災状況を調査し、仮配管等による応急復旧やバキューム車の対応により広域的な応援体制の確保に努めるとともに、衛生管理に十分配慮して復旧する。

(7) 広報活動

地震発生後の時間的経過をふまえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

(8) 応援体制

被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。

○　「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール（平成20年7月15日）」

○　「「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」に基づく石川県内における応援連絡体制（平成21年4月1日）」

第２０節　公共土木施設等の応急対策

土木部、農林水産部、市町、放送事業者、ＪＲ西日本、ＪＲ貨物、のと鉄道、北陸鉄道、大阪航空局小松空港事務所、大阪航空局能登空港出張所、能登空港管理事務所、防災関係機関

１　基本方針

道路、河川、海岸、港湾、漁港、放送施設、鉄道、空港等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、津波により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

２　道路施設

道路施設の応急対策のフロー　（土木部、市町、防災関係機関）

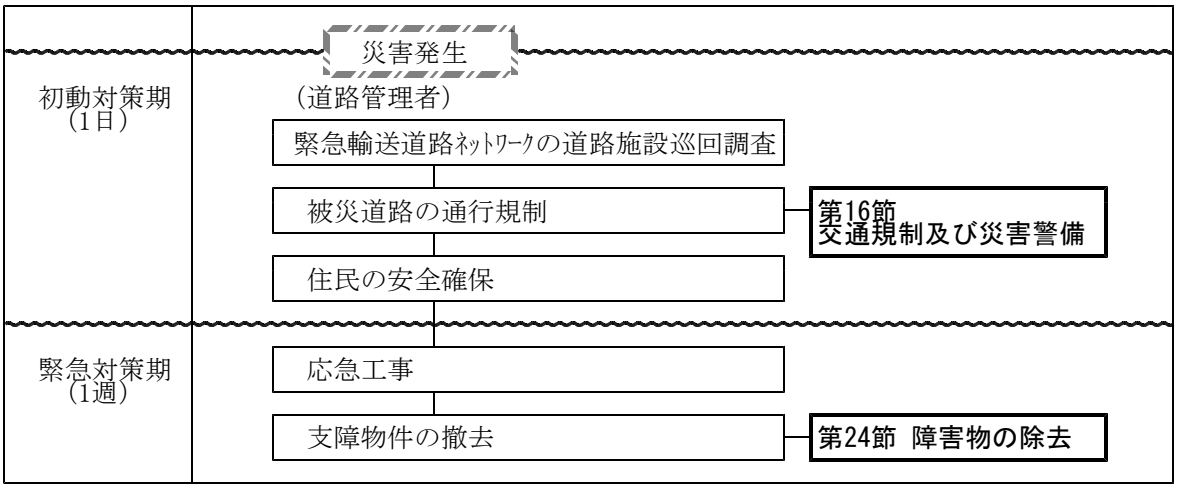

(1) 応急措置

道路管理者又は公安委員会は、被災した道路の橋梁、トンネル、法面、路面等について被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車両の通行制限あるいは禁止の措置及び迂廻路の選定等の対策を講じ、住民の安全の確保に努める。

(2) 応急復旧

ア　被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。

また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。

①　災害時の相互協力に関する申合わせ

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県 （土木部）	北陸地方整備局 （金沢河川国道事務所）	H22.3.4	025-280-8836 (076-264-9921)	025-370-6691 (076-233-9617)

② 災害時における応急対策工事に関する基本協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県 石川県道路公社	（社）石川県建設業協会	H20.12.15	076-242-1161	076-241-9258

③ 災害時における応援業務に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県 石川県道路公社	（社）石川県建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ協会 （社）石川県測量設計業協会 （社）石川県地質調査業協会	H18. 3.31	076-274-8802	076-274-8422

(3) 道路交通に支障となる物件

道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、必要に応じて警察官の立会いを求め、直ちに撤去する（本章**第24節「障害物の除去」**参照）。

3 河川、海岸、港湾、漁港等施設

河川、海岸、港湾、漁港等施設の応急対策のフロー

（土木部、農林水産部、市町、防災関係機関）

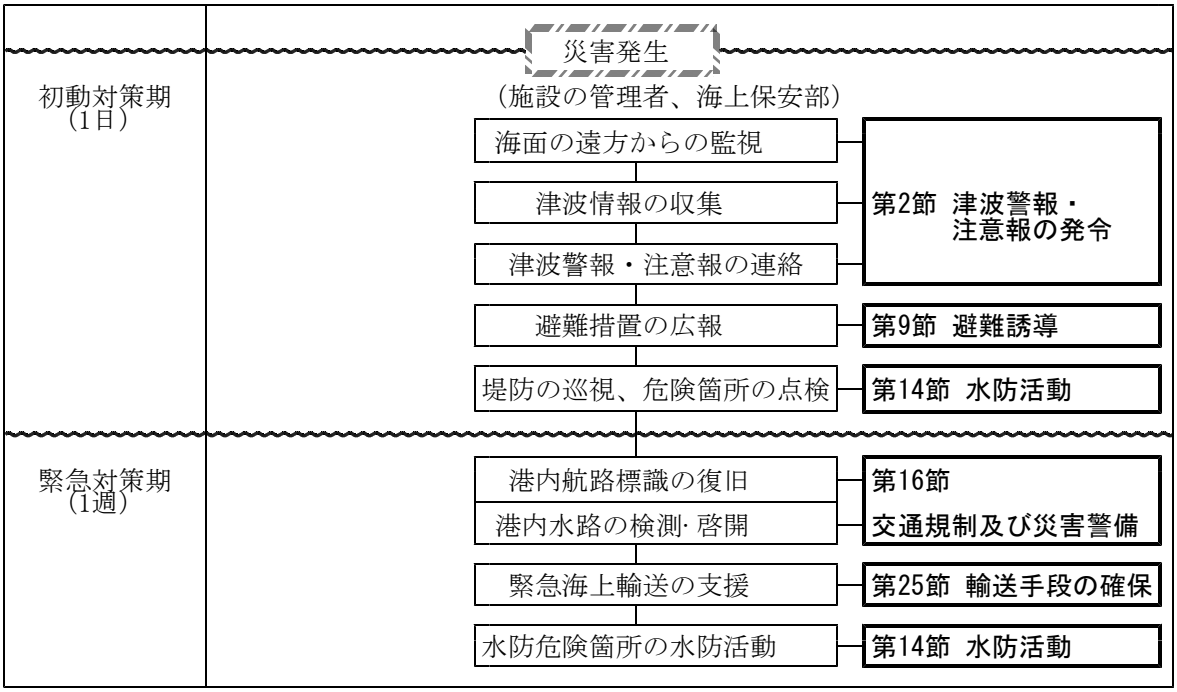

(1) 応急措置

ア 市町等は、地震を感じたら津波被害を防止するため、安全な場所から海面の監視を実施するとともに、放送機関による津波情報を視聴するなどの自衛措置をとる。

イ 市町、海上保安部等は、津波警報・注意報の伝達を受けた場合、市町地域防災計画等に定めるところにより速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難の措置等の広報を行う。

ウ 施設管理者は、防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水防計画等に基づき、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、港湾・漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険個所の点検等を行う。

(2) 応急復旧

ア　河川、海岸、砂防の施設管理者は、被害の状況により、降雨等による水害・土砂災害等、及び高潮、波浪、潮位の変化による浸水に備え、二次災害防止の措置を行う。

イ　港湾等施設の管理者及び海上保安部等は、次の応急対策を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。

(ｱ) 港内等における航路標識の復旧、水路の検測・啓開等の実施

(ｲ) 緊急海上輸送の支援

また、必要に応じて協定により（社）石川県建設業協会の協力を得る。

①　災害時における応急対策工事に関する基本協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県 石川県道路公社	（社）石川県建設業協会	H20.12.5	076-242-1161	076-241-9258

②　災害時における応援業務に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県 石川県道路公社	（社）石川県建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ協会 （社）石川県測量設計業協会 （社）石川県地質調査業協会	H18. 3.31	076-274-8802	076-274-8422

4　放送施設

放送施設の応急対策のフロー　　（放送事業者）

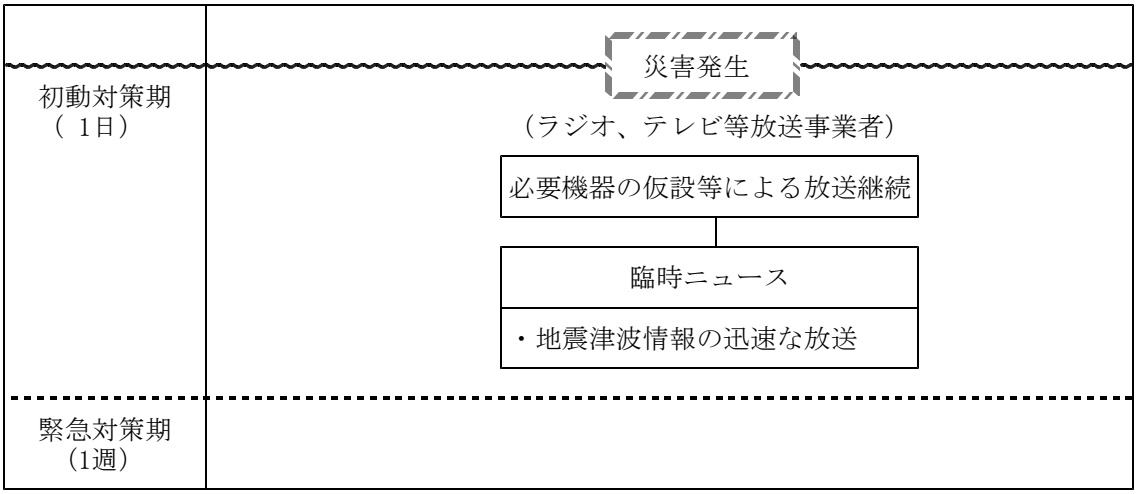

(1) 応急措置

テレビ・ラジオ等の放送事業者は、放送機器の障害等により放送が不可能となった場合直ちに、機器の応急仮設等必要な措置を講じ、放送の継続に努める。

(2) 応急復旧

テレビ、ラジオ等の放送事業者は、被災した設備、施設等について設備変更などにより復旧対策を講じ、速やかに応急復旧を図る。

５　鉄道施設

鉄道施設の応急対策のフロー　　（ＪＲ西日本、ＪＲ貨物、のと鉄道、北陸鉄道）

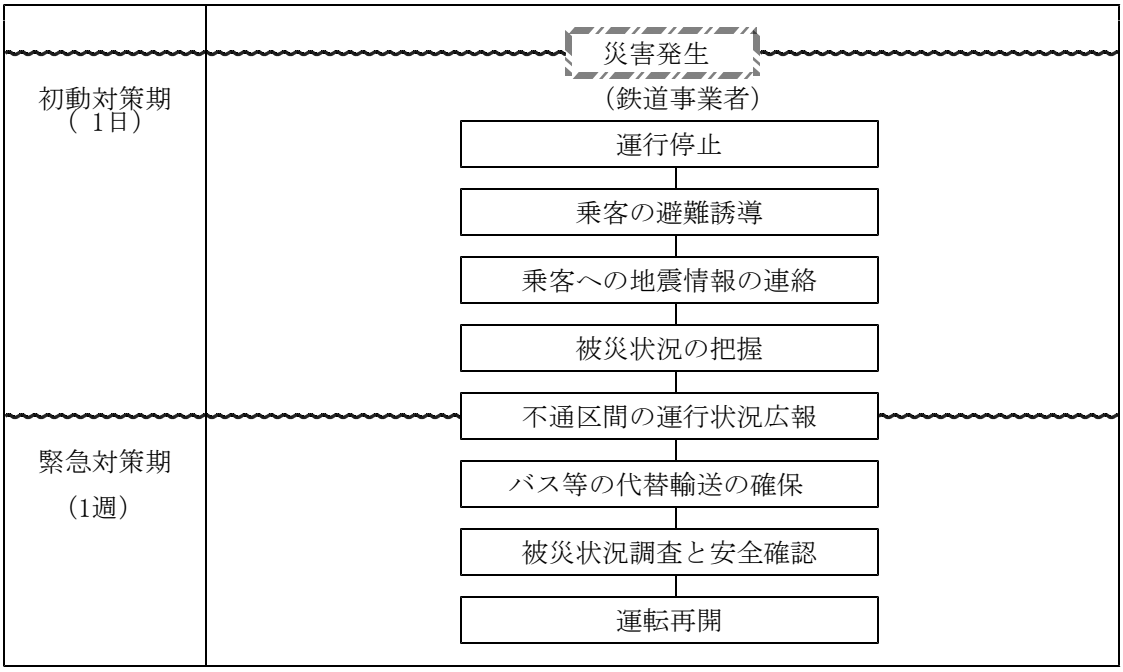

(1) 応急措置

鉄道事業者は、次の措置を講ずる。

ア　乗客に地震や津波に関する情報等を伝達し、運行停止などの規制や乗客の的確な避難誘導及び適切な救護活動等を行い、乗客等の安全確保を図る。

イ　不通区間が生じた場合は、列車の運行状況を広報するとともに、バス等の代替輸送の確保に努める。

(2) 応急復旧

ア　被災状況を調査し、安全を確認した後、運転を再開する。

イ　被災した鉄道施設等については迅速な応急復旧を実施する。復旧状況については広報する。

６　空港施設

空港施設の応急対策のフロー　　（大阪航空局小松空港事務所、大阪航空局能登空港出張所、能登空港管理事務所 ）

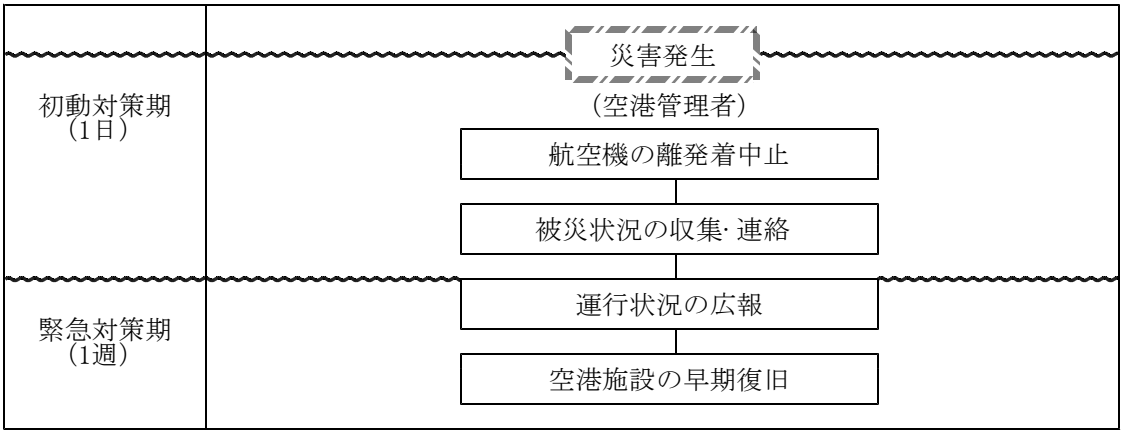

(1) 応急措置

空港管理者は、滑走路、エプロン等の空港施設の早期の被災状況の収集、伝達を図り、航空機の離着陸を中止するなどの必要な措置を講じ、乗客の安全確保に万全を期す。

(2) 応急復旧

空港施設の被災状況を調査し、早期復旧に努めるとともに、運航状況を広報する。

7　公園、緑地施設

公園、緑地施設の応急対策のフロー　（土木部、市町）

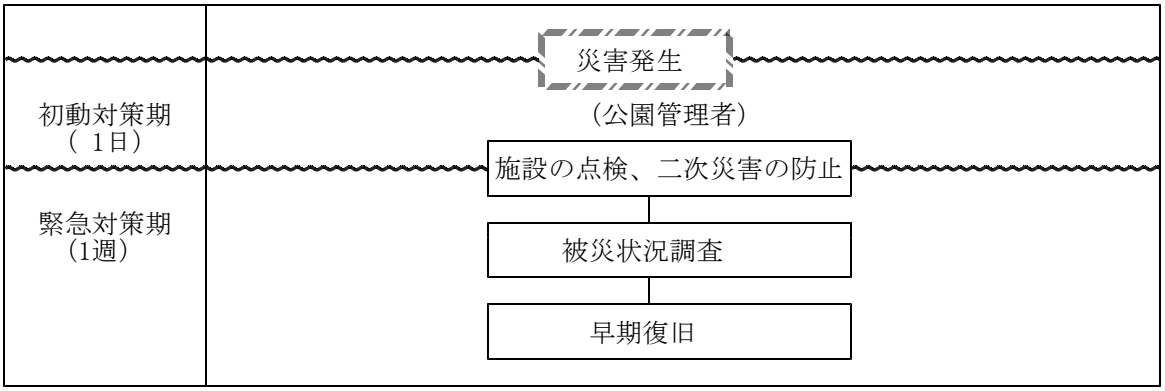

(1) 応急措置

公園管理者は、災害が発生したときは、施設の点検、応急措置を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 応急復旧

避難地、避難路となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

8　農地、農業用施設等

農地、農業用施設の応急対策のフロー　（農林水産部、市町）

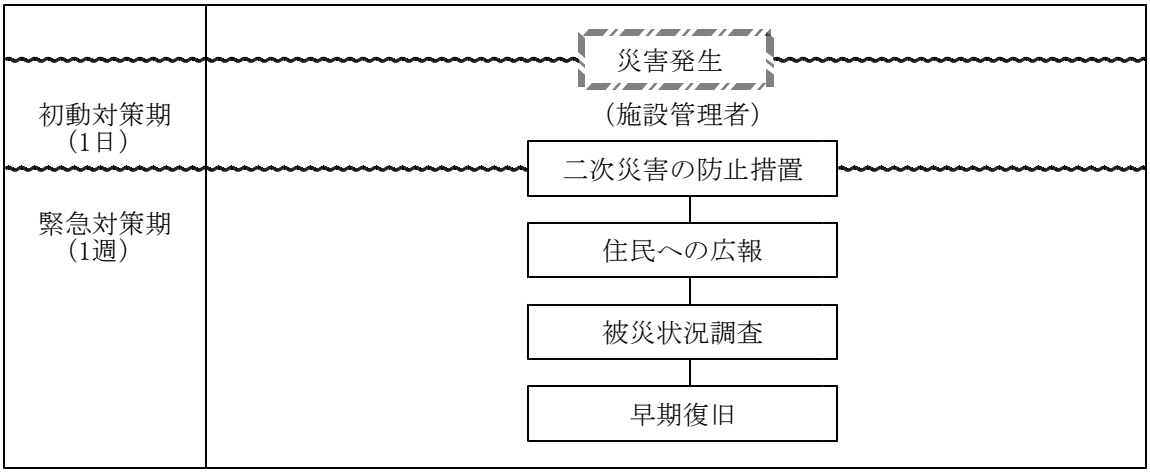

(1) 応急措置

水路、ため池等の農業用施設等が被災した場合は、その施設管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて住民に広報する。

(2) 応急復旧

農業用施設等の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

また、必要に応じて協定により(社)石川県土地改良建設協会、石川県森林土木協会の協力を得る。

災害時における応急対策工事に関する基本協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	（社）石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3.30	076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451

９　公共建築物等

県及び市町は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

第２１節　給水活動

環境部、市町

給水活動のフロー

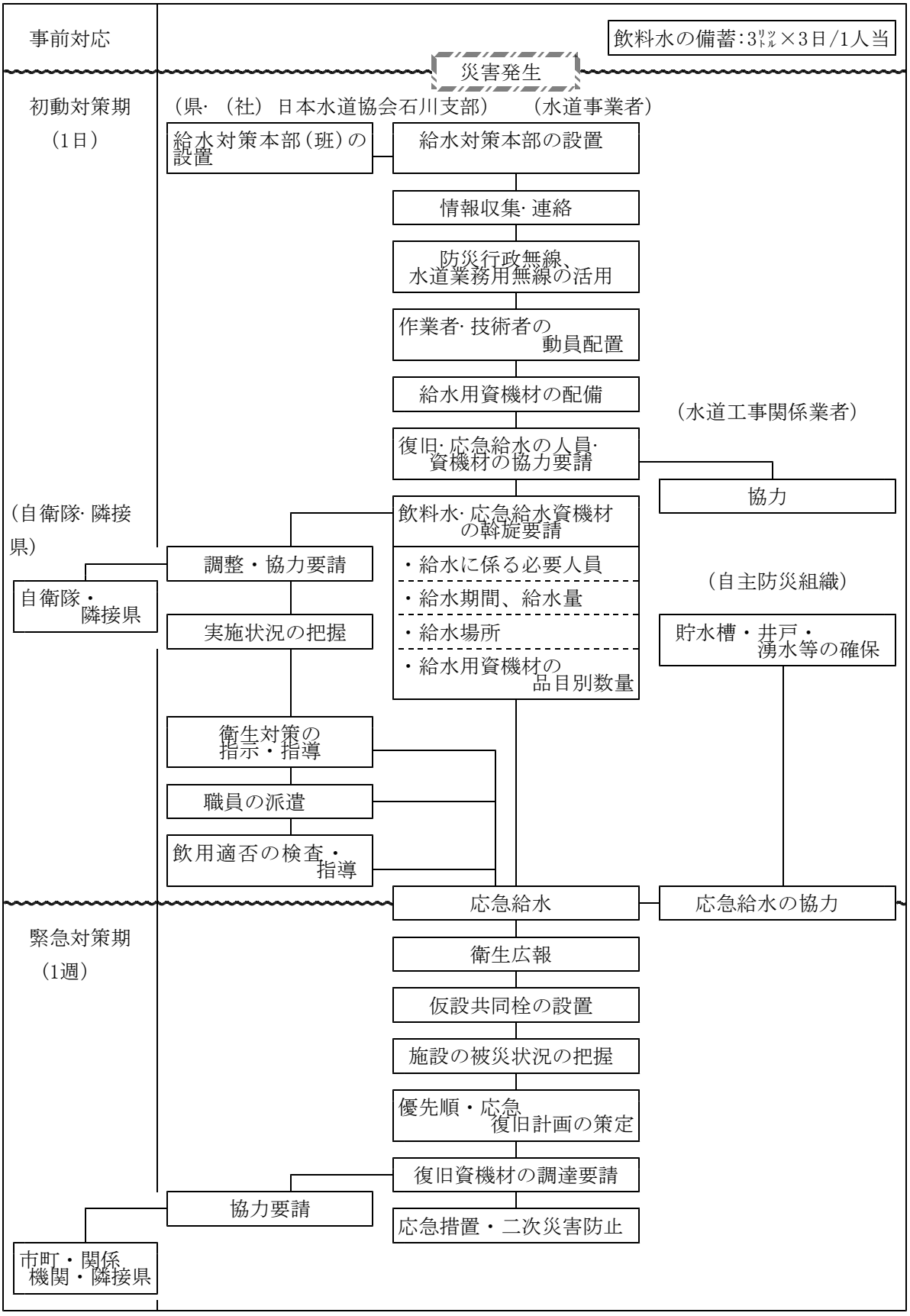

１　基本方針

津波災害により水道施設が断水し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、自衛隊及び関係機関等に応援を求めて速やかに応急給水を実施する。

２　給水対策本部の設置、運営

市町（水道事業者）は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、原則として「給水対策本部」を設置し、県及び（社）日本水道協会石川県支部と密接な連携を保ちつつ、情報収集及び連絡並びに応急給水等を実施する。

また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。

(1) 動員及び給水用資機材の確保

ア　動員計画に基づき作業者や技術者を速やかに動員配置する。

イ　給水車、ポリタンク等給水用資機材を配備する。

ウ　水道工事等関係業者に復旧及び応急給水に必要な人員及び資機材の協力要請を行う。

エ　動員及び資機材が不足する場合は、県に要請し、応援を求める。

(2) 情報の収集、伝達

水道施設の被害状況の把握等については、正確かつ迅速に収集、伝達する。

３　応急給水活動

円滑に応急給水するため、県、市町（水道事業者）及び自主防災組織は、それぞれ次の役割と責任で給水活動を実施する。

(1) 県

ア　被災市町から飲料水及び応急給水するための資機材等のあっせんの要請があったときは、直ちに（社）日本水道協会石川県支部と調整し、近隣市町等に対して協力要請を行う。

また、必要なときは、自衛隊や隣接県等へ応援を要請する。

イ　災害の状況及び応急給水活動等の実施状況の把握に努めるとともに、衛生上の対策を含めた適切な実施を図るための指示、指導等を行う。

また、必要なときは、職員を被災市町に派遣し、現地において指導する。

ウ　緊急時に井戸水、湧き水及び防火貯水槽等の水を飲料水として使用する場合は、その適否を検査、指導する。

(2) 市町（水道事業者）

ア　給水の拠点

飲料水の確保が困難な地域に対しては給水拠点を定め、応急給水を行う。

○　初期の応急給水活動は、小中学校などの拠点避難場所及び病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等を中心に行う。 ○　以後、応援体制を整え次第、順次公園や集会場所等の避難場所などに給水拠点を拡大する。 ○　拠点への給水は、給水車による運搬給水を主体に給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。

イ　応急給水目標の目安

津波発生からの日数	目標水量	住民の水の運搬距離	主な給水方法
津波発生から3日まで（生命維持に必要な水量）	3㍑/人・日	おおむね　1km	耐震性貯水槽、タンク車
津波発生から10日まで（更に炊事、洗濯等に必要な水量）	20㍑/人・日	おおむね 250m	配水幹線付近の仮設給水栓
津波発生から21日まで（更に最小限の浴用洗濯等に必要な水量）	100㍑/人・日	おおむね 100m	配水支線上の仮設給水栓
津波発生から28日まで（通常の給水量の供給）	約250㍑/人・日	おおむね　10m	仮配管からの各戸共用栓

ウ　被災市町が自ら飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達を要請する。

なお、要請に際しては、被災市町が設置する給水対策本部の担当窓口を定めるなど一元的な対応に努める。

○　給水に必要とする人員数
○　給水を必要とする期間及び給水量
○　給水する場所
○　必要な給水車両、給水器具、薬品、資材等水道用資機材の品目別数量

(3) 自主防災組織

ア　災害発生後仮設共同栓が設置されるまでの間は、市町の応急給水と併せ井戸水、湧き水及び防火貯水槽の水等により、飲料水の確保に努める。

この場合、薬剤による消毒や煮沸するなど、衛生上の注意を払う。

イ　飲料水の運搬配分等市町の実施する応急給水に協力する。

4　施設の応急復旧活動

被害施設を早期に復旧するため、県及び市町（水道事業者）は、次による役割と体制により効率的に復旧活動を実施する。

(1) 県

ア　被災市町から水道施設の応急復旧支援について要請があったときは、直ちに（社）日本水道協会石川県支部と調整し、近隣市町等に対して協力要請を行う。

また、必要なときは、隣接県等へ応援を要請する。

イ　水道施設被害状況の把握に努めるとともに、水道事業者等に対して応急復旧の適切な実施を図るため指示、指導等を行う。

(2) 市町（水道事業者）

ア　住民からの情報や職員による巡回により速やかに施設の損壊状況、漏水個所等を把握する。

(ｱ) 貯水、取水、導水、浄水、配水施設及び給水所等の被害状況は、各施設ごとに把握する。

(ｲ) 管路等については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無やその程度のほか、地上構造物の被害状況などの把握に努める。

特に、主要送配水管路、配水池、河川や鉄道等の横断個所及び緊急度の高い医療施設、冷却水を必要とする発電所、変電所並びに福祉関係施設等に至る管路等については、優先的に点検する。

イ　早期に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど、施設応急復旧計画を策定し、効率的な復旧作業を進める。

なお、下水道施設も被災している場合は、水道及び下水道の各機関の連携により、給排水ができるだけ同時期に復旧するよう努める。

ウ　被災市町が自ら施設応急復旧を実施することが困難なときは、次の事項を示して県にあっせんを要請する。

○　応急復旧作業に必要とする人員数 ○　応急復旧作業に必要とする期間 ○　応急復旧作業場所 ○　応急復旧に必要な管、弁類等資機材の品目別数量

エ　被災箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれのある場合又は被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

○　取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。 ○　漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と判断される箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。 ○　倒壊家屋や焼失家屋などの漏水個所が不明な場合は、仕切弁により閉栓する。

５　災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章**第15節「災害救助法の適用」**による。

第２２節　食料の供給

農林水産部、農林水産省生産局、北陸農政局、市町

食料の供給のフロー

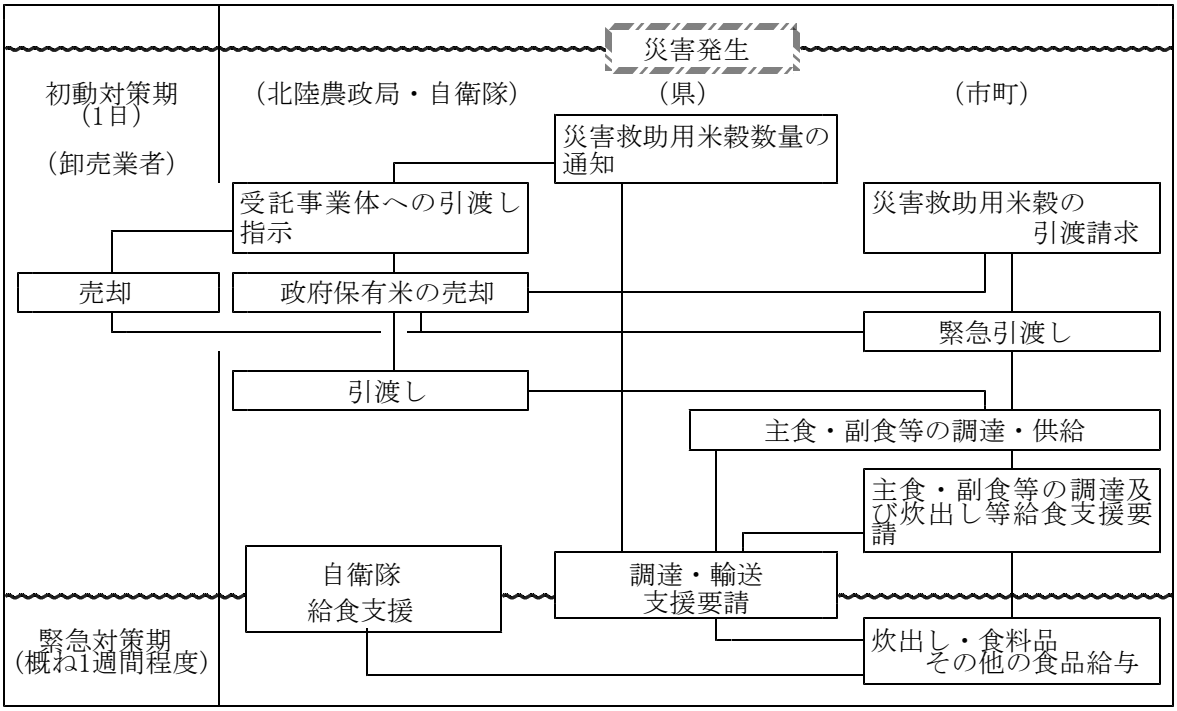

１　基本方針

県及び市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。なおこの際、要援護者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

２　実施体制

(1) 県は、被災住民に給与する食料及び市町の要請を受けて必要となる食料の広域的な調達及び供給を行うための支援を行う。

(2) 市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。

３　主食の供給

(1) 災害救助用米穀の確保

ア 米穀の引渡し要請

県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省生産局に引渡し要請を行う。

イ 受託事業体への引渡し指示

農林水産省生産局は、県及び市町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。

災害等非常時における政府所有米穀の引渡要請の連絡先

連　　絡　　先	ＴＥＬ	ＦＡＸ
農林水産省生産局農産部貿易業務課	03-6744-1354	03-6744-1390

(2) 県の備蓄食料の提供

県は、市町から要請のあった場合、保有する備蓄食料を提供する。

(3) おにぎり・パン等の供給

県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、被災者等におにぎり等を供給するため、あらかじめ供給協定を締結した製造業者等から供給あっせんを行う。この際、要援護者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

4　副食及び調味料の確保

(1) 県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、可能な限りこれを調達する。

また、県は、市町の要請に基づいて、関係機関に必要な措置をとり、被災地への輸送の手配を行う。

(2) 市町はあらかじめ供給協定を締結した製造業者等から調達し、被災者へ供給する。

(3) 県及び市町は、食料等の調達、供給にあたり、要援護者への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。

ア　避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要援護者に対しては、食事形態等にも配慮する。

イ　自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊出し、特定給食施設等の利用,事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。

ウ　支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し調整する。

5　共助による食料の確保

被災者は、地域における住民相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

6　災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章**第15節「災害救助法の適用」**による。

第２３節　生活必需品の供給

県民文化局、危機管理監室、市町、防災関係機関

生活必需品等の供給のフロー

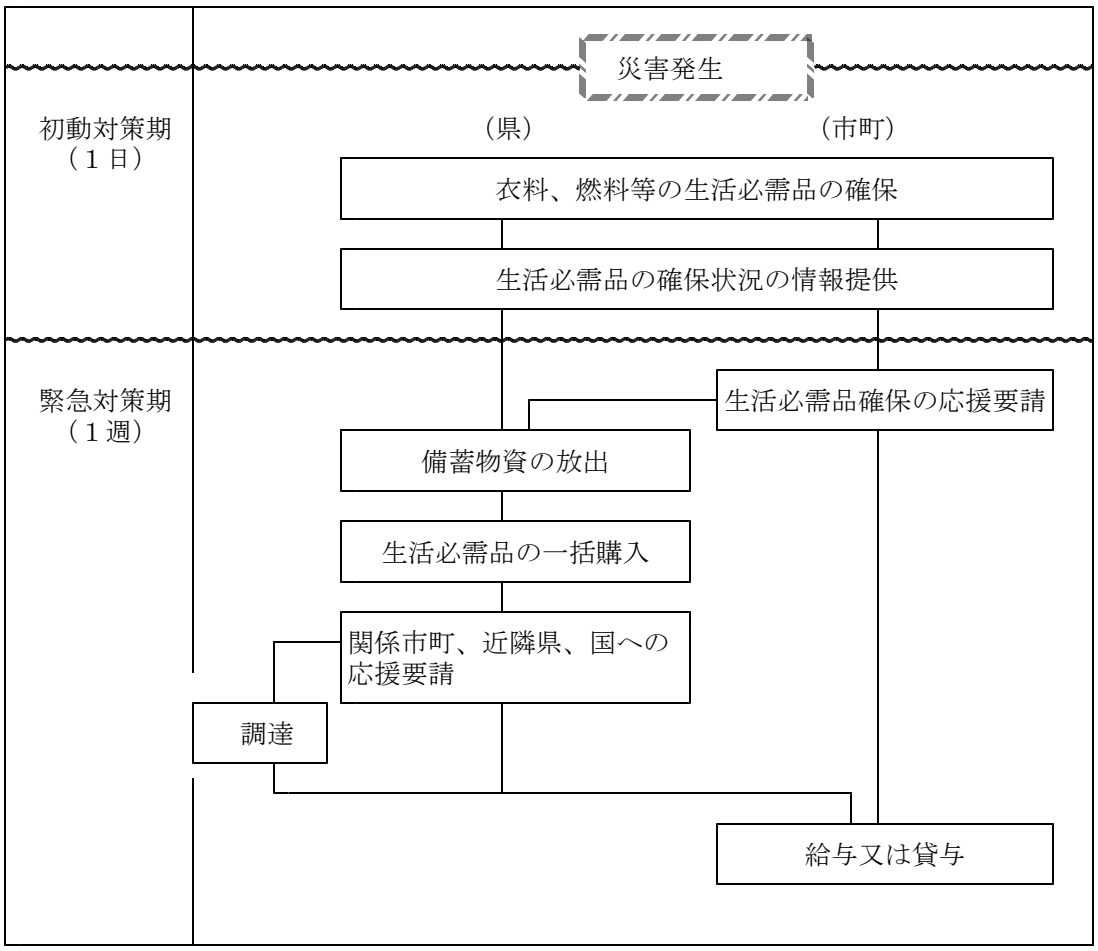

１　基本方針

県及び市町は、被災者に対して衣料、燃料等の生活必需品を調達し、供給を実施する。

２　実施体制

市町長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の物資を供給する。

被災市町自ら対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関等の応援を得て実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

３　生活必需品等の確保

(1) 必要量の把握

県及び市町は、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

(2) 情報の提供

県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。

生活必需品の確保に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	(協)金沢問屋センター	H14. 3.19	076-237-8585	076-237-5240
	(社)石川県食品協会	H14. 3.20	076-268-2400	076-268-6082
	㈱ジャコム石川	H14. 3.20	076-267-8621	076-267-8609
	北陸寝装㈱	H14. 3.20	076-222-4111	076-222-0311
	マザー寝具リース㈱	H14. 3.20	076-231-2001	076-264-4688
	野々市農協	H14. 3.20	076-248-2171	076-248-9102
	石川県パン(協)	H14. 3.26	076-275-3026	076-275-3026
	石川県生協連	H14. 3.27	076-264-0550	076-224-6508
	㈱東京ストアー	H14. 3.29	076-268-1211	076-268-7587
	㈱長崎屋金沢店	H14. 4. 1	076-247-3810	076-247-1907
	㈱マルエー	H14. 4. 1	076-272-0152	076-273-3555
	㈱鍛治商店	H14. 4. 1	076-288-3855	076-289-3093
	NPO法人コメリ災害対策ｾﾝﾀｰ	H14. 4. 5	025-371-4185	025-371-4151
	山成商事㈱	H14. 4. 5	0767-53-2727	0767-52-6254
	㈱カーマ	H14. 4. 5	076-222-6866	076-222-6488
	㈱大丸	H14. 4.10	0768-82-1155	0768-82-6277
	㈱いろは	H14. 4.10	0768-52-0033	0768-52-3166
	㈱ユース	H14. 4.18	0776-25-1221	0776-21-3365
	㈱ニュー三久	H14. 4.18	076-232-1051	076-232-1056
	㈱三崎ストアー	H14. 4.23	076-258-4141	076-258-1778
	㈱佑企	H14. 4.24	0761-73-0055	0761-73-0057
	㈱輪島マーケット	H14. 4.30	0768-22-1339	0768-22-1341
	㈲スーパーしんや	H14. 5. 1	0768-74-0305	0768-74-0353
	㈱浜国マーケット	H14. 5. 1	0767-66-6800	0767-66-6809
	㈱ナルックス	H14. 5. 2	076-252-1557	076-252-7547
	㈱安達	H14. 5.11	0767-22-1133	0767-22-7266
	㈱ｻﾝﾗｲｽﾞｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰ	H14. 5.17	076-252-1275	076-252-1276
	㈱中島ストアー	H14. 5.20	0767-53-0988	0767-53-0953
	ダイヤモンド商事㈱	H14. 5.22	076-232-0341	076-232-0346
	㈱角田商店	H14. 5.24	0768-62-0032	0768-62-3399
	アルビス㈱	H14. 7.12	0766-56-7200	0766-56-7520
	㈱ファミリーマート	H19. 6.25	03-3989-7600	03-5954-7109
	㈱サークルＫサンクス	H19. 6.25	03-6220-9200	03-6220-9250
	㈱ローソン	H19. 7.24	03-5435-1594	03-5759-6944
	北陸コカ・コーラ㈱	H19. 9.12	076-277-1155	076-277-0990
	㈱平和堂	H20.10. 1	0749-26-9610	0749-23-3118
	ユニー㈱	H20.10. 1	076-235-3511	076-235-3519
	㈱ＰＬＡＮＴ	H20.10. 1	0776-72-0300	0776-72-2652
	㈱クスリのアオキ	H20.10. 1	076-274-1111	076-274-6114
	㈱コメヤ薬局	H20.10. 1	076-273-9900	076-273-9902
	㈱示野薬局	H20.10. 1	076-253-9595	076-253-9598
	ゲンキー㈱	H20.10. 1	0776-67-5240	0776-67-5241
	イオンリテール㈱	H24. 3.30	025-255-0031	025-248-1079
	マックスバリュ北陸㈱	H24. 3.30	076-253-1061	076-253-1063

4　物資の輸送拠点（配送）の確保と運営

(1) 県及び市町は、緊急輸送道路ネットワークとの接続に優れ、運営管理ができる施設の配置等を考慮し輸送拠点を決定する。

なお、災害の規模や被災地域の広域性により、規模や設置個所数を決定する。

(2) 県、市町及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送経路を確保する。

5　災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章**第15節「災害救助法の適用」**による。

第２４節　障害物の除去

環境部、土木部、農林水産部、市町、施設管理者

障害物の除去のフロー

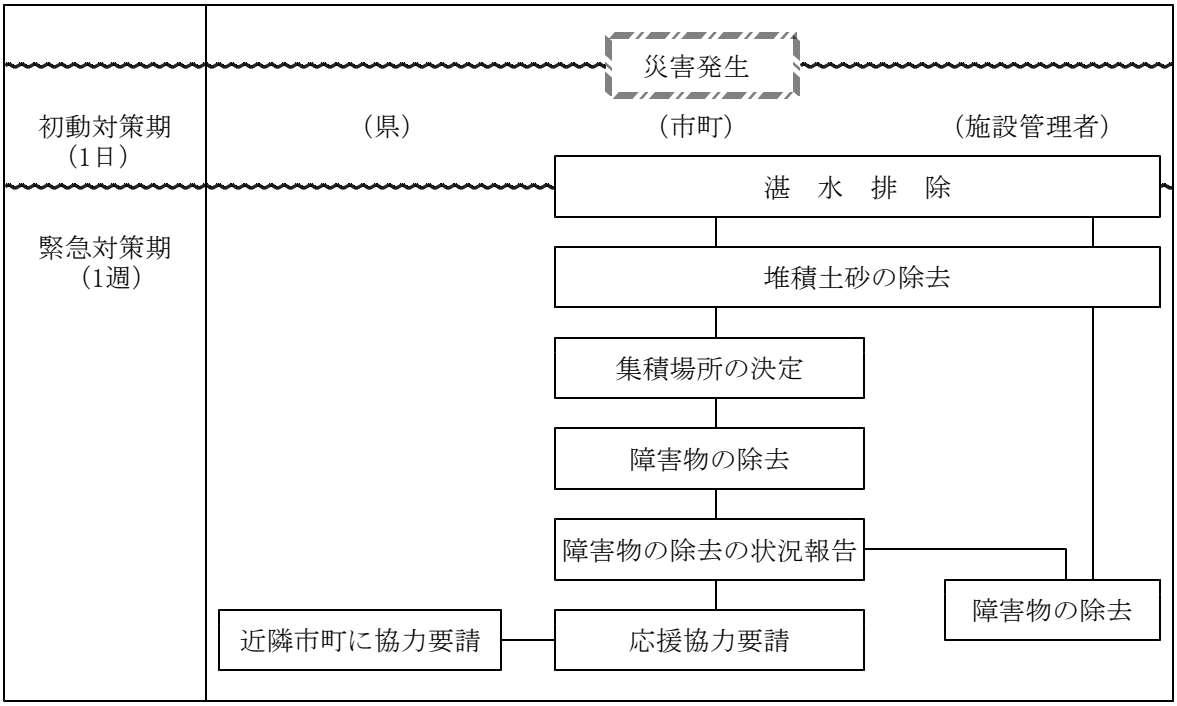

１　基本方針

地震、津波災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路ネットワーク等の確保を図る。

２　実施体制

(1) 道路、河川、港湾、漁港等の管理者

市町の協力を得て、障害物を除去し、道路及び航路等の啓開に努める。

(2) 市町長

被災者の日常生活の確保を図るため、道路、河川、港湾、漁港等の障害物の除去に努めるとともに、各施設管理者にその状況を報告する。

３　障害物除去の実施基準

災害時における障害物除去は、おおむね次の場合に実施する。

(1) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とするとき。
(2) 河川のはん濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき。
(3) 応急対策要員や必要物資の輸送路確保のため除去を必要とするとき。
(4) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とするとき。
(5) その他公共的立場から除去を必要とするとき。

４　障害物除去計画の作成

県は、道路、河川、港湾、漁港等の各施設管理者、市町と相互に連携をとりながら処理に係る方針や基準を連絡、調整し、各所管施設における障害物の種類又は量を調査させるとともに、処理期間を考慮した計画を作成させる。

５　障害物除去の方法

(1) 各施設管理者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに除去作業を実施する。

(2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

災害時における応急対策工事に関する基本協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県 石川県道路公社	（社）石川県建設業協会	H20.12.15	076-242-1161	076-241-9258
石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	（社）石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3.30	076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451

６　除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、おおむね次の場所に廃棄又は保管するよう考慮する。

(1) 廃棄は、実施者の管理に属する遊休地又は空地、その他廃棄に適当な場所

(2) 保管は、その保管する工作物等に対応した適当な場所

(3) 船舶航行の障害にならないような場所

７　湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除

(1) 湛水排除

市町の地域内における宅地又は農地の広範囲にわたる湛水は、市町又は関係土地改良区が排除する。災害の規模が大きく、当該関係者が処理し得ない場合は、県に応援を求める。

(2) 堆積土砂

被害地における道路、農地等の堆積土砂の除去は、各施設管理者が行う。

宅地の土砂除去は、各戸が市町の指定する場所まで搬出し、集積された土砂は、市町が運搬廃棄する。

(3) その他

立木等の障害物の徐去は、(2)に準じて行う。

８　災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章**第15節「災害救助法の適用」**による。

９　粉塵等公害防止対策

障害物の除去の過程において、県及び市町は、生活環境への影響や保健衛生の面から粉塵、有害物質が発生した場合は、発生源、発生物質、発生量（濃度等）を調査し、公害防止対策を実施する。

10　障害物除去に関する応援、協力

県は、市町等から障害物の除去について応援、協力要請があったときは、近隣市町に協力要請するなど、適切な措置を講ずる。

第２５節　輸送手段の確保

企画振興部、危機管理監室、自衛隊、海上保安部、市町、
ＪＲ西日本、ＪＲ貨物、のと鉄道、北陸鉄道、
トラック協会、倉庫協会、防災関係機関

輸送手段の確保のフロー

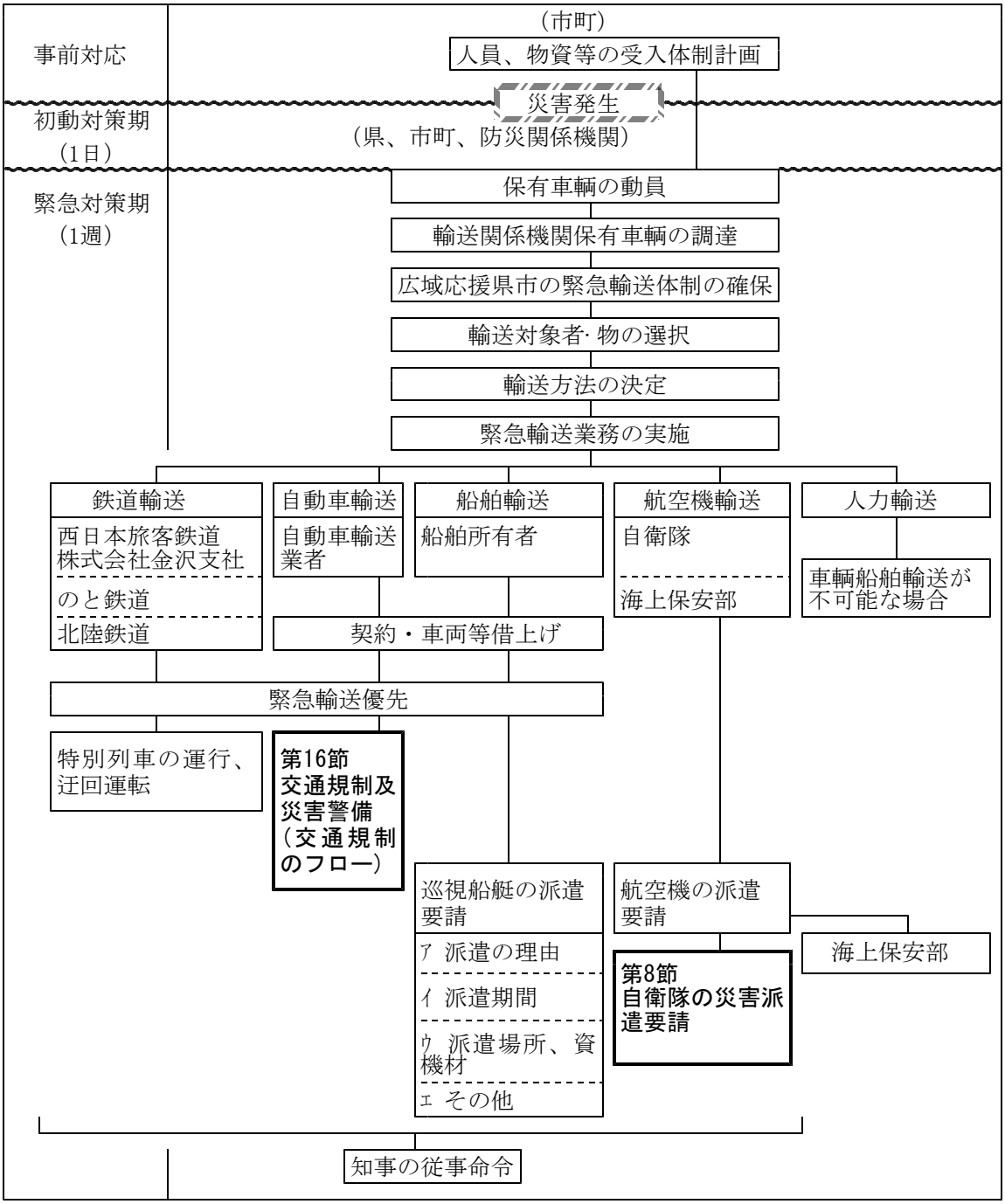

１　基本方針

大津波が発生した場合、家屋の倒壊及び火災等が大規模な範囲で起こり、多くの被害が生じることが予想される。

このため、県、市町及び防災関係機関は、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員する。また、輸送関係機関等の保有する車両等を調達するほか、他の

都道府県等の広域応援による緊急輸送体制の確保に努める。
なお、市町は、人員、物資等の受け入れ体制についてあらかじめ計画を定めておく。

2　輸送の対象

緊急輸送の対象は、次のとおりとする。

(1) 被災者
(2) 食料、飲料水
(3) 救援用物資
(4) 災害対策要員
(5) 応急対策用資機材
(6) その他必要な物資等

3　実施機関

災害応急対策を実施する機関の長が行う。

4　要員、物資輸送車両等の確保

(1) 鉄道輸送

要員、物資復旧資材、救助物資等の緊急輸送を鉄道輸送により行う場合は、鉄道事業者の関係路線を通じて実施する。

鉄道事業者は、それぞれ災害応急対策責任者の要請に応じて緊急輸送業務を行う。

緊急輸送業務は、一般客貨の輸送に優先して行う。このため、鉄道事業者は、必要に応じて特別列車又は列車の迂回運転など、緊急輸送の円滑な実施のための臨機の措置を講ずる。

緊急輸送の要請が多数競合して調整困難となったときは、鉄道事業者は、石川県防災会議又はその指定する機関と協議して、県内の災害応急対策が最も円滑に実施されるよう配慮する。

(2) 陸路輸送

災害対策要員や救助物資復旧資材、救助物資等の緊急輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。

災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、次の協定により確保するほか、自動車運送業者との契約又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送を行う。

緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。隣接県の道路についてこの措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。

緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。

災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定書

協定者	協定相手社	協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（社）石川県トラック協会	H17.12.19	076-239-2511	076-239-2287

(3) 海上輸送

災害対策要員や救助物資、復旧資材等の輸送を船舶等により緊急輸送を行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が船舶等の所有者との契約又は船舶等の借上げによって海路による緊急輸送を実施する。この場合において、契約業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

知事は、特に緊急のため必要があると認めた場合は、海上保安部に対して次の事項を明らかにして巡視船艇の派遣要請を行う。海上保安部は、負傷者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送について、必要に応じて又は要請に基づき迅速かつ積極的に実施する。

ア　派遣を必要とする理由
イ　派遣を必要とする期間
ウ　派遣を必要とする場所、資機材
エ　その他必要な事項

(4) 航空輸送

知事は、交通途絶のため孤立した地域の救援等のため必要があると認めた場合は、航空輸送を実施する。この際、消防防災ヘリコプターを活用するほか、自衛隊及び海上保安部に対して、(3)アからエを明らかにして、航空機の派遣要請を行う。

(5) 人力等による輸送

車両、船舶等による輸送が不可能な場合は、人力等により輸送する。

(6) 緊急・救援輸送に係る物資の一時保管

県は、緊急・救援輸送に係る物資について、次の協定により一時保管場所を確保し、必要に応じ活用する。

災害応急対策用物資の保管等に関する協定書

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	石川県倉庫協会	H17.12.19	076-248-6681	076-248-6783

(7) 緊急・救援輸送に係る物資の輸送・保管管理の専門家派遣要請

県は､災害時等に緊急・救援輸送に係る物資の輸送管理及び保管管理を円滑に進めるため、必要に応じ、協定等に基づき、関係団体に対し、専門家の派遣要請を行う。

５　従事命令

知事は、災害応急対策のために必要な資機材等を緊急に輸送する必要がある場合は、災害対策基本法第71条（都道府県知事の従事命令等）の規定により､次の輸送関係者に対して従事命令を発することができる。

(1) 地方鉄道事業者及びその従業者
(2) 自動車運送業者及びその従業者
(3) 船舶運送事業者及びその従業者
(4) 港湾運送事業者及びその従業者

６　災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章**第15節「災害救助法の適用」**による。

第２６節　こころのケア活動

健康福祉部、市町

こころのケア活動のフロー

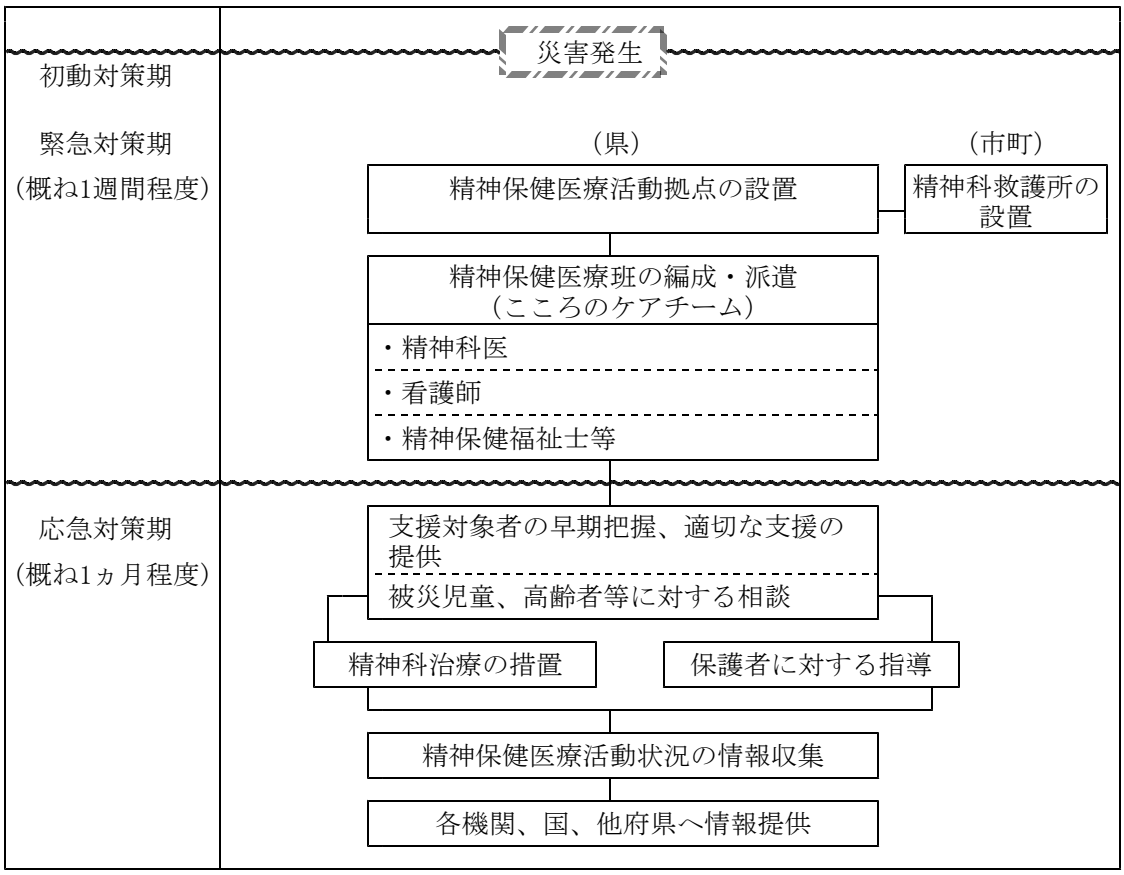

１　基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、津波により、精神的ショックを受けた住民や、避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

２　実施体制

(1) 県

① 必要に応じ、市町と協議して被災地域に精神保健医療活動拠点を設置し、精神保健医療対策を実施する。

② 必要に応じ、精神科医療機関等の協力を得て、災害時精神保健医療活動（こころのケア）が円滑に行われるよう調整を行うとともに、災害時精神科医療体制（緊急入院先の確保など）の調整も行う。

③ 精神保健医療対策を要する被災地住民等が多数に及ぶ場合には、国及び都道府県等の協力を得て実施する。

(2) 市町

① 市町は、避難所に精神科救護所を設置する。

② 県が実施する精神保健医療対策の実施及び精神保健医療活動拠点の設置について、市町は円滑に実施できるよう協力する。

３　精神保健医療班（こころのケアチーム）派遣体制

県は、必要に応じて、県内精神科医療機関の協力の下、精神保健医療班（精神科医、看護師、精神保健福祉士等）を編成し、被災地へ派遣する。

４　精神保健医療班活動

(1) 支援対象者の早期把握と適切な支援の提供

精神保健医療班は、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者宅及び仮設住宅等を訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。

(2) 被災児童に対する精神相談の実施

被災により精神的に不安定になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神的不調の早期治療や不安の軽減を図るとともに、その保護者に対する指導を行う。

(3) 被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施

高齢者や障害者は、被災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の支え合いの体制とも連携し、精神相談を実施する。

５　精神保健医療活動情報の提供

県は、被災地の精神保健活動状況を取りまとめて、県内の関係機関、国及び他の都道府県等にその情報を提供する。

第２７節　防疫、保健衛生活動

健康福祉部、環境部、市町

防疫、保健衛生活動のフロー

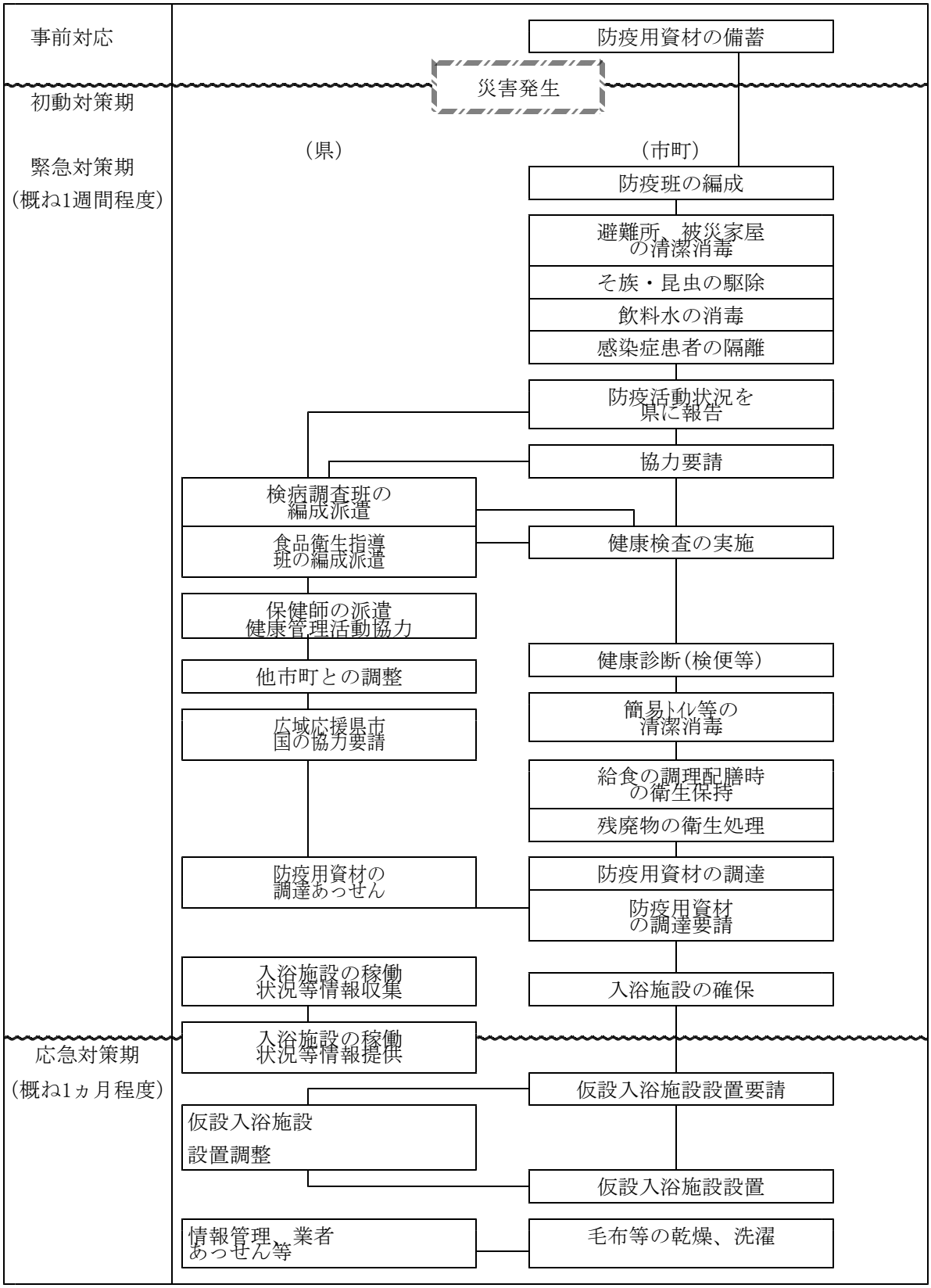

1　基本方針

津波災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。また、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうる。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

2　実施体制

(1) 市町

ア　市町は、防疫班（衛生技術者、事務職員）を編成する。防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実施する。

イ　市町は、防疫活動の状況を県に報告する。

ウ　市町は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に協力を要請する。

エ　市町は、県の協力を得て防疫・保健衛生活動を実施する。

オ　避難生活が長引く場合、市町は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

(2) 県

ア　県は、市町から要請があったときは、防疫、保健衛生関係職員を派遣するなどの協力をする。

イ　防疫、保健衛生活動に関して、県のみでは十分にできないと認める場合には、他の都道府県等や国の協力を得て実施する。

ウ　災害により防疫、保健衛生活動を必要とするときは、県は被災地の状況に応じて検病調査班（医師、保健師、臨床検査技師、事務職員）及び食品衛生指導班（食品衛生監視員、事務職員等）を編成する。

(ｱ) 検病調査班の業務

a　検病調査

b　防疫指導

(ｲ) 食品衛生指導班の業務

a　被災者に提供される食品の衛生指導

b　被災者への食品衛生知識の啓発

c　井戸水等の衛生監視

エ　県は、被災地へ保健師等を派遣し、市町が行う防疫・保健衛生活動に協力するとともに、必要な調整を行う。

オ　県は、市町が生活環境の衛生対策を実施する際に必要な調整を行う。

カ　県は、市町から要請があったとき、又は必要と認めるときは、公共建築物の清掃・消毒等環境衛生の応急的措置について、次の協定により協力を要請する。

地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定

協　定　者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（社）石川県ﾋﾞﾙﾒﾝﾃﾅﾝｽ協会	H22.7.20	076-214-6205	076-214-6206

(3) 連携体制

防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。

３　避難所の防疫措置

避難所は設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となるおそれがあるので、県の指導・調整のもとに、市町は必要な防疫・保健衛生活動を実施する。

(1) 市町

避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、簡易トイレ等の消毒を行う。

(2) 県

ア　避難者に対して検病検査を実施する。また、検便などによる健康診断を行う必要が生じたときは、適切な処置をとる。

イ　避難者へ提供される給食については、調理、配膳時の衛生保持及び残廃物の衛生的処理に十分に注意するよう指導する。

４　防疫用資材の備蓄、調達

(1) 市町

防疫用資材の備蓄に努める。

防疫活動によって防疫用資材が不足するときは、卸売業者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。

(2) 県

市町から要請があったときは、防疫用資材の調達又はあっせんを行う。

(3) 防疫用資材の内容

逆性石けん､消毒用エタノール、両性界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等

５　感染症患者発生時の対応

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症患者の発生時は、別に定める健康危機管理マニュアル「感染症対応マニュアル」により、県が医療機関等と連携を強化し、迅速かつ的確な対応を図る。

６　ペット動物の保護対策

ペット動物の保護及び特定動物逸走対策フロー（健康福祉部、市町）

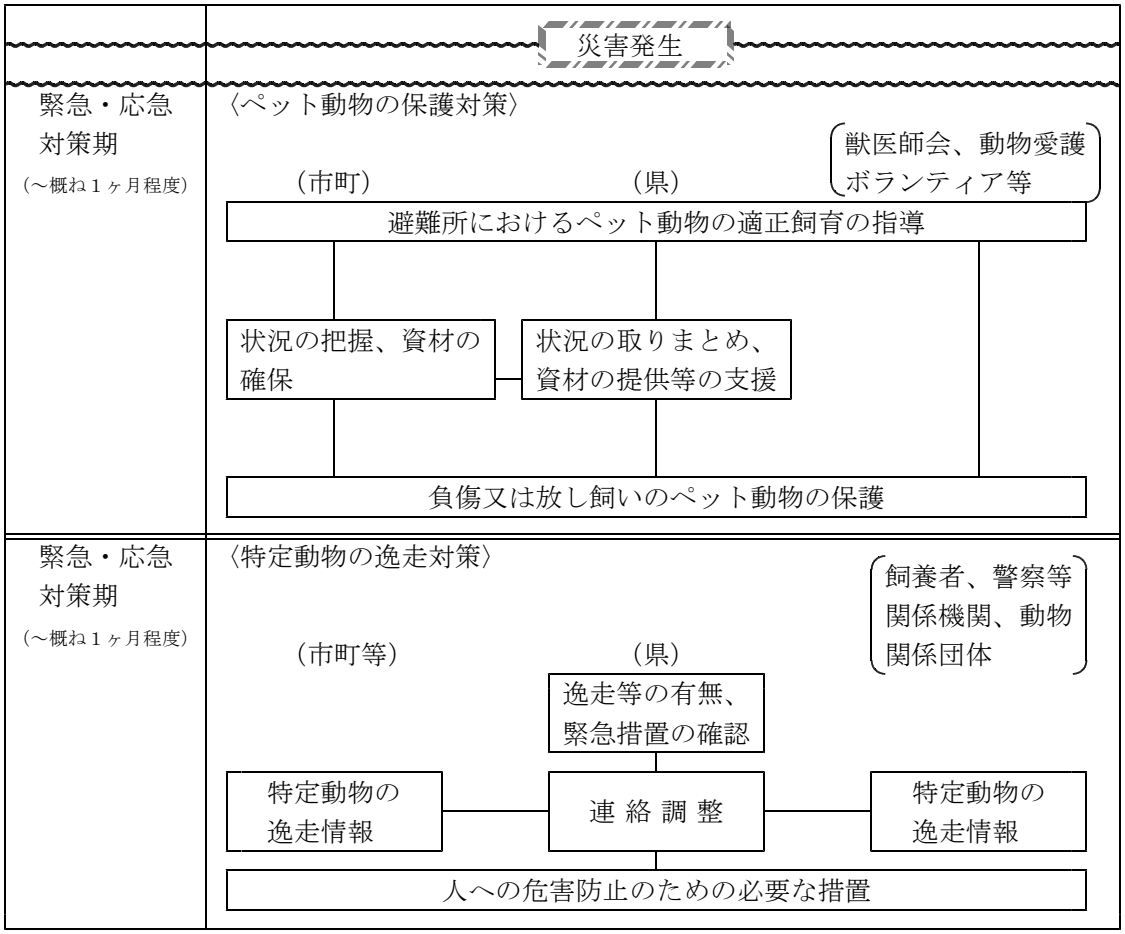

(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育

県は、避難所を設置する市町、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(2) ペット動物の保護

県は、市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。

また、広域的な観点から市町における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。

７　特定動物の逸走対策

県は、災害発生時には、飼養者に特定動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。

また、特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼養者、市町、警察その他関係機関、動物関係団体等と連絡調整を図るとともに、必要な措置を講ずる。

第２８節　ボランティア活動の支援

県民文化局、市町、関係機関

ボランティア活動への支援フロー

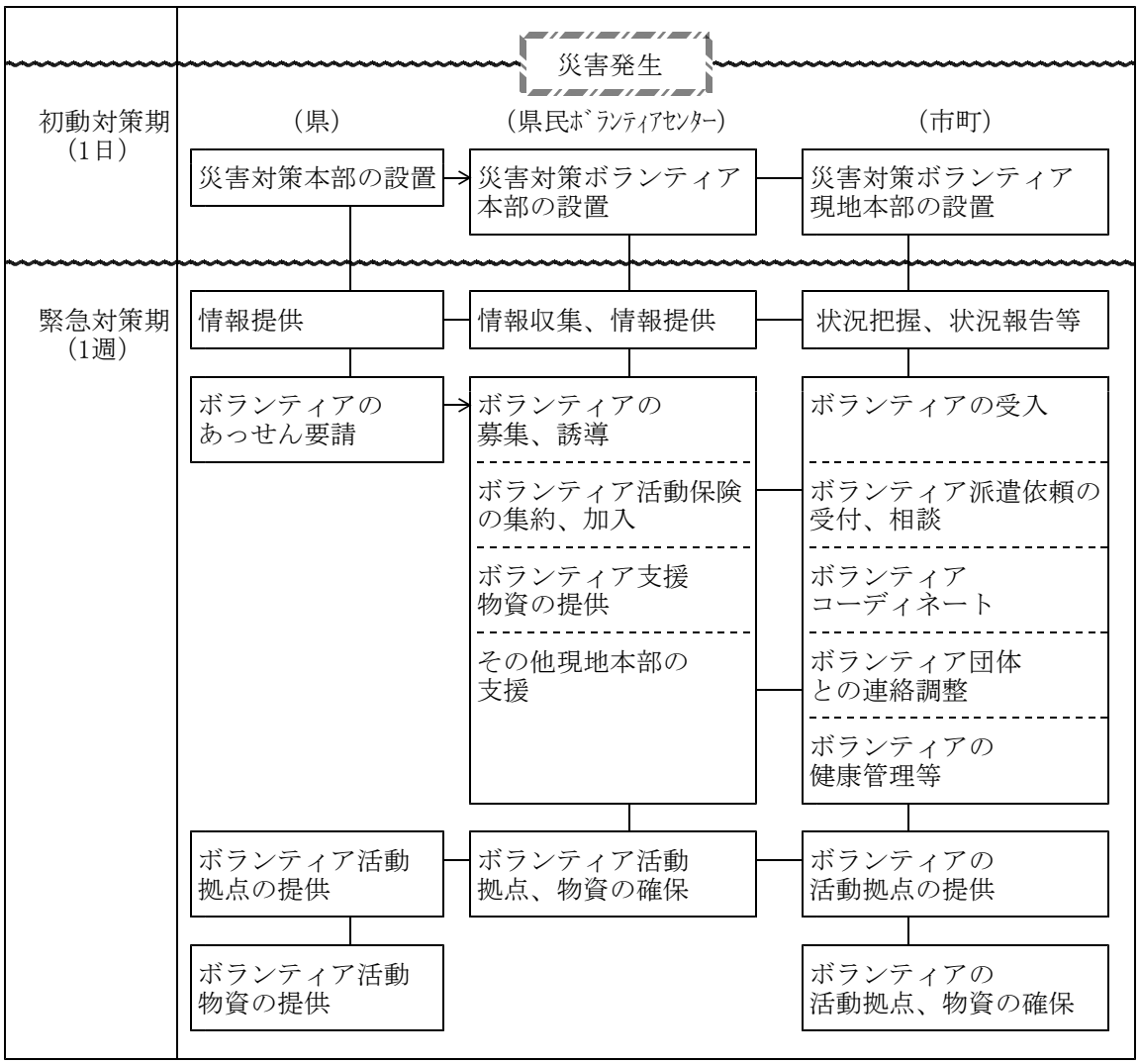

１　基本方針

大津波が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、県及び市町は、関係機関、関係団体と連携を図りながら、ボランティア活動に関する被災者のニーズの把握やボランティアの募集及び受け入れに努めるとともに、ボランティア活動の拠点の確保など、ボランティア活動が円滑にかつ効果的に行われるよう支援に努める。

２　ボランティアの受け入れ

(1) 災害対策ボランティア本部の設置

県が災害対策本部を設置したときは、(財)石川県県民ボランティアセンター（以下「県民ボランティアセンター」という。）は、被害の規模、被災地の状況等に対応した、適切なボランティアの配置、安全の確保及び効果的な活動ができるように、ボランティア受け入れのための総合調整を行う災害対策ボランティア本部（以下「ボランティア本部」という。）を設置する。

ボランティア本部の構成員は、県民ボランティアセンター、石川県社会福祉協議会の各職員及び日本赤十字社石川県支部の職員等（防災ボランティアリーダー等を含む。）とし、状

況に応じて、ボランティア団体の代表者を加える。

(2) 災害対策ボランティア現地本部の設置

ボランティア本部が設置されたときは、被災地の市町及び市町社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）を設置する。

また、県及び市町、社会福祉協議会は連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により現地の受け入れが円滑に行われるように努める。

(3) 災害ボランティアコーディネーターの派遣

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県、市町及び日本赤十字社等は、調整して災害ボランティアコーディネーターを派遣する。

3　ボランティア本部の機能

(1) 情報収集及び情報提供

災害対策本部及び県ボランティア本部並びにボランティア現地本部との連携により、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、マスメディアやインターネット等を用いて発信するとともに、関係機関に情報を提供する。また、ボランティアについての照会に対して、的確に情報を提供する。

(2) ボランティアの募集及び誘導

災害対策本部又はボランティア現地本部からボランティアあっせんの要請があったときは、要請の内容に応じて県、市町及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアをあっせんするほか､マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行う。

なお、ボランティア活動を当面次の業務に区分し、県及び市町の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図るものとする。

ア　アマチュア無線通信業務（危機管理部局）
イ　傷病人の応急手当て等医療看護業務（健康福祉部局）
ウ　被災宅地の危険度判定業務（土木部局）
エ　航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務（県民文化部局等）
オ　通訳業務（観光部局）
カ　その他専門的な技術、知識を要する業務（県民文化部局等）
キ　その他の業務（県民文化部局等）

(3) ボランティア活動保険の集約・加入

ボランティア現地本部が作成したボランティア活動者リストに基づき、ボランティア活動保険加入者を集約し、加入手続きを行う。

(4) ボランティア支援物資の提供

ボランティア現地本部から、県民ボランティアセンターが備蓄しているボランティア支援物資の提供の要求があったときは、速やかに対応する。

4　ボランティア現地本部の機能

(1) 状況把握、状況報告

現地災害対策本部及び関係機関、関係団体との連携により、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともに、ボランティア本部にその状況を報告する。

(2) ボランティアの受入

ボランティア申し出者を受け付けし、活動地域、活動内容、活動日数、資格、ボランティア活動保険加入の有無等を確認するとともに、活動者リストを作成し、ボランティア本部に

報告する。

(3) ボランティア派遣依頼の受付及び相談

被災者等からのボランティアの派遣の依頼の受付窓口として、受け付けや相談に応ずる。

(4) ボランティアコーディネート

被災者ニーズに対応したボランティアの誘導、活動プログラムの開発やボランティアへのフォローアップなど、ボランティアコーディネートを的確に行う。

その際、県や日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

(5) ボランティア団体との連絡調整

ボランティア団体、行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、より的確な救援活動を確保する。

(6) ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。

(7) 継続的なボランティア活動の支援

被災者支援活動を継続的に行うため、遠隔地の被災地までのボランティアバスの運行に努める。

５　ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

県及び市町は、庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

第２９節　し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理

環境部、市町、事業主

し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理のフロー

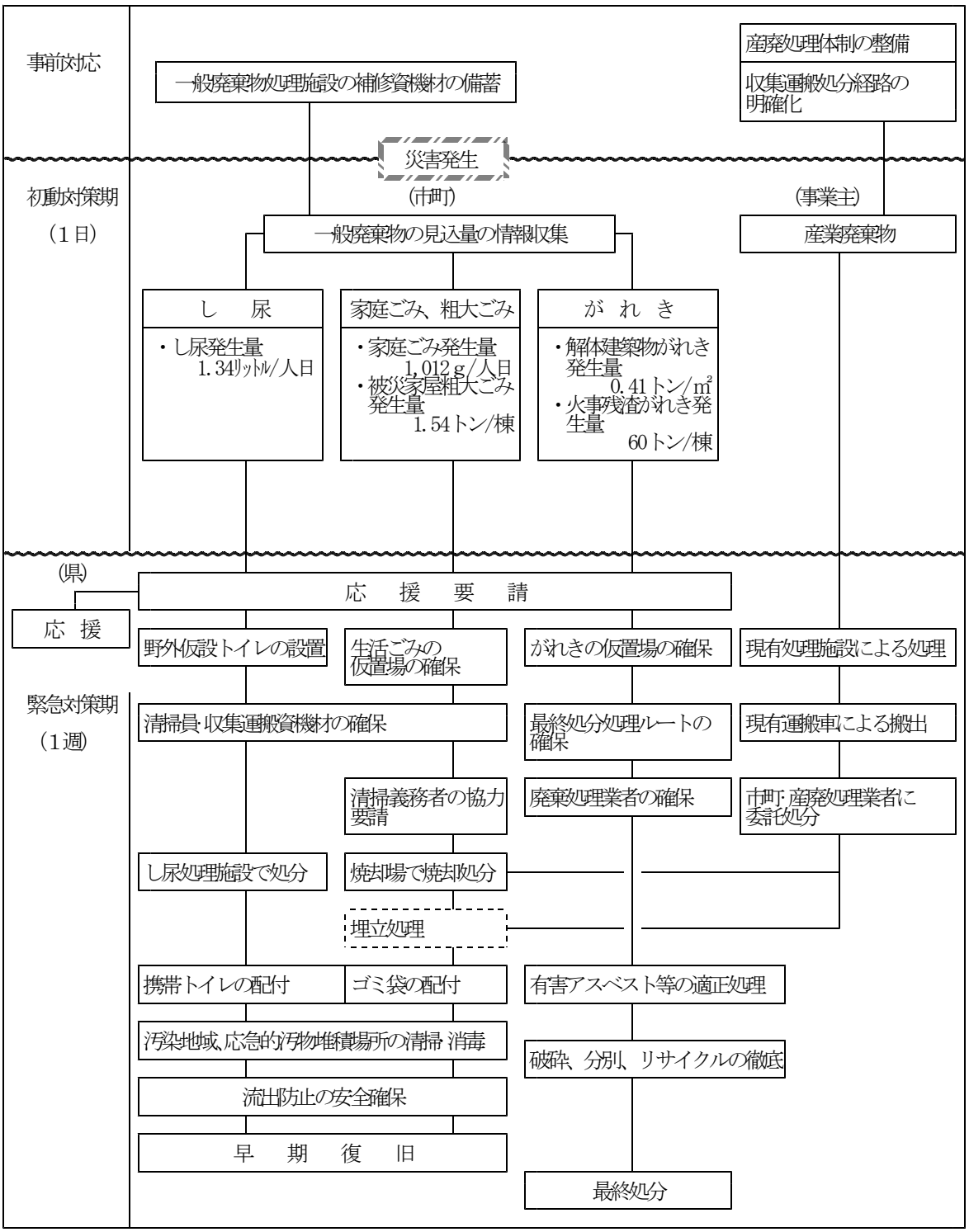

1　基本方針

被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、し尿、生活ごみ（粗大ごみも含む。）、がれき等一般廃棄物及び産業廃棄物の収集並びに処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境浄化を図る。

２　実施体制

(1) 被災地の清掃

震災時における被災地の清掃は、原則として市町長が実施するが、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物については、事業主が市町長の指示により実施する。

(2) 県等の応援

ア　被災市町の被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に連絡して県及び近隣市町の応援を求めて実施する。

県は、被災市町からの応援要請内容等に基づき、災害廃棄物等の処理に関する支援活動について国、県外自治体、近隣市町との調整を行う。

イ　市町は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。

また、近隣市町及び廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備しておく。

３　被災地の状況把握

市町は、発災直後から次の事項について情報収集を行い、県に連絡する。県は、これらの情報を国に連絡する。

○　一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等の被害状況
○　避難所個所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集、処理方法
○　生活ごみの発生見込み量及び処理方法
○　全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

４　廃棄物の収集、運搬及び処分の方法

(1) 一般廃棄物

市町長は、現有の人員、機械、運搬車両及び処理施設を活用し、し尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬処分を実施する。

(2) 産業廃棄物

ア　事業主は、現有の人員、機械及び処理施設により、自ら産業廃棄物を処理するか、又は現有の運搬車により搬出し、産業廃棄物処理業者又は市町の焼却施設若しくは埋立場で処分する。

イ　事業主は、機械、運搬車両及び処理施設を備えていない場合は、市町又は産業廃棄物処理業者に委託して処分する。

５　震災時における廃棄物の処理目標

(1) 一般廃棄物

市町長は、震災により生じたし尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬及び処分する量については、おおむね次の数値を目安に「石川県災害廃棄物処理指針」を参考として処理を実施する。

ア　し尿の収集処理量

し尿発生量　1.34リットル／人日

①避難所からのし尿発生量＋②断水により水洗トイレが使用できない世帯住民の仮設トイレ利用によるし尿の発生量＋③通常時にし尿収集を行っている世帯からのし尿の発生量＝要総処理量

イ　家庭ごみ、粗大ごみの収集処理量

家庭ごみ発生量　　1,012ｇ／人日

被災家屋粗大ごみ発生量　1.54トン／棟

①避難所からのごみの発生量＋②住民の在宅している世帯からのごみの発生量＋③通常時の粗大ごみの発生量＋④全半壊建物等被災家屋からの粗大ごみの発生量＝要総処理量

ウ　がれきの収集処理量

解体建築物がれき発生量　0.41トン／㎡

火事残渣がれき発生量　　60トン／棟

①解体建築物のがれきの発生量＋②火事残渣のがれきの発生量＝要総処理量

(2) 産業廃棄物

事業主は、震災時における産業廃棄物を処理するため、機械及び器具機材等の処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。

６　野外仮設トイレの設置

(1) 仮設トイレ、消毒剤及び脱臭剤等の調達

市町は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤等を、あらかじめ備蓄に努めるとともに、調達を行う体制を整備しておく。

(2) 避難所等での野外仮設トイレの設置

市町は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。

設置に当たっては、立地条件を考慮して漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設けるとともに、障害者への配慮を行う。また、閉鎖に当たっては、消毒等を実施して避難場所の衛生確保を図る。

(3) 仮設トイレの仮置き場の確保

仮設トイレの設置及び撤去に際しては、組立、解体のためのオープンスペースを確保する。

７　廃棄物の応急的処理

市町は、おおむね次の方法によって応急的な廃棄物の処理をする。

(1) 分別排出の徹底

災害廃棄物を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車両に積み込む際には、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質（廃石綿、ＰＣＢが含まれるトランス等)、その他の廃棄物などに分別する。

(2) 生活ごみ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルートの確保

生活ごみ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したがれき置き場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確保する。なお、家屋の解体により、アスベスト廃棄物が発生する場合には、解体業者との間で処理方法を協議したうえで適正処理を行う。

(3) 清掃員及び器材の確保

生活ごみ、し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、器材の確保を図る。

(4) 清掃義務者の協力

土砂その他の障害物の堆積により運搬車両の走行が困難な地域においては、各家庭に対して市町の指定する一定の場所まで廃棄物を搬出するよう協力を求める。

(5) 廃棄物の処分

収集、搬出した生活ごみ及びがれきの処理は、分別搬入や仮置き場における選別をすすめるとともに、がれきについては、破砕・分別を行い、リサイクルに努めるほか、焼却、埋立てなどの方法で行う。また、被災自動車についても、仮置き場を確保して対応する。

し尿の処理は、し尿処理施設で処理するほか、必要に応じて貯留するなどの方法で行う。

なお、廃棄物の処理にあたっては、公衆衛生の確保や生活環境の保全に支障のない方法で行う。

(6) ごみ袋、携帯トイレの確保

ごみ、し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当なごみ袋、携帯トイレを配布する。

(7) 汚染地域の消毒

浸水その他により廃棄物が流出した汚染地域及び応急的汚物堆積場所として使用した場所については、石灰又はクレゾール石鹸液等により消毒を行う。

8　廃棄物処理施設の復旧

市町等は、廃棄物処理施設が被災した場合は、衛生に十分注意するとともに、廃棄物の流出等を防止して安全確保を図るなど必要な措置を講じ、早期の復旧に努める。

また、廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材をあらかじめ備蓄しておく。

第３０節　住宅の応急対策

土木部、市町

住宅の応急対策のフロー

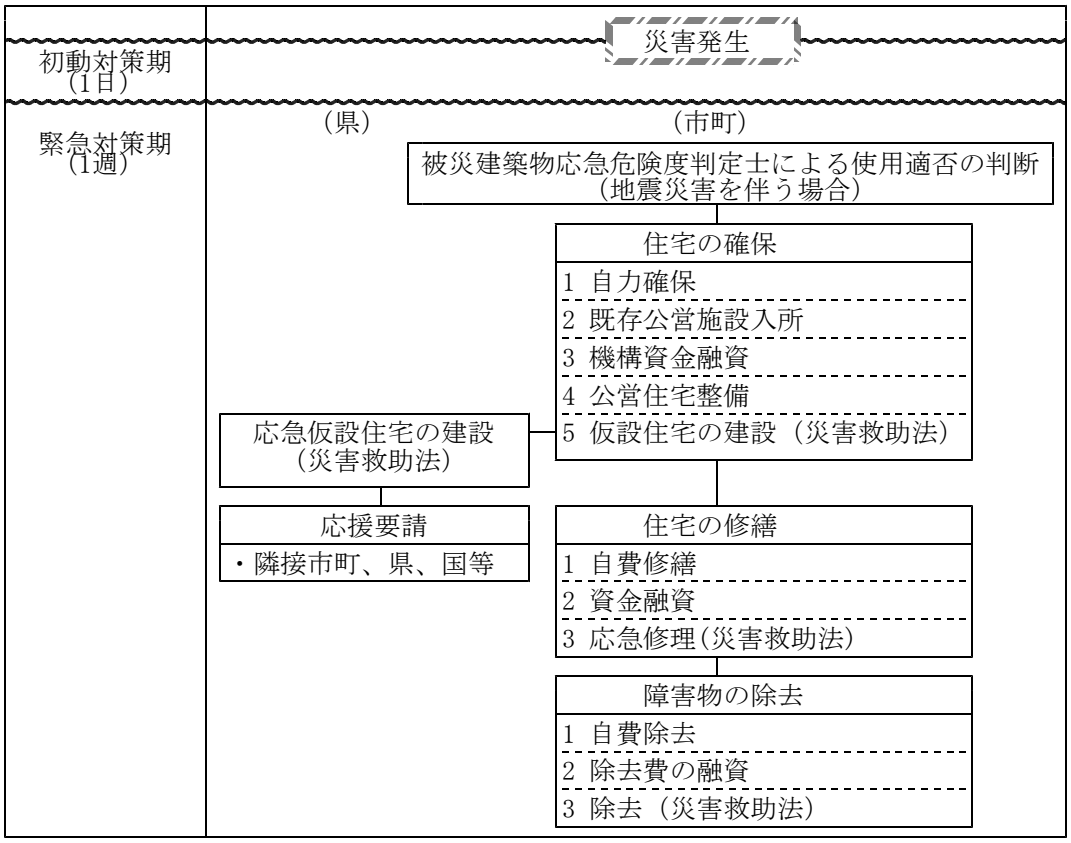

１　基本方針

市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

なお、市町はあらかじめ予想される被害から応急危険度判定対象建築物及び災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握するとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、供給体制を整備する。

２　実施体制

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施（地震災害を伴う場合）

市町は、市町災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、「石川県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき被災住宅の応急危険度判定を実施し、使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

県は、県災害対策本部に支援本部を設置し、市町が行う応急危険度判定業務を支援する。

また、余震あるいは修理に伴い必要となる応急危険度判定の見直しに対応できる体制の確保に努める。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

市町は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

(3) 応急仮設住宅の建設及び運営管理

応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、

算定する。

また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、災害時要援護者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

(4) 被災者に対する住宅相談所の開設

県及び市町は、関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策に関する情報の提供や、被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

(5) 当該市町のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。

災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	（社）プレハブ建築協会	Ｈ 7. 3.24	03-5280-3121	03-5280-3127

災害時における住宅復興等に係る協力に関する基本協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	住宅金融公庫北陸支店	H17. 3.18	076-223-4256	076-233-4258

災害時における民間賃貸住宅等の媒介等に関する協定

協定者		協定締結日	ＴＥＬ	ＦＡＸ
石川県	(社)石川県宅地建物取引業協会	H18.12.27	076-291-2255	076-291-1118
	(社)全日本不動産協会石川県本部	H21.10.1	076-280-6223	076-280-6224

3　災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章**第15節「災害救助法の適用」**による。

4　住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。

ただし、災害発生直後における住民の対策については、**第9節「避難誘導」**の定めるところによる。

対策種別及び順位			内容
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営住宅の施設入所	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特別入居
		(2) 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所
	3 金融機構融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の整備	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。
	5 災害救助法による仮設住宅建設		大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。

<table>
<tr><th colspan="3">対策種別及び順位</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="4">住宅の修繕</td><td colspan="2">1　自費修繕</td><td>被災者が自力（自費）で修繕する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2 資金融資</td><td>(1) 機構資金融資</td><td>自費で修繕するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。</td></tr>
<tr><td>(2) その他公費融資</td><td>低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">3　災害救助法による応急修理</td><td>生活能力の低い世帯のために県（委託したときは市町）が応急的に補修する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">障害物の除去等</td><td colspan="2">1　自費除去</td><td>被災者が自力（自費）で除去する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　除去費等の融資</td><td>自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">3　災害救助法による除去</td><td>生活能力の低い世帯のために県又は市町が除去する。</td></tr>
</table>

（注）① 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

② 「住宅の確保」のうち、３の融資、４及び５の建設は、住宅の全焼、全壊及び流失した世帯を対象とする。

③ 「住宅の修繕」のうち２の(1)の融資及び３による修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。

④ 「障害物の除去等」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい害を及ぼしているものの除去等をいう。

５　その他

(1) 被災建築物応急危険度判定士等の損害補償等

県は、余震等により被災地での作業に危険が伴うことから、応援派遣の場合も含めて、万一の事態に備えた十分な補償制度を検討しておく。

(2) 市町は、被災建築物の危険度判定結果の表示の意味を正しく認識するよう、住民に対して十分な情報提供、啓発活動を実施する。

特に、被災者生活再建支援金の支給等に係るり災証明発行の被害認定調査結果との相違について正しく認識するよう努める。

第３１節　文教対策

県・市町教育委員会、総務部、健康福祉部

応急教育対策のフロー

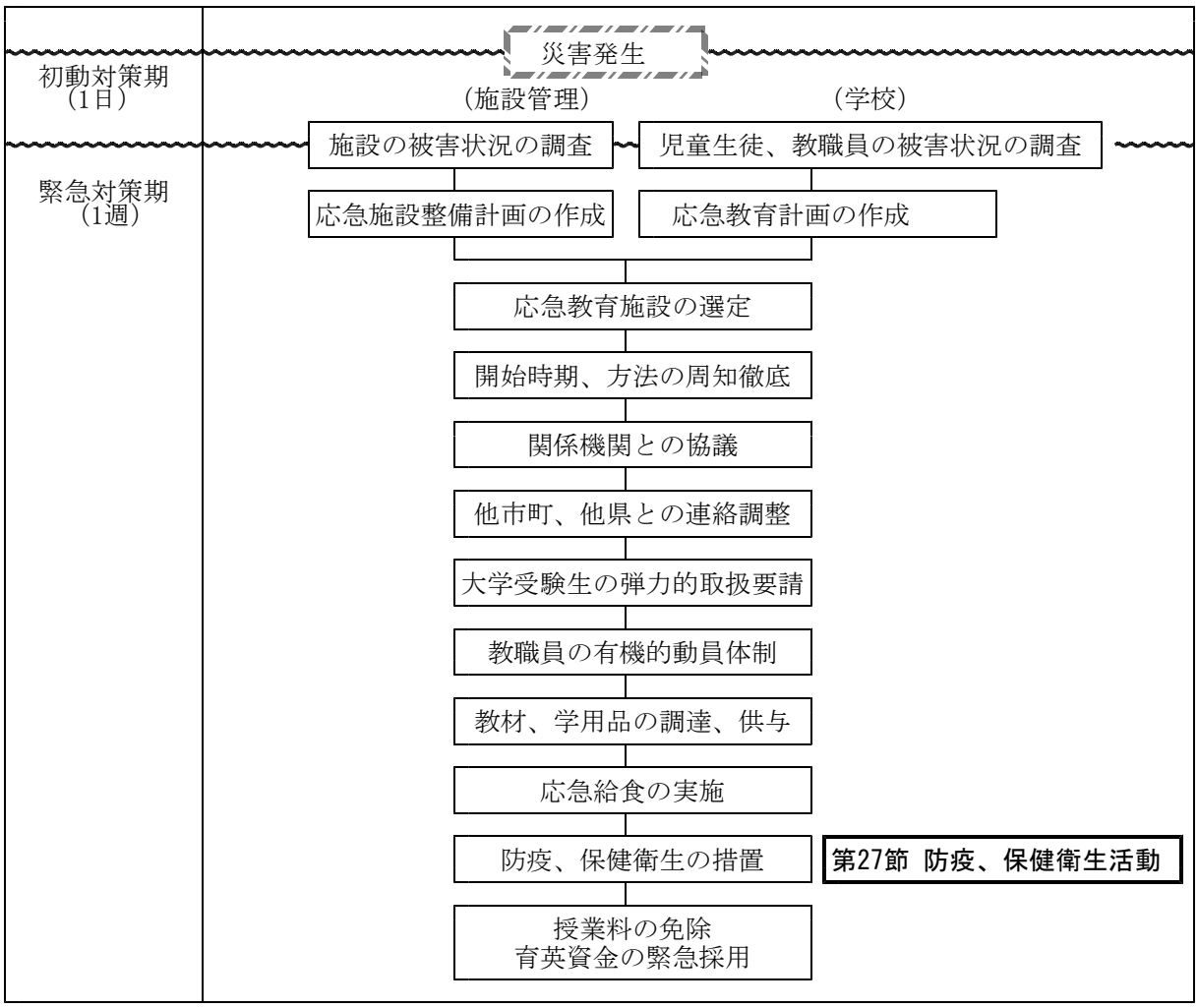

１　基本方針

教育委員会は、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。

また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

２　文教施設の応急復旧対策

(1) 被災施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、関係官公署との連絡を密にする。

(2) 被災学校の授業開始のための応急施設整備計画の指導助言を行う。

(3) 社会教育施設等については、災害を受けた後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては施設ごとに再開計画をたて、できるだけ早く開館する。

３　応急教育実施の予定施設

(1) 被害の程度により又は学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、おおむね次により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

災　害　の　程　度	応　急　教　育　実　施　の　予　定　場　所
学校の一部の校舎が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）程度の場合	(1)　特別教室、屋内施設等を利用する。 (2)　２部授業を実施する。
学校の校舎の全部が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）場合	(1)　公民館等公共施設を利用する。 (2)　隣接学校の校舎を利用する。
県内大部分（広域な範囲）について大災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	(1)　住民避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館、公共施設等を利用する。 (2)　応急仮設校舎を建設する。

(2) 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議の上選定し、教職員、住民に対して周知徹底を図るよう指導する。

4　応急教育計画

学校の施設が被災したり、又は地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

(1) 児童生徒、教職員等の被害状況を速やかに把握し、応急教育計画を作成する。
(2) 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期及び方法等を確実に児童、生徒及び保護者に周知する。
(3) 通常の授業の実施が不可能となった場合は、被災状況に応じた授業方法の選択（休校、短縮、分散、移転等）を考慮するなどの応急教育活動を実施するとともに、避難所との調整について関係機関と協議する。
(4) 児童、生徒が他市町、他県等で応急教育を受ける必要がある場合の連絡調整を行う。
(5) 公立高等学校入学者選抜の弾力的な運用を行うとともに、私立高校にも同様の要請を行う。
(6) 被災地域の大学受験生に対する弾力的な取扱いについて要請を行う。
(7) 教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、他校からの応援により対応するなど、市町立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。

5　児童生徒への対応

災害の発生時間帯により異なる対応が求められ、学校長は、その状況に応じた応急対応を実施するよう指導する。

(1) 在校時の安全確保
　迅速な避難の実施、児童生徒の保護者への引き渡し、帰宅困難者の宿泊等の措置をする。
(2) 登下校時の安全確保
　情報の収集・伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。
(3) 児童生徒の安否確認
　在宅時に発災した場合及び欠席者に対する安否を確認する。
(4) 被災した児童生徒の健康保健管理
　身体の健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

６　教材、学用品の調達及び給与方法

災害救助法適用及びその基準外の教材、学用品の調達並びに給与方法については、市町教育委員会及び学校があらかじめ計画を樹立しておく。

なお、災害救助法を適用する場合の措置は、本章**第15節「災害救助法の適用」**による。

７　授業料の免除及び育英資金

(1) 被災生徒の授業料免除

授業料を免除することができる（石川県立高等学校授業料減免規則（昭和54年石川県規則第16号）第２条及び石川県私立高等学校授業料減免補助金交付要綱第2条))。

(2) 被災生徒の育英資金の貸与

被災により家屋の全壊、半壊又は流失等のために就学に著しい困難を生じた生徒に対して、必要に応じて石川県育英資金の緊急採用奨学生として育英資金を貸与する。

８　給食措置

(1) 児童生徒の対策

市町等は、被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。県教育委員会は、被害状況に応じて速やかに応急給食を実施するよう指導する。

(2) 物資対策

被災市町は、被害を受けた物資の状況を各教育事務所を経由して県教育委員会に速やかに報告する。県教育委員会は、被害物資量を掌握し、県学校給食会等に対して物資の手配等を指導する。

なお、給食を実施している県立学校にあっては、学校長が直接県教育委員会に報告する。

９　保健衛生

県教育委員会及び市町教育委員会は、健康福祉部局と密接な連絡をとり、本章**第27節「防疫、保健衛生活動」**に従い適切な応急措置を行う。

(1) 被災教職員、児童生徒の保健管理

災害が発生したときは、災害情報の収集に努め、感染症発生のおそれがあるときは、健康福祉部局と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して予防教育を行う。

また、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を健康福祉部局の協力を得て行う。

(2) 被災学校の環境衛生

震災が発生し、浸水等による被害のあった場合は、健康福祉部局の協力を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。

10　教職員の健康管理

応急対応が長期化することにより教職員への負担が大きくなることから、職員ローテーションや他校等からの応援体制を組むなどして、身体的、精神的な健康管理に留意する。

11　避難所協力

学校は、学校施設が避難所となった場合は、市町など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。

また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

文化財対策のフロー　　（県・市町教育委員会）

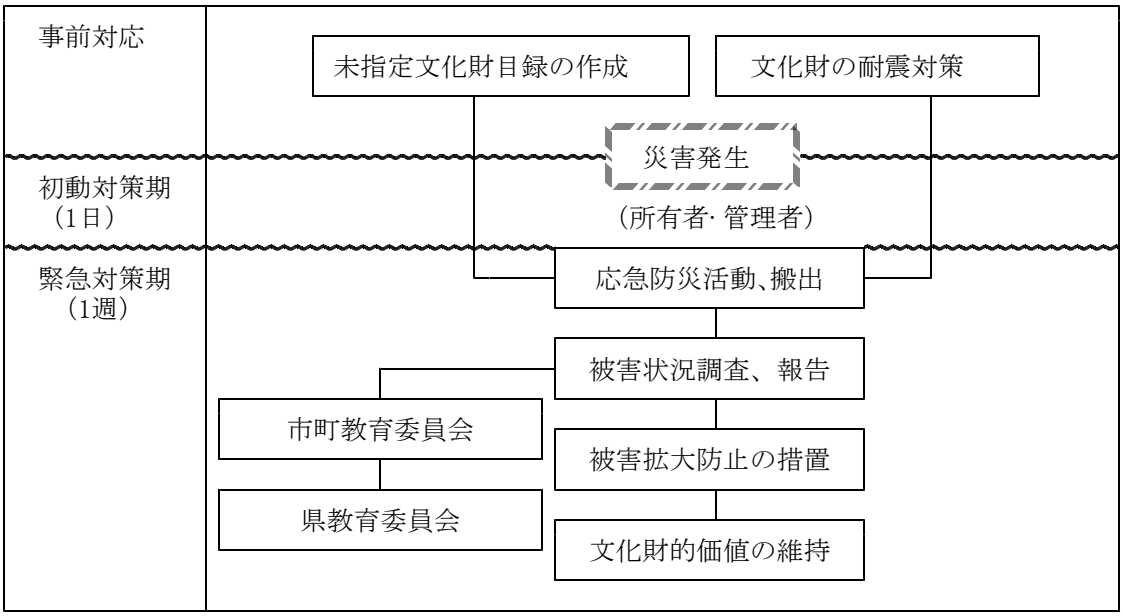

12　文化財対策

文化財が貴重な国民的財産であることを勘案して、地震発生直後から所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

(1) 応急措置

ア　文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動の実施及び搬出等により文化財の保護を図る。

イ　文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市町教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。

ウ　関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。

　その際、県教育委員会又は市町教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

エ　文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生した時には、被災者の救助を優先する。

(2) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

(3) 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された時には、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

第３２節　応急金融対策

商工労働部、日本銀行、北陸財務局、関係行政機関

応急金融対策のフロー

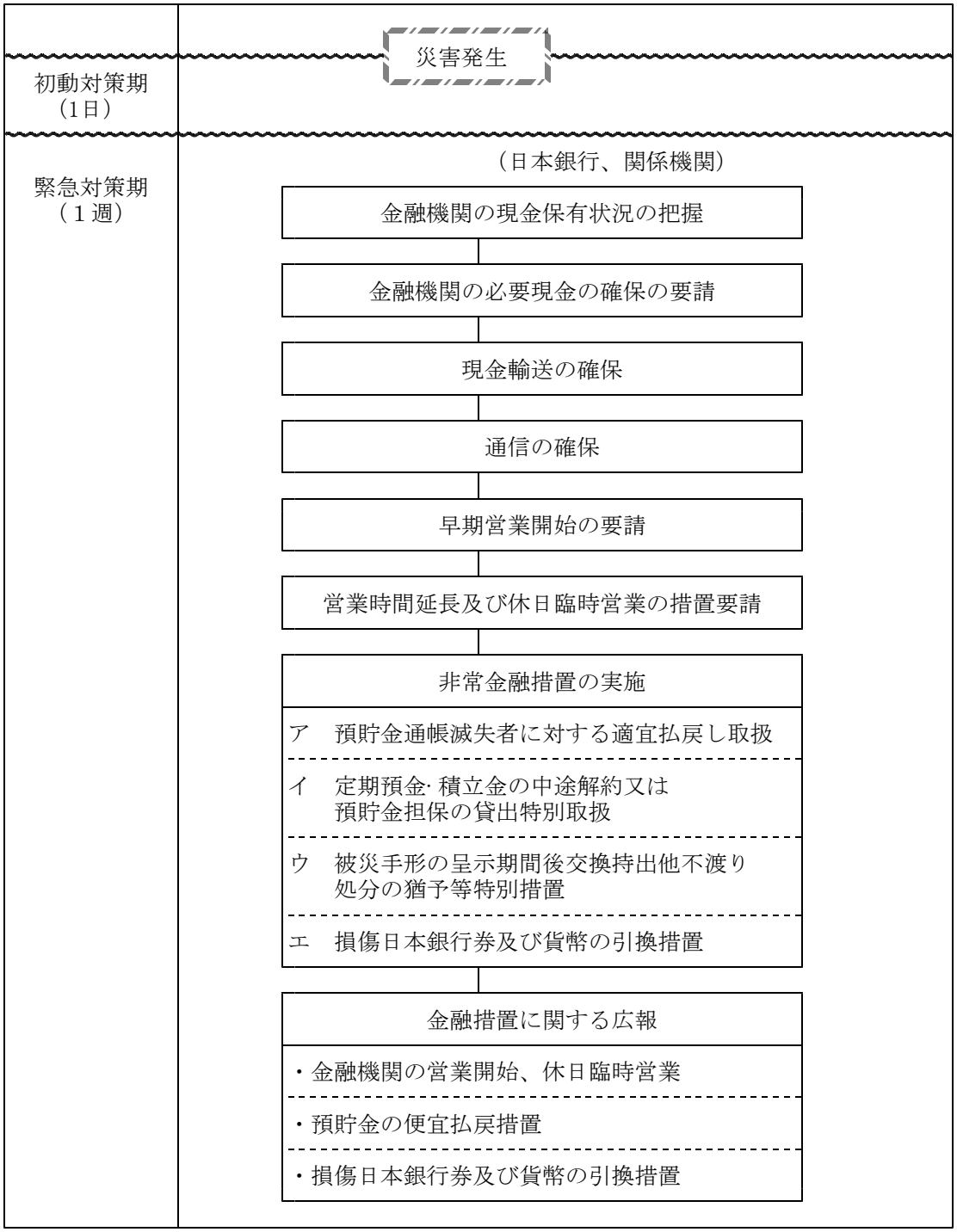

１　基本方針

津波災害時、被災地において通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、住民の生活の安定を図る。

2　通貨の供給の確保

(1) 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて金融機関の必要現金の確保について要請を行う。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送、通信の確保を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう要請を行う。

また、必要に応じて金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。

3　非常金融措置

(1) 非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対して次のような非常措置をとるよう要請を行う。

ア　払戻しの取扱い

預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対して預貯金の適宜払戻しの取扱いを行う。

イ　貸出等の特別取扱い

被災者に対して定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行う。

ウ　被災関係手形の措置

被災地の手形交換所において、被災関係手形について、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとる。

エ　損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置をとる。

(2) 金融措置に関する広報

金融機関の営業再開、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換措置等については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。